

平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

社会的養護対象の0歳児～18歳到達後で
引き続き支援を受けようとする者に対する
効果的な自立支援を提供するための調査研究
(総合アセスメント及び
自立支援計画・継続支援計画ガイドラインの作成)
報告書

みずほ情報総研株式会社

平成30年3月

社会的養護対象の0歳児～18歳到達後で引き続き支援を受けようとする者に対する効果的な自立支援を提供するための調査研究（総合アセスメント及び自立支援計画・継続支援計画ガイドラインの作成）（事業概要）

1. 調査・検討の背景・目的

本調査研究では、18歳到達後の者の支援ニーズを具体的に把握するとともに、これらの者に対する継続支援計画を策定するためのガイドラインを作成し、18歳到達前から到達以降（最長22歳年度末まで）の継続的な支援の実現を目的として実施した。また、ガイドラインを幅広く効果的に活用するため、電子媒体ツールを合わせて作成した。

2. 調査・検討の実施方法

本調査研究では、下記の項目を実施した。

(1) アンケート調査の実施	18歳到達後の者の支援ニーズを把握するため、里親家庭、児童養護施設および自立援助ホームにおける18歳到達後の者の状況、18歳到達後の者が有する課題、自立にあたり必要な支援内容等を明らかにするためのアンケート調査を実施した。
(2) 支援コーディネーターに求められる役割の検討	支援コーディネーターの活動の現状把握および支援コーディネーターに求められる役割の検討を行った。
(3) 18歳到達後の者を対象とするガイドラインの検討・作成	18歳到達後の者への適切なアセスメントおよび継続支援計画の策定に資するガイドライン（アセスメント票を含む）を検討・作成した。また、当ガイドラインの作成にあたり、「子ども自立支援計画ガイドライン 更新版」（平成29年3月）についても所要の見直しを行った。
(4) 電子版ツールの作成	子ども家庭総合評価票等の電子版ツールを作成した。

3. アンケート調査結果および支援コーディネーターに求められる役割

(1) 調査の実施概要

■ 調査の目的

18歳到達後の者の自立支援にあたり、対象の青年の有する課題、支援内容などの実態を知るとともに、各自治体における社会的自立支援事業の実施状況を把握する。

■ 調査対象

・児童養護施設（全数：603施設）	・自立援助ホーム（全数：141施設）
・里親会（全数：66団体）	・都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市（全数：69自治体）

■ 実施時期

平成 29 年 11 月 6 日（月）～11 月 28 日（火）

■ 回収状況

種 類	発送件数	回収件数	回収率
児 童 養 護 施 設 票	603	384	63.7%
自 立 援 助 ホ ー ム 票	141	78	55.3%
里 親 会 票	66	36	54.5%
都 道 府 県 等 票	69	66	95.7%

(2) アンケート調査の実施結果（まとめ）

【18 歳到達後の者が有する自立支援の課題】

○「**基本的生活の確立や社会生活スキルの不足**」が課題として最も多く挙げられ、その課題は多様に存在していた

- ・ 児童養護施設、自立援助ホームいずれからの回答においても、18 歳到達後の者が有する課題として「**基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない**」が最も多く挙げられた（45.4%：数値は児童養護施設入所者のもの。以下、本項において同じ）。また、「**本人の自立に関する不安等が大きい**（39.5%）」、「**実親等との関係に悩みがある**（26.9%）」などの心理面・人間関係面の課題や「**退所後の生活費が確保できない**（19.1%）」、「**住居または家財道具等の確保が困難**（17.0%）」といった生活上大きな支障となりうる課題、「**障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要**（25.6%）」といった課題も回答割合が高かった。
- ・ 以上から、スキル構築等の実践的支援とあわせ、本人の不安や人間関係等、心理的側面からの配慮や経済的支援が重要であると考えられる。
- ・ 施設等では 18 歳到達後の入所者や退所者に対し様々な自立支援（アフターケアなど）を行っている。特に 18 歳到達後の入所者に対しては、児童養護施設では 7～8 割の施設が「**就職に関する支援**（86.2%）」や「**基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援**（82.6%）」など多様な支援を行っている。一方、18 歳到達後の施設退所者に対して行われる支援については、「**本人の自立に関する不安等、心理面への支援**（78.9%）」に次いで、「**利用可能性がある行政サービスの伝達**（66.1%）」などが続くが、入所者への支援に比べ多くの自立支援の項目で、実施割合が低い傾向がみられる。
- ・ このため、入所中のみならず退所後（措置解除後）も継続的な支援、フォローができる体制の構築が必要と考えられる。

○**障害の有無・種別により課題の傾向が異なる**

- ・ 何らかの障害のある者の現在の課題についてみると、「**基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない**（45.4%）」、「**住居又は家財道具等の確保が困難**（17.0%）」などの項目で回答の割合が

高い傾向がみられた。

- ・また、障害の種別で見ると、「本人に合った就職先が確保できない（26.9%）」、「本人の自立に関する不安等が大きい（46.2%）」、「疾患・体調管理面の配慮が必要（30.8%）」、「自分の生い立ちに関する悩みがある（23.1%）」などの項目で、精神障害のある者の回答の割合が高い傾向がみられた。
- ・「障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要」の項目を見ると、いずれの障害の種別でも6割以上と回答割合が高く、支援の必要性が大きいことが伺える。自立支援にあたっては個別化を基本としながらも、障害があることで上記のような課題を抱えている可能性を考慮することで、ニーズのよりの確かな把握が実現できると考えられた。

○被虐待経験の有無により課題の傾向が異なる

- ・被虐待経験のある者では「実親等との関係に悩みがある（29.8%）」、「職場や大学等で良好な人間関係を作れない（14.3%）」、「恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある（8.0%）」など、人間関係に関する課題について、被虐待経験の無い者と比べ割合が高い傾向がみられた。
- ・就職・就業先での人間関係の構築は、離職・退学とも関係する可能性があり、自立した生活を営むために必要なスキルとも考えられる。
- ・自立支援にあたっては個別化を基本としながらも、被虐待経験があることで実親等との関係など人間関係の構築に支障が出ていないか等の視点を意識することは、より適切な支援の実現につながるのではと考えられた。

【自立支援における支援者側の課題】

○自立支援が職員の負担につながる

- ・施設運営等における支援にあたっての問題点では、「職員の長時間労働が生じやすくなる」が児童養護施設・自立援助ホームともに最も回答割合が高かった（それぞれ63.8%、59.0%）。
- ・自立支援において、施設、または里親が担うべき役割と、児相や市町村窓口等が担う役割を明らかにすることで、施設が自立支援を一手に担い、負担となることを軽減しようと考えられた。

○自立支援の質に差が生じている

- ・児童養護施設では「支援をどの程度まで行うべきか、施設職員間の共通理解が図られていない（49.0%）」、「自立支援を担当する職員によって支援内容に差が生じる（47.4%）」など、職員間の支援の差を指摘する意見が多かった。また、「自立支援に関する職員が専門的知識を得るための仕組み・研修などができていない」も、両施設とも4割近い回答がみられた（それぞれ38.8%、37.2%）。
- ・自立支援を実際に行っている職員は、児童養護施設では92.6%、自立援助ホームでは42.3%が「当該児童を受け持つ担当職員」と最も多く、すべての職員が自立支援における理解を深めること、または自立支援にあたりスーパーバイザーや施設内外の専門職から支援を受けられる体制構築が望ましい。

- ・また、自立支援にあたり関係機関が連携することで、関係機関が協議した上での明確な方針に基づいた質の高い支援を行うことも期待される。

【社会的養護自立支援事業の実施状況に関して】

○事業の認知は進んでいるが、実践はこれから

- ・当事業の「事業内容は知っている」施設は5～6割程度、「名前は知っている」施設は2～3割程度で、計8割程度の施設が当事業を認知している。また、支援コーディネーターについても同様に、計8割程度の施設が当専門職の存在を認知している。
- ・一方、事業を「実施している」のは5～10%程度の施設であり、また実施主体の都道府県においても、当事業を実施している自治体が33.3%と、3分の1の自治体のみが事業を実施している状況である。

○継続支援計画を作成している自治体は2割程度

- ・当事業を実施している都道府県のうち、「支援コーディネーターによる継続支援計画の作成」を行っている自治体は「貴自治体の職員が直接実施（4.5%）」、「他の施設・団体等に委託して実施（18.2%）」の計22.7%であった。
- ・また、計画を作成している人数も、「2～4人」「5～7人」の自治体が40.0%と、全ての自治体で7人以下であった。

（3）支援コーディネーターに求められる役割

【関係機関の効果的な連携・支援体制を構築し、各々の明確かつ適切な役割分担を設定すること】

○基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援といった実践的な支援、および自立に関する不安、人間関係に関する葛藤への心理的支援を、入所中のみならず退所後においても行えるよう、関係機関の連携を構築し、明確な役割分担を設定すること。

→これにより、課題への的確かつ迅速な検討・対応が行えるほか、退所後の施設および措置解除後の里親が、自立支援のため過度な負担を担うことを避けられる。

【障害特性や被虐待経験等、支援を要する人の状況を考慮した課題・支援方策を検討すること】

○「障害があるからこのようなことが困るはずだ」などの先入観を持つことなく、個別化を基本とした支援をすることは、自立支援に関わらずソーシャルワークの原則である。一方、障害に起因する自立支援上の課題がないか、これに対する適切な支援は必要かといった検討もアセスメント上欠かせない視点であり、丁寧にニーズを把握していくことが重要となる。

○障害の種別・程度によっては、将来の自分の生活を具体的かつ現実的に考えることが難しいケースも想定される。この場合も、対象者からの信頼が厚い家族や専門職などが本人の意向をできるだけ正確に計画に反映させるなど、アドボケートを伴った専門的支援を検討すべきである。

○被虐待経験の有無によっても、職場や大学等の人間関係、恋愛関係の構築等に課題がある割合が高い傾向がみられたことから、同様の配慮を検討する。

【「支援コーディネーター」の存在・役割や有用性の周知啓発、コーディネート機能の研鑽に努めること】

- 支援コーディネーターは 29 年度から始められたばかりの事業であり、多くの児童養護施設、里親等においては、まだ名前が知られている程度の存在と思われる。
- 今後、18 歳到達後も関係者が各々の役割分担の下、切れ目無い自立支援を行うためには、まずは支援コーディネーターが各都道府県等に配置されていることの周知から始まり、実際に支援に関わるケースを増やし、支援が円滑化したという成功体験を各職種が積み重ねることが必要。
- そのため、支援コーディネーター自身も、社会的養護および自立支援に関する支援技法、利用可能な社会資源に精通することはもとより、関係者と綿密な協議・検討を行えるような日頃からの顔の見える関係性の構築等、コーディネート機能を高める事が重要である。

4. 18 歳到達後の者を対象とするガイドラインの作成

(1) ガイドライン作成の目的

平成 29 年度より事業化された「社会的養護自立支援事業」では、支援コーディネーターが 18 歳以上の対象の青年のアセスメントを原則措置解除前に行い、その結果を踏まえ本人、里親、施設等の意見を聞きながら「継続支援計画」を策定し、それに基づく支援を提供することとしている。

一方、継続支援計画の策定における手法等をまとめたガイドラインは現時点ではまだないが、「新しい社会的養育ビジョン」では、自立支援に関して「代替養育の場に子どもの措置をした自治体の責任の明確化と包括的な制度的枠組みの構築が必要である」こと、および「この制度的枠組には（中略）自立支援ガイドラインの作成と共有が含まれている必要がある」とされている。

このため、本調査研究では 18 歳到達後の者の自立支援における支援ニーズを明確にし、各支援者による質の高い支援が提供できるよう、18 歳到達後の者を対象とする継続支援計画ガイドライン「18 歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン」を作成した。

(2) ガイドラインの構成

「18 歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン」は、下記の 3 部で構成される。

I 18 歳到達後の者への自立支援に関する基本的事項について
II 18 歳到達後の者の自立支援のためのアセスメントについて
III 継続支援計画の策定について

(3) ガイドラインの内容

別冊 1 のとおり。

5. 子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドラインの作成

（1）子ども自立支援計画ガイドラインからの更新

前項で述べた「18歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン」の検討・作成経過の中で、概ね18歳未満の子どもおよび青年を対象とした自立支援計画策定のためのガイドラインである「子ども自立支援計画ガイドライン 更新版」（平成29年3月）についても、必要に応じ所要の見直しを行った。

上記の「18歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン」、および修正後の「子ども自立支援計画ガイドライン 更新版」をあわせた冊子を「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」としてとりまとめた。その内容は別冊2のとおりである。

（2）ガイドラインの構成（変更）

「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」は、下記の5部で構成される。

第1部 子どもの実態把握・評価（アセスメント）とケアプラン（自立支援計画）の基本
第2部 子どもの養育・支援と家庭復帰支援（親子関再構築支援）のためのアセスメント
第3部 子どもの養育・支援および家庭復帰支援（親子関係再構築支援）のためのケアプラン（自立支援計画）
第4部 若者の自立支援のための継続支援計画
第5部 子ども家庭総合評価票によるアセスメント及びケアプラン（自立支援計画）・継続支援計画策定等の実際

本ガイドラインの内容は、基本的に「子ども自立支援計画ガイドライン 更新版」を踏まえた構成としているが、主な変更点は下記のとおりである。

- ・「18歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン」の記載内容を盛り込み、18歳到達後の者への支援においても活用できるよう変更
- ・年齢版ごとに「養護・虐待・育成相談版」と「障害・保健相談版」の2つに分かれていた従来のガイドラインの構成を変更し、1つの版に統合
- ・法律や制度および政策の変遷、また社会的情勢の変化等を踏まえ、記載内容を全般的に更新

（3）電子版ツールの作成

「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」に含まれる子ども家庭総合評価票は、紙面上で活用できるよう作成したものであるが、この総合評価票には多岐に渡る設問が含まれており、記入内容の記録・保存や総括一覧シートの作成には相応の事務作業が生じる。

本調査研究ではこうした総合評価票の入力、記入内容の保存・閲覧や総括一覧シートの作成をパソコン上で効率的に行えるようにすることを目的として、子ども家庭総合評価票および総括一覧シートの電子版ツールを作成した。

目次

I. 調査・検討の概要.....	2
1. 調査・検討の背景・目的.....	2
2. 調査・検討の実施に関する検討会の設置.....	2
3. 調査・検討の実施方法.....	3
II. アンケート調査結果および支援コーディネーターに求められる役割.....	4
1. 調査の実施概要.....	4
2. 児童養護施設票 集計結果.....	7
3. 自立援助ホーム票 集計結果.....	43
4. 里親会票 集計結果.....	72
5. 都道府県等票 集計結果.....	86
6. アンケート結果のまとめ.....	91
7. 支援コーディネーターに求められる役割.....	97
III. 18歳到達後の者を対象とするガイドラインの作成.....	98
1. ガイドライン作成の目的.....	98
2. ガイドラインの構成.....	98
3. ガイドラインの内容.....	98
IV. 子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドラインの作成.....	99
1. 子ども自立支援計画ガイドラインからの更新.....	99
2. ガイドラインの構成（変更）.....	99
3. 電子版ツールの目的、活用方法.....	100
参考資料.....	102

別冊1 18歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン

別冊2 子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン

I. 調査・検討の概要

1. 調査・検討の背景・目的

【背景】

社会的養護関係施設では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、及び「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」により自立支援計画を策定することが義務づけられている。また、里親家庭においては児童相談所が作成する自立支援計画に従い子どもを養育することとしている。

今般の改正児童福祉法により、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者も自立援助ホームの対象者とされたほか、里親委託や児童養護施設等の入所措置となっていた者について、18歳到達後も原則22歳年度末まで必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」が平成29年度から事業化された。当事業は支援コーディネーターが18歳到達後の者のアセスメントを措置終了前に行い、その結果を踏まえ本人、里親、施設等の意見を聞きながら継続支援計画を作成し、それに基づく支援を提供することとしている（必須事業）。

上記の法改正等により、18歳到達後の対象者支援における各種制度は徐々に整備されつつあるが、実際にこうした支援を担う支援コーディネーター等18歳到達後の者の支援にあたる専門職には、対象者個別の生育歴（被虐待経験の有無等）や対象者の個性、意向、さらには対象者を取り巻く社会環境等を的確かつ包括的に把握し、適切な支援を実現するためのアセスメントを行うことが求められる。

この点について、18歳未満の対象者については「子ども家庭総合評価票」を含む「子ども・家族への支援計画を立てるためにー子ども自立支援計画ガイドラインー」といったアセスメントツールが策定・活用されているが、18歳到達後の者についても、その対象者が抱える支援ニーズを明確にするためのガイドライン等を検討・作成することで、各支援者による質の高い支援の提供に資するものと考えられる。

【目的】

本調査研究では、18歳到達後の者の支援ニーズを具体的に把握するとともに、これらの者に対する継続支援計画を策定するためのガイドラインを作成し、18歳到達前から到達以降（最長22歳年度末まで）の継続的な支援の実現を目的として実施した。また、ガイドラインを幅広く効果的に活用するため、電子媒体ツールを合わせて作成した。

2. 調査・検討の実施に関する検討会の設置

調査の設計および調査結果の取りまとめ方針等の論点について議論いただくため、有識者から構成される「0歳から18歳到達後の者に対する自立支援に関する調査研究」検討会を設置した。

「0歳から18歳到達後の者に対する自立支援に関する調査研究 検討会」委員

氏名(五十音順)	役職
相澤 仁(座長)	大分大学福祉健康科学部 教授
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部人間健康学科 教授
川松 亮	子どもの虹情報研修センター 研究部長
酒井 厚	首都大学東京都市教養学部 准教授
菅原 ますみ	お茶の水女子大学基幹研究院 教授
則武 直美	岡山聖園子供の家 園長
舟橋 敬一	埼玉県立小児医療センター 科長(兼)副部長
松本 聡子	お茶の水女子大学人間発達教育科学研究所

【事務局】 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

玉山 和裕 山本 眞理 佐藤 湊 天羽 千春

【オブザーバー】 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 社会的養護専門官 河尻 恵

3. 調査・検討の実施方法

本調査研究では、下記の項目を実施した。

(1) アンケート調査の実施	18歳到達後の者の支援ニーズを把握するため、里親家庭、児童養護施設および自立援助ホームにおける18歳到達後の者の状況、18歳到達後の者が有する課題、自立にあたり必要な支援内容等、および都道府県等の支援状況等を明らかにするためのアンケート調査を実施した。 【調査対象】都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の里親会、全国の児童養護施設、全国の自立援助ホーム、全国の都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市
(2) 支援コーディネーターに求められる役割の検討	アンケートの集計結果等をもとに、支援コーディネーターの活動の現状把握および支援コーディネーターに求められる役割の検討を行った。
(3) 18歳到達後の者を対象とするガイドラインの検討・作成	上記「(1) アンケート調査の実施」の集計・分析結果、「(2) 支援コーディネーターに求められる役割の検討」の内容等を踏まえ、18歳到達後の者への適切なアセスメントおよび継続支援計画の策定に資するガイドライン(アセスメント票を含む)を検討・作成した。 また、当ガイドライン・アセスメント票の作成にあたり、「子ども自立支援計画ガイドライン 更新版」(平成29年3月)についても所要の見直しを行った。
(4) 電子版ツールの作成	作成したガイドラインの内容に加え、「自立支援計画作成に関するアセスメント票の調査・検討」において更新した子ども家庭総合評価票等の電子版ツールを作成した。作成にあたっては、windows10等、通常用いられることが多いと思われるOS、環境に対応すること、および今後のOS等のアップグレード等により電子版ツールが使えなくなることを避ける観点から、パソコン内に仮想環境を構築し、その環境下でソフトの操作を行う形式とした。 なお、電子版ツールの著作権は、本調査研究の実施主体であるみずほ情報総研に属するが、自治体担当者等の活用を広く推進する観点から、通常の利用範囲(ソフトの改編やソースコード等の二次利用等を含まない)において著作権を行使せず、自治体担当者等の利用を妨げないこととした。

Ⅱ. アンケート調査結果および支援コーディネーターに求められる役割

1. 調査の実施概要

■ 調査の目的

18歳到達後の者の自立支援にあたり、対象の青年の有する課題、支援内容などの実態を知るとともに、各自治体における社会的自立支援事業の実施状況を把握する。

■ 調査対象

- ・児童養護施設(全数:603施設)
- ・自立援助ホーム(全数:141施設)
- ・里親会(全数:66団体)
- ・都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市(全数:69自治体)

■ 実施方法

郵送配付・郵送回収(自記式)

■ 実施時期

平成29年11月6日(月)～11月28日(火)

■ 調査項目

児童養護施設票
《施設の概要》
<input type="checkbox"/> 市区町村、施設名、設置主体、運営主体、開設年月、併設施設の種類
<input type="checkbox"/> 施設の総定員数、施設の在籍児童数、施設の職員数(職種別、常勤・非常勤別)
《施設に入所している(入所していた)18歳到達後の者の状況》
<input type="checkbox"/> 入所している18歳到達後の者の下記の状況 年齢、性別、入所期間、措置延長の理由、就学等の状況、障害の有無、被虐待経験の有無、退所予定の有無、退所後の進路、支援コーディネーターによる関与・支援の有無、対象者の現在の課題(うち最も大きな課題)、対象者に実施した自立支援(アフターケア)
<input type="checkbox"/> 退所した18歳以上30歳未満の者の下記の状況 年齢、入所期間、退所時期、就学等の状況、障害の有無、被虐待経験の有無、支援コーディネーターによる関与・支援の有無、対象者の退所後に生じた課題(うち最も大きな課題)、対象者に実施した自立支援(アフターケア)
《18歳到達後の者への支援》
<input type="checkbox"/> 施設全体として行っている自立支援(アフターケア)および支援を実施している職員
<input type="checkbox"/> 支援にあたり生じた、施設運営や職員等に関する課題
<input type="checkbox"/> 継続支援計画の作成の有無および作成にあたっての関係者・関係機関との連携・相談状況
<input type="checkbox"/> 継続支援計画に含まれる項目および含めるべきと考える項目
《社会的養護自立支援事業への関与》
<input type="checkbox"/> 社会的養護自立支援事業および支援コーディネーターの実施・認知状況
<input type="checkbox"/> 支援コーディネーターを担っている職員の概況
<input type="checkbox"/> 外部の支援コーディネーターとの連携の有無および当該コーディネーターの業務内容等
<input type="checkbox"/> 支援コーディネーターに期待する役割
<input type="checkbox"/> その他自立支援に関する意見

自立援助ホーム票

《施設の概要》

- 市区町村、施設名、設置主体、運営主体、開設年月、併設施設の種類
- 施設の総定員数、施設の在籍児童数、施設の職員数（職種別、常勤・非常勤別）

《施設に入所している（入所していた）18歳到達後の者の状況》

- 入所している18歳到達後の者の下記の状況
年齢、性別、入所期間、措置延長の理由、就学等の状況、入所前の居住場所、障害の有無、被虐待経験の有無、退所予定の有無、退所後の進路、支援コーディネーターによる関与・支援の有無、対象者の現在の課題（うち最も大きな課題）、対象者に実施した自立支援（アフターケア）
- 退所した18歳以上30歳未満の者の下記の状況
年齢、入所期間、退所時期、就学等の状況、障害の有無、被虐待経験の有無、支援コーディネーターによる関与・支援の有無、対象者の退所後に生じた課題（うち最も大きな課題）、対象者に実施した自立支援（アフターケア）

《18歳到達後の者への支援》

- 施設全体として行っている自立支援（アフターケア）および支援を実施している職員
- 支援にあたり生じた、施設運営や職員等に関する課題
- 継続支援計画の作成の有無および作成にあたっての関係者・関係機関との連携・相談状況
- 継続支援計画に含まれる項目および含めるべきと考える項目

《社会的養護自立支援事業への関与》

- 社会的養護自立支援事業および支援コーディネーターの実施・認知状況
- 支援コーディネーターを担っている職員の概況
- 外部の支援コーディネーターとの連携の有無および当該コーディネーターの業務内容等
- 支援コーディネーターに期待する役割
- その他自立支援に関する意見

里親会票

- 都道府県等の名称

《里親への委託児童のうち、18歳到達後の者の状況》

- 18歳以上の委託児童の有する課題等
- 里親が自立支援を行う際に生じている課題
- 18歳到達後に里親委託が解除となった者の、解除後に生じたニーズ、課題
- 18歳到達後の者の措置延長の理由

《18歳到達後の者に求められる支援等》

- 里親が18歳到達後の者に実施している自立支援
- 里親が措置解除後に行っている自立支援（アフターケア）および自立支援にあたっての課題
- 里親委託の解除にあたっての継続支援計画の作成の有無および関係機関との連携・相談状況
- 継続支援計画に含まれる項目および含めるべきと考える項目

《社会的養護自立支援事業の状況》

- 社会的養護自立支援事業および支援コーディネーターの実施・認知状況
- 支援コーディネーターを担っている職員の概況
- 里親委託されている18歳到達後の者の自立支援における、里親と支援コーディネーターの連携状況
- 支援コーディネーターに期待する役割
- その他自立支援に関する意見

都道府県等票

- 都道府県等の名称、里親数等
- ＜社会的養護自立支援事業の実施状況＞
- 社会的養護自立支援事業の実施の有無
- 社会的養護自立支援事業の事業内容別実施状況および委託の有無
- 支援コーディネーターの概況
- 社会的養護自立支援事業の実施に関する今後の意向および事業を実施しない理由
- 支援コーディネーターの活動にあたり必要と思われる支援やツール

■ 回収状況

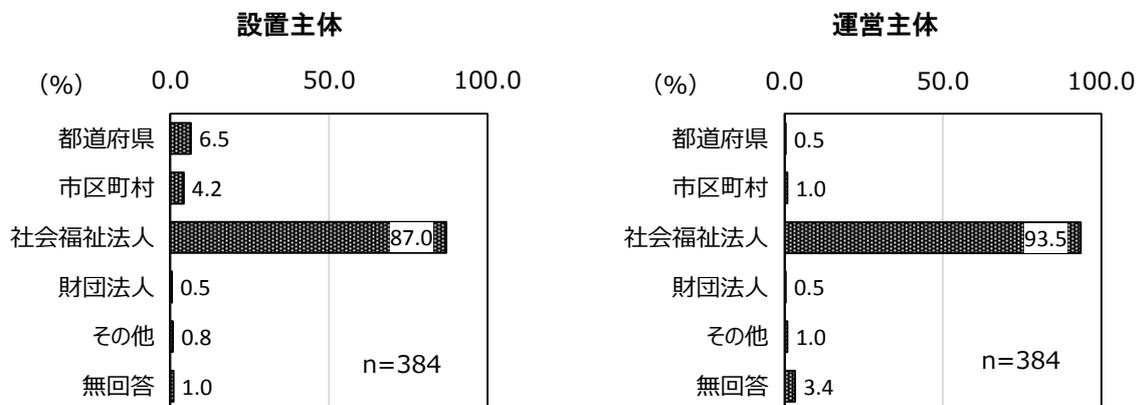
種 類	発送件数	回収件数	回収率
児 童 養 護 施 設 票	603	384	63.7%
自 立 援 助 ホ ー ム 票	141	78	55.3%
里 親 会 票	66	36	54.5%
都 道 府 県 等 票	69	66	95.7%

2. 児童養護施設票 集計結果

(1) 施設の概要

■ 設置主体・運営主体

設置主体、運営主体ともに「社会福祉法人」が最も多く、それぞれ 87.0%、93.5%であった。



◆「その他」の内容

広域事務組合

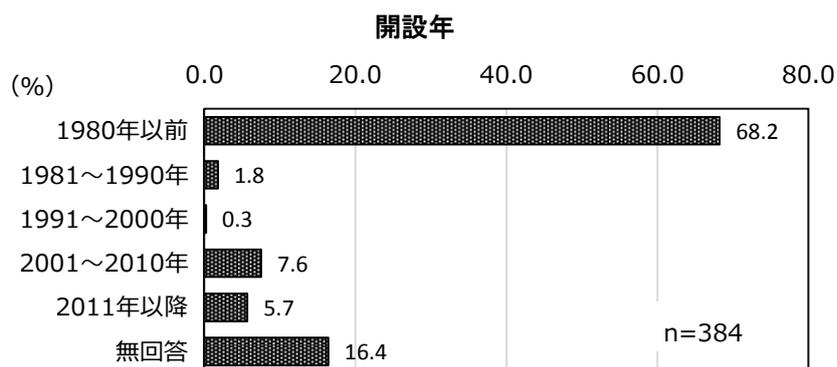
個人

宗教法人

事業団

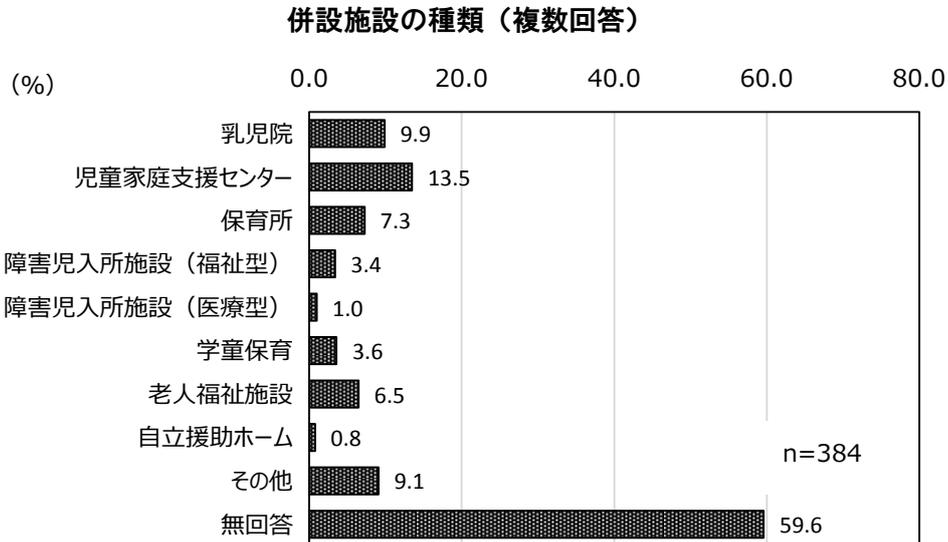
■ 開設年月

施設の開設数を年次別にみると、「1980 年以前」が最も多く 68.2%、次いで「2001～2010 年」が 7.6%であった。



■ 併設施設の種類

併設施設については、「児童家庭支援センター」が 13.5%と最も多く、次いで「乳児院」が 9.9%であった。



◆「その他」の内容

児童心理治療施設	幼保連携型認定こども園
家庭養育支援センター	障害児放課後等デイサービス
地域活動センターⅢ型、共同生活援助ホーム	不登校児通所施設
障害者支援施設、障害者多機能事業所、グループホーム	障害児通所支援事業所
地域小規模児童養護施設	障害福祉サービス事業所
トワイライトステイ事業所	里親育成センター
障害者入所施設	一時保護
障害児者ショートステイ	母子生活支援施設
児童発達支援センター、病児病後児保育	障害者入所施設

■ 定員数・暫定定員数、施設の在籍児童数

施設全体の定員数は平均 52.8 人、暫定定員数は 45.8 人であった。

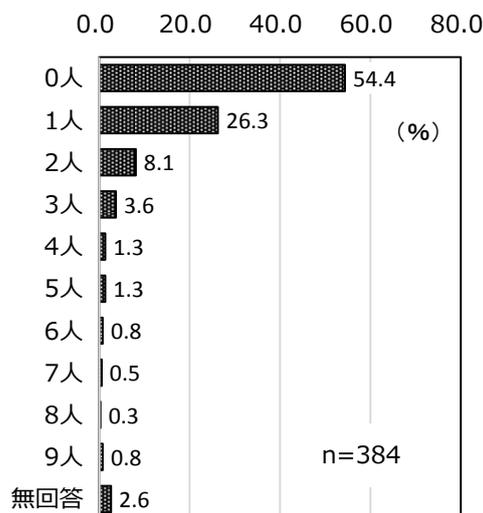
実際の在籍児童数についてみると、平均して最も多かったのは「小学生」15.8 人、次いで「中学卒業～18 歳未満」10.8 人であった。「18 歳以上」の在籍者数は 0.8 人であった。

また、18 歳以上の在籍者がいると回答した施設は全体の 43.0%であり、在籍者が「1 人」の施設が 26.3%、「2 人」が 8.1%であった。

定員数・暫定定員数

	平均	中央値
施設の定員数	52.8	56
施設の暫定定員数	45.8	63
施設の在籍児童数		
3 歳未満	0.8	0.5
3 歳～就学前	5.2	8
小学生	15.8	23
中学生	10.0	6.5
中学卒業～18歳未満	10.8	8.5
18歳以上	0.8	1.5

1 施設あたり 18 歳以上の在籍者数 分布状況



■ 職員数（全体）

1 施設あたりの平均職員数をみると、「保育士 常勤」が 10.2 人と最も多く、「児童指導員 常勤」が 9.3 人で次に多かった。常勤の個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員は、1 施設あたり平均して 1 人前後であった。

職員数

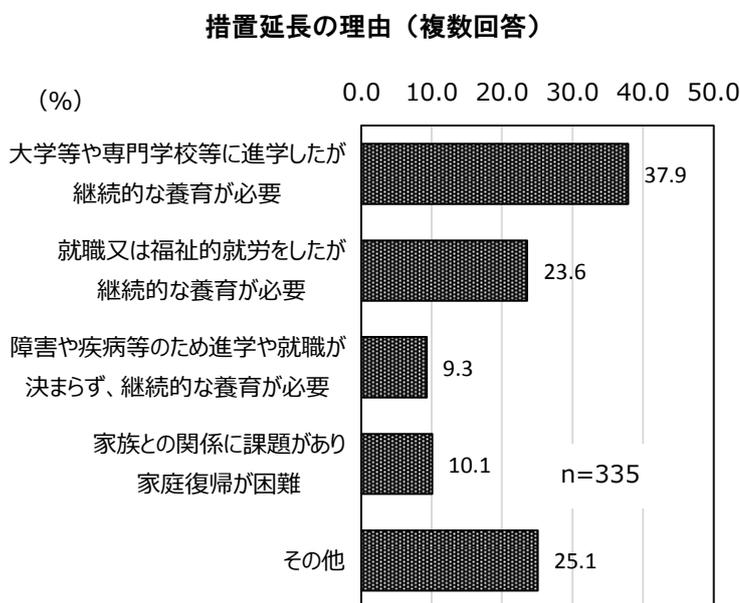
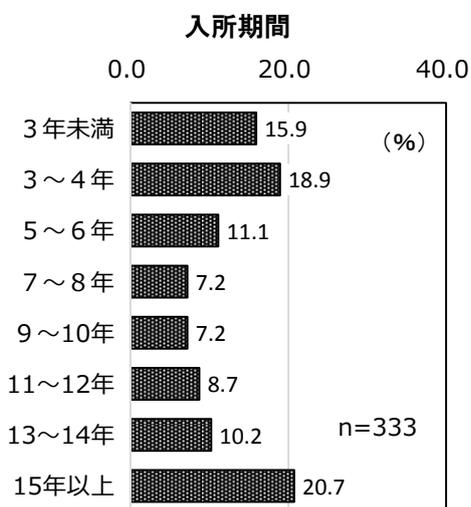
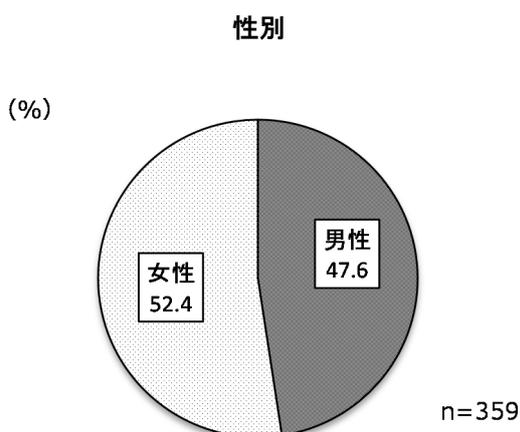
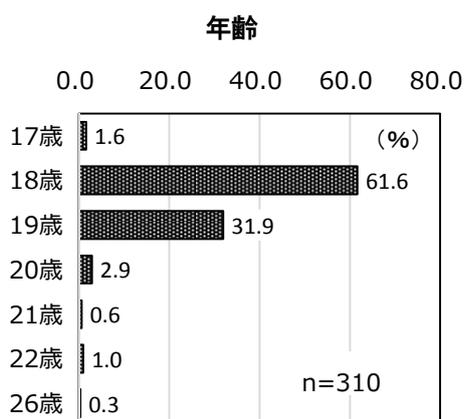
	平均	中央値
全職員数	34.6	30
保育士 常勤	10.2	11.5
保育士 非常勤	0.9	0
児童指導員 常勤	9.3	6
児童指導員 非常勤	1.1	0
個別対応職員 常勤	1.0	1
個別対応職員 非常勤	0.0	0
職業指導員 常勤	0.2	0
職業指導員 非常勤	0.0	0
心理療法担当職員 常勤	0.9	1.5
心理療法担当職員 非常勤	0.7	0
家庭支援専門相談員 常勤	1.3	1.5
家庭支援専門相談員 非常勤	0.0	0
里親支援専門相談員 常勤	0.6	0
里親支援専門相談員 非常勤	0.0	0

(2) 施設に入所している（入所していた）18歳到達後の者の状況

■ 施設に入所している18歳到達後の者の状況（各項目の単純集計）

各施設の担当者が、施設に入所している18歳到達後の者（2017年4月1日現在）を任意に5人まで選び、それぞれの状況について回答した。

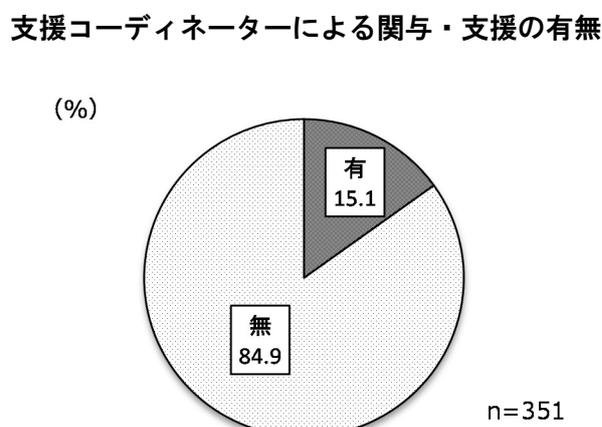
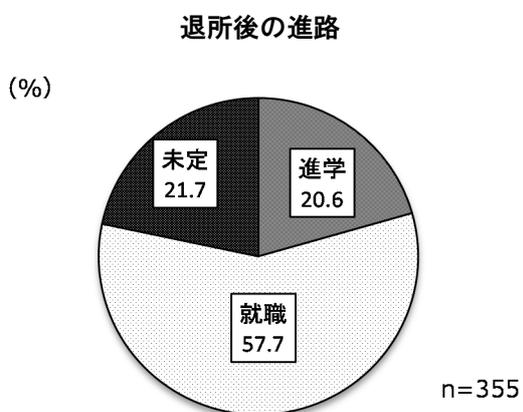
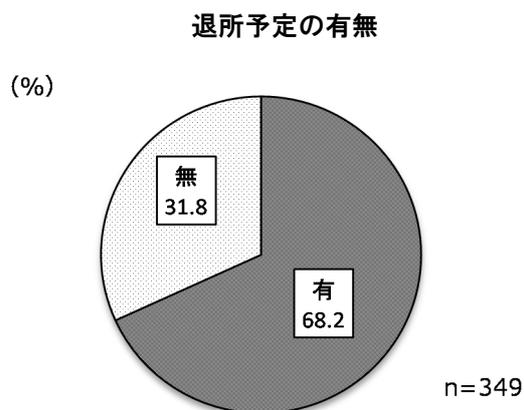
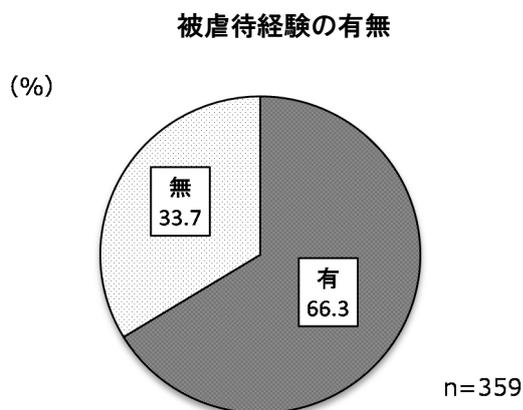
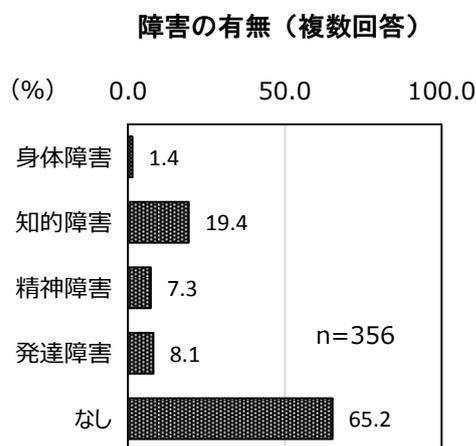
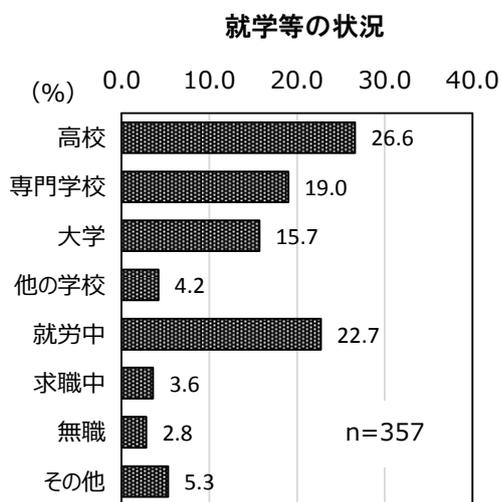
集計の結果、対象となった者（以降「対象青年」）の年齢は「18歳」が61.6%と最も多く、次いで「19歳」が31.9%であった。就学等の状況については「高校在学」が26.6%、「就労中」が22.7%と多く、18歳到達後の者の多くが就学・就労している状況がうかがえた。また、措置延長の理由としては「大学等や専門学校等に進学したが継続的な養育が必要」という回答が最も多かった（37.9%）。



障害については、対象青年の 65.2%に認められず、障害がある中では「知的障害」が全体の 19.4%を占めていた。対象青年の 66.3%が被虐待経験者であった。

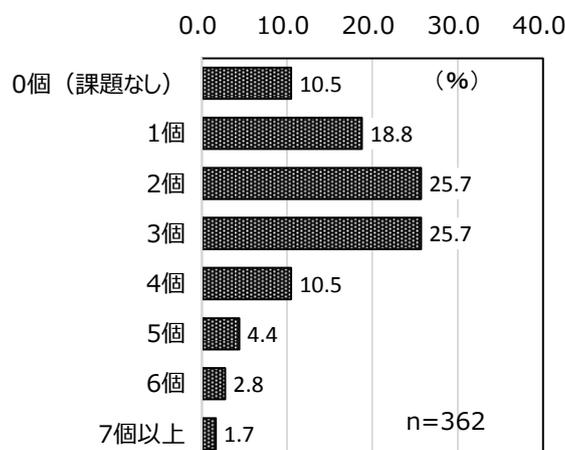
対象青年の退所予定については「有」が 68.2%、退所後の進路は「就職」と「進学」を合わせて 78.3%となり、8割弱の青年に退所後の進路が具体的に決まっている状況がうかがえた。

また、支援コーディネーターによる対象青年への関与・支援が認められたのは 15.1%であった。



対象青年の「現在の課題」について、個人ごとに挙げられた項目数（課題の数）をみると、「2個」あるいは「3個」であるケースが多かった（25.7%）。一方、課題がない（0個）のは10.5%であり、対象青年のほぼ9割が何らかの自立支援に関する課題を有していた。

「対象者の現在の課題」に回答があった項目数



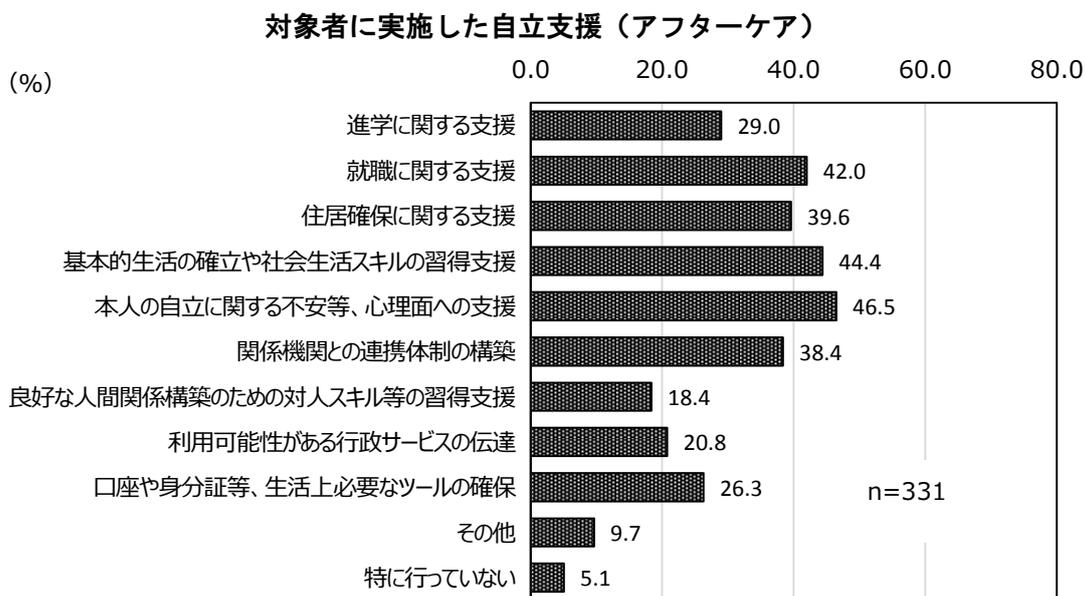
対象青年の現在の課題として多く挙げられたのは、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」が最も多く（45.4%）、「本人の自立に関する不安等が大きい（39.5%）」「実親等の関係に悩みがある（26.9%）」がそれに続いた。また、各対象青年に挙げられた課題の中で最も大きなものとして選ばれたのは「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない（16.2%）」「本人の自立に関する不安が大きい（15.3%）」「障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要（13.4%）」が多かった。

対象者の現在の課題（複数回答）および最も大きな課題

	現在の課題	うち、最も大きな課題
調査数	324	321
本人が希望しても進学するための条件が整わない	4.3%	2.5%
本人に合った就職先が確保できない	12.3%	5.0%
基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	45.4%	16.2%
住居または家財道具等の確保が困難	17.0%	5.3%
本人の自立に関する不安等が大きい	39.5%	15.3%
本人の自立の意向が小さい	12.3%	5.0%
障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	25.6%	13.4%
退所後の生活費が確保できない	19.1%	9.0%
疾患・体調管理面の配慮が必要	9.0%	2.8%
充実した余暇が過ごせていない	1.5%	0.3%
職場や大学等で良好な人間関係を作れない	13.0%	4.7%
プライベートでの友人関係が希薄	6.5%	0.9%
友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	6.5%	1.6%
自分の生い立ちに関する悩みがある	8.6%	0.6%
恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	6.2%	0.6%
妊娠に関する課題がある	0.9%	0.0%
家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	5.6%	2.5%
実親等との関係に悩みがある	26.9%	9.0%
その他	8.3%	5.3%

※課題の回答欄に何らかの記入があった回答を集計しており、無回答は含まない。

施設が対象青年に実施した自立支援（アフターケア）では、「本人の自立に関する不安等、心理面への支援」が46.5%と最も多く、次いで「基本的生活の確立や社会的スキルの習得支援」が44.4%、「就職に関する支援」が42.0%であった。



※「対象者に実施した自立支援」欄に何らかの記入があった回答を集計しており、無回答は含まない。

■ 施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（障害の有無×現在の課題）

対象青年の現在の課題について、障害の有無と種別ごとに比較した。まず、障害の有無の比較では、何らかの障害のある青年は障害のない青年に比べて「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」が 16.3 ポイント多く（障害有：51.6%，障害無：35.3%）、「住居又は家財道具等の確保が困難」では 15.5 ポイント多かった（障害有：25.0%，障害無：9.5%）。（※「障害有」の割合は、いずれかの障害がある者のうち、当該課題がある者の割合を別途算出した）。

障害種別では、身体障害や精神障害のある青年が、他に比べて「疾患・体調管理面の配慮が必要」という課題を抱える場合が多いことが示された（身体障害：40.0%，精神障害：30.8%）。

施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（障害の有無×現在の課題）

	調査数	本人が希望しても進学するための条件が整わない	本人に合った就職先が確保できない	基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	住居または家財道具等の確保が困難	本人の自立に関する不安等が大きい	本人の自立の意向が小さい	障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	退所後の生活費が確保できない	疾患・体調管理面の配慮が必要	充実した余暇が過ごせていない
身体障害	5	0.0%	0.0%	80.0%	20.0%	20.0%	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%
知的障害	69	0.0%	20.3%	50.7%	26.1%	34.8%	5.8%	63.8%	8.7%	7.2%	2.9%
精神障害	26	7.7%	26.9%	50.0%	26.9%	46.2%	15.4%	69.2%	23.1%	30.8%	3.8%
発達障害	29	6.9%	17.2%	55.2%	24.1%	41.4%	6.9%	62.1%	17.2%	10.3%	3.4%
なし	232	4.3%	6.0%	35.3%	9.5%	35.3%	13.4%	2.2%	19.8%	5.6%	0.9%

	調査数	職場や大学等で良好な人間関係を作れない	プライベートでの友人関係が希薄	友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	自分の生い立ちに関する悩みがある	恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	妊娠に関する課題がある	家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	実親等との関係に悩みがある	その他
身体障害	5	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
知的障害	69	10.1%	7.2%	10.1%	2.9%	7.2%	1.4%	7.2%	17.4%	4.3%
精神障害	26	11.5%	7.7%	3.8%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	30.8%	7.7%
発達障害	29	13.8%	0.0%	10.3%	6.9%	10.3%	0.0%	3.4%	27.6%	17.2%
なし	232	11.2%	6.0%	4.3%	6.9%	4.7%	0.9%	4.7%	25.0%	7.8%

■ 施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（被虐待経験の有無×現在の課題）

対象青年の現在の課題について被虐待経験の有無により比較すると、被虐待経験者は虐待経験のない青年に比べて「実親等の関係に悩みがある」で 16.6 ポイント（経験有：29.8%，経験無：13.2%）、「職場や大学等で良好な人間関係を作れない」で 7.7 ポイント（経験有：14.3%，経験無：6.6%）、「恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある」で 7.2 ポイント（経験有：8.0%，経験無：0.8%）高く、親や親しい異性を含む普段の対人関係に課題を抱えていることがうかがわれた。

施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（被虐待経験の有無×現在の課題）

	調査数	本人が希望しても進学するための条件が整わない	本人に合った就職先が確保できない	基本的な生活の確立、社会生活スキルが十分でない	住居または家財道具等の確保が困難	本人の自立に関する不安等が大きい	本人の自立の意向が小さい	障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	退所後の生活費が確保できない	疾患・体調管理面の配慮が必要	充実した余暇が過ごせていない
被虐待経験 有	238	5.5%	10.1%	38.7%	13.0%	36.6%	9.7%	24.8%	16.8%	8.8%	1.3%
被虐待経験 無	121	0.8%	13.2%	45.5%	19.0%	33.9%	14.0%	19.8%	18.2%	6.6%	1.7%

	調査数	職場や大学等で良好な人間関係を作れない	プライベートでの友人関係が希薄	友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	自分の生き立ちに関する悩みがある	恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	妊娠に関する課題がある	家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	実親等との関係に悩みがある	その他
被虐待経験 有	238	14.3%	5.9%	7.1%	8.8%	8.0%	0.8%	5.9%	29.8%	7.1%
被虐待経験 無	121	6.6%	5.8%	3.3%	5.8%	0.8%	0.8%	3.3%	13.2%	8.3%

■ 施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（現在の課題×実施した自立支援）

対象青年の現在の課題（複数回答）別に、行われた自立支援の内容をみると、課題に応じて様々な支援がなされている状況がうかがえた。しかし、「本人に合った就職先が確保できない」課題を有する青年の 75%に就職に関する支援がされている一方で、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」課題のある青年に基本的生活の確立や社会生活スキルの習得の支援が行われる割合が 57.1%であるなど、課題によって合致する支援があるかどうかに差があることが示唆された。

施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（現在の課題×実施した自立支援）

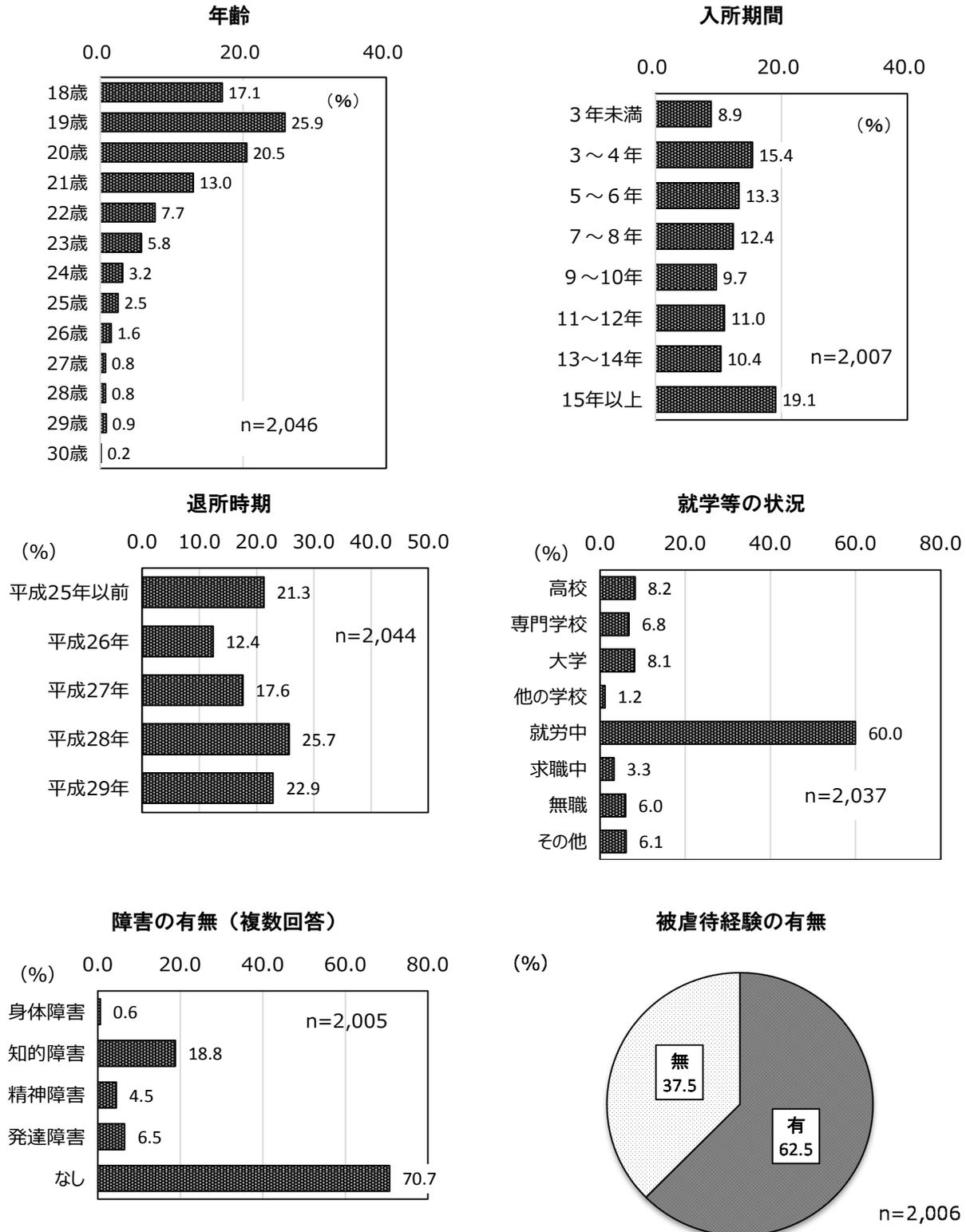
	調査数	進学に関する支援	就職に関する支援	住居確保に関する支援	基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援	本人の自立に関する不安等、心理面への支援	関係機関との連携体制の構築	良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援	利用可能性のある行政サービスの伝達	口座や身分証等、生活上必要なツールの確保	その他	特にっていない
本人が希望しても進学するための条件が整わない	14	42.9%	14.3%	28.6%	28.6%	21.4%	21.4%	7.1%	7.1%	14.3%	7.1%	0.0%
本人に合った就職先が確保できない	40	5.0%	75.0%	45.0%	42.5%	50.0%	57.5%	17.5%	35.0%	27.5%	12.5%	2.5%
基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	147	23.8%	46.3%	42.2%	57.1%	44.9%	43.5%	24.5%	21.1%	29.9%	7.5%	3.4%
住居または家財道具等の確保が困難	55	29.1%	41.8%	49.1%	49.1%	43.6%	47.3%	20.0%	29.1%	29.1%	16.4%	1.8%
本人の自立に関する不安等が大きい	128	35.2%	39.8%	42.2%	53.9%	65.6%	39.8%	22.7%	21.1%	32.0%	9.4%	3.9%
本人の自立の意向が小さい	40	30.0%	47.5%	40.0%	45.0%	42.5%	22.5%	20.0%	10.0%	35.0%	5.0%	2.5%
障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	83	6.0%	56.6%	51.8%	50.6%	60.2%	78.3%	22.9%	37.3%	30.1%	13.3%	1.2%
退所後の生活費が確保できない	62	43.5%	32.3%	35.5%	46.8%	43.5%	32.3%	16.1%	29.0%	29.0%	16.1%	6.5%
疾患・体調管理面の配慮が必要	29	17.2%	27.6%	34.5%	31.0%	69.0%	58.6%	10.3%	24.1%	27.6%	6.9%	3.4%
充実した余暇が過ごせていない	5	20.0%	40.0%	60.0%	80.0%	60.0%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
職場や大学等で良好な人間関係を作れない	42	19.0%	45.2%	33.3%	52.4%	52.4%	50.0%	38.1%	16.7%	26.2%	11.9%	4.8%
プライベートでの友人関係が希薄	21	28.6%	38.1%	57.1%	57.1%	47.6%	38.1%	33.3%	23.8%	47.6%	14.3%	9.5%
友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	21	4.8%	38.1%	33.3%	38.1%	38.1%	42.9%	38.1%	14.3%	0.0%	4.8%	4.8%
自分の生い立ちに関する悩みがある	28	28.6%	39.3%	17.9%	46.4%	71.4%	42.9%	25.0%	35.7%	35.7%	14.3%	0.0%
恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	20	20.0%	45.0%	45.0%	40.0%	45.0%	45.0%	30.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
妊娠に関する課題がある	3	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	18	33.3%	27.8%	38.9%	50.0%	33.3%	33.3%	11.1%	11.1%	16.7%	16.7%	0.0%
実親等との関係に悩みがある	87	26.4%	32.2%	27.6%	41.4%	47.1%	33.3%	20.7%	18.4%	23.0%	12.6%	3.4%
その他	27	22.2%	25.9%	22.2%	22.2%	37.0%	22.2%	11.1%	11.1%	14.8%	25.9%	11.1%

■ 施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（各項目の単純集計）

各施設の職員が、施設を退所した18歳以上30歳未満の者の中から男女別に任意の3人を選び、それぞれの状況について回答した。

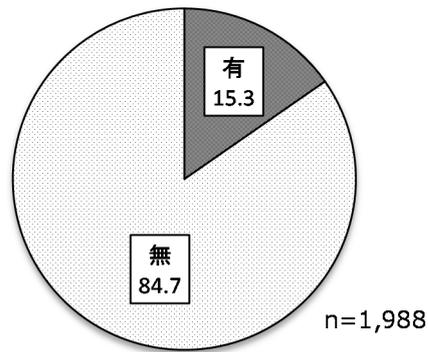
対象となった者（以降は施設退所青年）の就学等の状況については、「就労中」が60.0%が最も高く、次いで「高校在学」が8.2%であった。障害については、対象青年の70.7%に認められず、障害がある中では「知的障害」が全体の18.8%を占めていた。また、被虐待経験者の割合は62.5%であった。

支援コーディネーターによる対象青年への関与・支援が認められたのは15.3%であった。



支援コーディネーターによる関与・支援の有無

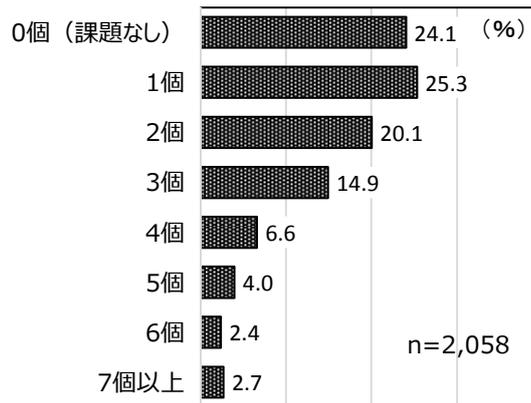
(%)



施設退所青年の「退所後に生じた課題」について、個人ごとに挙げられた項目数（課題の数）をみると、「1個」が25.3%と最も多く、課題がないケース（0個）は24.1%であった。

「対象者の現在の課題」に回答があった項目数

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0



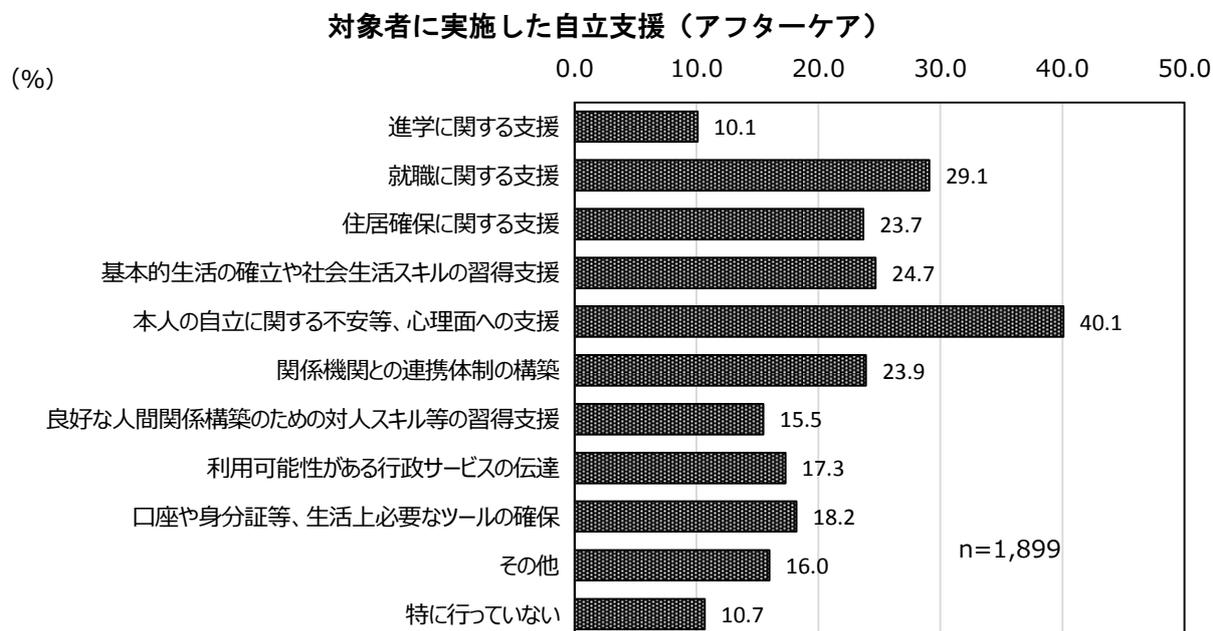
施設退所青年が抱える課題では、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」が32.2%と最も多く、次いで「実親等の関係に悩みがある」が29.6%、「離職により無職となった」が23.4%であった。また、各施設退所青年に挙げられた課題の中で最も大きなものとして選ばれたのは、「実親等との関係に悩みがある（13.4%）」が最も多く、次いで「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない（12.6%）」、「障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要（11.7%）」であった。

対象者の退所後に生じた課題（複数回答）および最も大きな課題

	退所後に生じた課題	うち、最も大きな課題
調査数	1563	1474
学校等を退学した	7.2%	1.8%
離職により無職となった	23.4%	9.2%
基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	32.2%	12.6%
定まった居住場所がなくなった	11.9%	2.4%
生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった	14.7%	6.4%
貴施設や役所等、関係機関が連絡をとれなくなった	6.5%	2.4%
障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	20.9%	11.7%
経済的に困窮状態となった	19.0%	7.9%
職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった	17.6%	5.2%
友人等がおらず孤立してしまった	5.0%	0.5%
友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	7.4%	1.8%
自分の生い立ちに関する悩みがある	9.6%	2.6%
恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	12.4%	5.2%
妊娠に関する課題がある	6.0%	3.3%
充実した余暇が過ごせていない	4.7%	1.0%
実親等との関係に悩みがある	29.6%	13.4%
家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	9.3%	4.1%
その他	11.6%	6.7%
把握していない	4.2%	1.6%

※課題の回答欄に何らかの記入があった回答を集計しており、無回答は含まない。

各施設が施設退所青年に実施した自立支援（アフターケア）では、「本人の自立に関する不安等、心理面への支援（40.1%）」が最も多く、「就職に関する支援（29.1%）」、「基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援（24.7%）」がそれに続いた。



※上表は「対象者に実施した自立支援」欄に何らかの記入があった回答を集計しており、無回答は含まない。

■ 施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（障害の有無×現在の課題）

施設退所青年の現在の課題について、障害の有無と種別ごとに比較した。まず、障害の有無の比較では、何らかの障害のある施設退所青年は障害のない青年に比べて「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」が18.4ポイント多く（障害有：37.6%，障害無：19.2%）、「生活に支障が出るほど心理面の不安が強まった」では9.5ポイント（障害有：18.0%，障害無：8.5%）多かった（※「障害有」の割合は、いずれかの障害がある者のうち、当該課題がある者の割合を別途算出した）。

とくに、精神障害がある青年では「生活に支障が出るほど心理面の不安が強まった（42.9%）」という課題を持つケースが多かった。

施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（障害の有無×現在の課題）

	調査数	学校等を退学した	離職により無職となった	基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	定まった居住場所がなくなった	生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった	貴施設や役所等、関係機関が連絡をとれなくなった	障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	経済的に困窮状態となった	職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった	友人等がおらず孤立してしまった
身体障害	12	0.0%	16.7%	41.7%	0.0%	16.7%	0.0%	66.7%	8.3%	25.0%	8.3%
知的障害	377	1.9%	17.0%	38.7%	8.2%	13.3%	7.2%	49.3%	13.0%	15.1%	5.6%
精神障害	91	8.8%	33.0%	37.4%	27.5%	42.9%	7.7%	69.2%	26.4%	27.5%	7.7%
発達障害	131	13.7%	24.4%	38.2%	16.0%	14.5%	6.9%	49.6%	14.5%	23.7%	7.6%
なし	1417	5.6%	16.6%	19.2%	7.6%	8.5%	4.2%	1.5%	14.2%	10.9%	2.8%

	調査数	友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	自分の生い立ちに関する悩みがある	恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	妊娠に関する課題がある	充実した余暇が過ごせていない	実親等との関係に悩みがある	家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	その他	把握していない
身体障害	12	8.3%	16.7%	16.7%	8.3%	8.3%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知的障害	377	8.8%	6.4%	11.9%	6.9%	6.9%	18.6%	7.7%	10.1%	3.4%
精神障害	91	9.9%	12.1%	14.3%	4.4%	2.2%	30.8%	7.7%	9.9%	1.1%
発達障害	131	7.6%	9.2%	9.9%	3.8%	3.8%	27.5%	5.3%	8.4%	2.3%
なし	1417	4.4%	7.1%	8.5%	4.1%	2.8%	22.5%	7.0%	8.7%	3.5%

■ 施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（被虐待経験の有無×現在の課題）

施設退所青年の現在の課題について被虐待経験の有無により比較すると、被虐待経験者は虐待経験のない青年に比べて「実親等との関係に悩みがある」の課題を抱える割合が高かった（経験有：27.5%、経験無：14.5%）。

施設に入所している18歳到達後の者の状況（被虐待経験の有無×現在の課題）

	調査数	学校等を退学した	離職により無職となった	基本的な生活の確立、社会生活スキルが十分でない	定まった居住場所がなくなった	生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった	貴施設や役所等、関係機関が連絡をとれなくなった	障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	経済的に困窮状態となった	職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった	友人等がおらず孤立してしまった
被虐待経験 有	1253	5.5%	18.2%	25.8%	10.4%	12.1%	5.7%	18.2%	15.2%	14.6%	3.8%
被虐待経験 無	753	5.3%	17.4%	22.2%	6.6%	10.1%	4.0%	12.4%	13.1%	11.4%	4.0%

	調査数	友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	自分の生い立ちに関する悩みがある	恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	妊娠に関する課題がある	充実した余暇が過ごせていない	実親等との関係に悩みがある	家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	その他	把握していない
被虐待経験 有	1253	6.2%	8.0%	11.3%	5.5%	3.5%	27.5%	8.0%	8.8%	2.2%
被虐待経験 無	753	4.8%	6.2%	6.8%	3.2%	3.9%	14.5%	5.8%	8.0%	4.9%

■ 施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（現在の課題×実施した自立支援）

施設退所青年の現在の課題（複数回答）別に、行われた自立支援の内容をみると、課題に応じて様々な支援がなされている状況がうかがえた。しかし、「自分の生き立ちに関する悩みがある」青年 67.3% に対して「本人の自立に関する不安等、心理面への支援」がされている一方で、「離職により無職となった」青年への就職に関する支援が行われている割合は 50.3%であるなど、課題によって合致する支援があるかどうかには差があることが示唆された。

施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（現在の課題×実施した自立支援）

	調査数	進学に関する支援	就職に関する支援	住居確保に関する支援	基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援	本人の自立に関する不安等、心理面への支援	関係機関との連携体制の構築	良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援	利用可能性のある行政サービスの伝達	口座や身分証等、生活上必要なツールの確保	その他	特に行っていない
学校等を退学した	113	32.7%	26.5%	27.4%	27.4%	31.0%	35.4%	10.6%	20.4%	15.9%	21.2%	6.2%
離職により無職となった	366	2.5%	50.3%	36.3%	23.8%	42.9%	29.0%	10.1%	25.4%	14.5%	16.9%	6.6%
基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	504	11.7%	37.7%	33.1%	52.0%	44.6%	38.3%	23.2%	25.8%	23.2%	14.3%	3.2%
定まった居住場所がなくなった	186	5.9%	45.7%	49.5%	27.4%	41.9%	41.9%	15.6%	34.9%	20.4%	21.5%	4.3%
生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった	229	14.8%	34.9%	32.8%	31.4%	74.7%	44.5%	25.8%	26.6%	17.0%	21.0%	1.7%
貴施設や役所等、関係機関が連絡をとれなくなった	102	15.7%	33.3%	33.3%	31.4%	36.3%	41.2%	14.7%	24.5%	18.6%	21.6%	11.8%
障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	327	3.7%	37.3%	30.6%	33.6%	48.3%	53.5%	22.9%	26.0%	15.9%	15.3%	4.3%
経済的に困窮状態となった	297	9.4%	41.4%	37.7%	29.0%	44.1%	38.7%	15.5%	34.7%	19.9%	21.9%	4.0%
職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった	275	8.7%	38.9%	27.6%	34.2%	54.9%	34.5%	27.6%	19.3%	14.9%	14.2%	4.0%
友人等がおらず孤立してしまった	78	7.7%	37.2%	28.2%	32.1%	56.4%	42.3%	23.1%	26.9%	15.4%	16.7%	6.4%
友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	116	2.6%	31.9%	25.0%	34.5%	49.1%	37.1%	30.2%	22.4%	23.3%	17.2%	6.9%
自分の生き立ちに関する悩みがある	150	12.0%	35.3%	34.7%	30.0%	67.3%	37.3%	24.7%	34.0%	23.3%	25.3%	3.3%
恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	194	7.2%	29.9%	27.3%	26.8%	50.5%	32.0%	25.8%	25.8%	17.5%	18.6%	5.2%
妊娠に関する課題がある	93	4.3%	25.8%	30.1%	22.6%	40.9%	33.3%	17.2%	26.9%	20.4%	19.4%	10.8%
充実した余暇が過ごせていない	74	8.1%	27.0%	28.4%	36.5%	58.1%	39.2%	24.3%	18.9%	25.7%	18.9%	0.0%
実親等との関係に悩みがある	462	11.5%	31.0%	25.3%	26.4%	50.9%	30.3%	18.2%	23.2%	19.9%	19.3%	5.2%
家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	145	11.0%	35.2%	25.5%	24.1%	44.8%	33.8%	18.6%	26.9%	20.0%	19.3%	4.8%
その他	181	8.8%	25.4%	22.7%	21.5%	34.8%	22.1%	15.5%	19.9%	18.8%	43.6%	7.2%
把握していない	66	3.0%	16.7%	7.6%	1.5%	4.5%	6.1%	0.0%	0.0%	3.0%	1.5%	63.6%

(3) 18歳到達後の者への支援状況

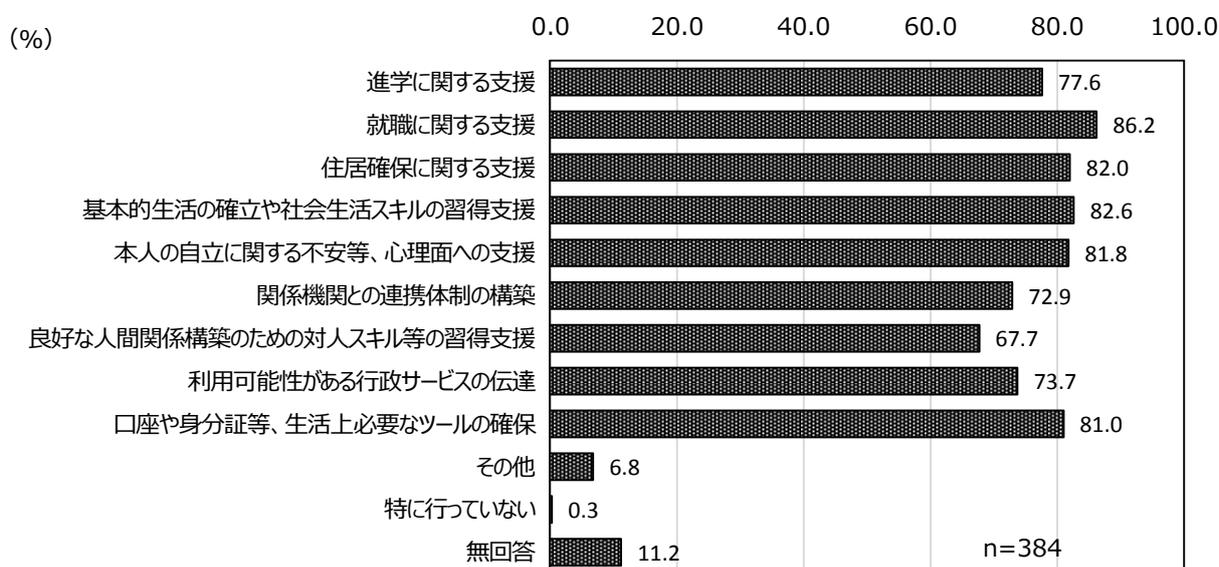
■ 施設全体として行っている自立支援（アフターケア）

各施設が全体として、施設に入所中あるいは退所した青年に対して行っている自立支援（アフターケア）についてまとめた。まず、入所中の青年を対象とした支援では「就職に関する支援（86.2%）」が最も多く、次いで「基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援（82.6%）」、「住居確保に関する支援（82.0%）」であった。

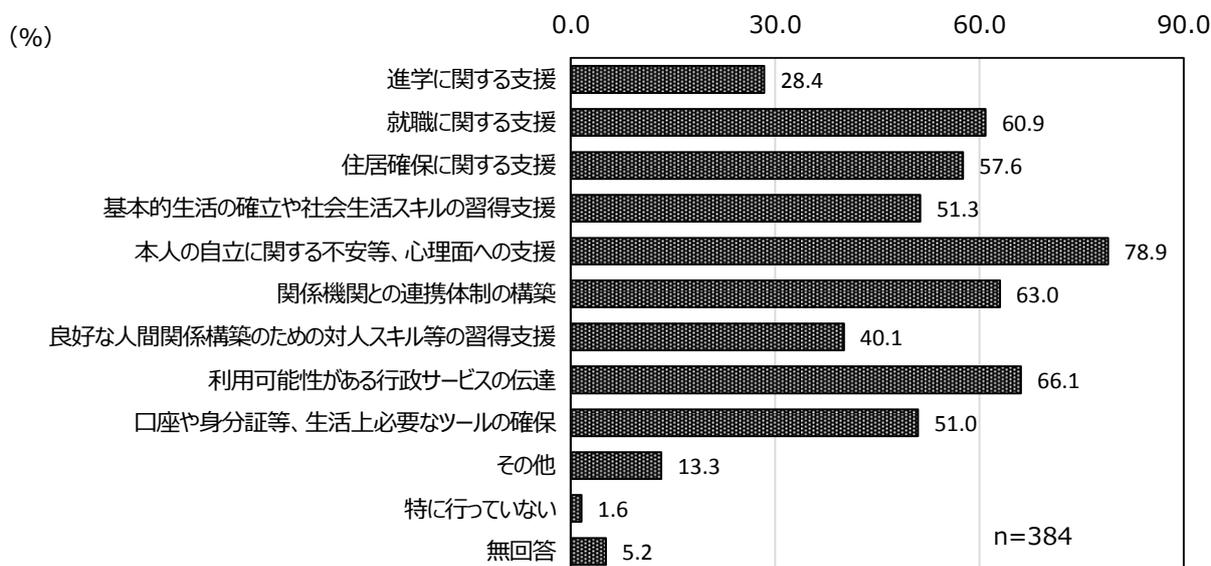
退所した青年に対する支援では、「本人の自立に関する不安等、心理面への支援（78.9%）」が最も多く、「利用可能性がある行政サービスの伝達（66.1%）」がそれに続いた。

施設全体として行っている自立支援（アフターケア）

【入所中の者へ行っている支援】



【退所した者へ行っている支援】

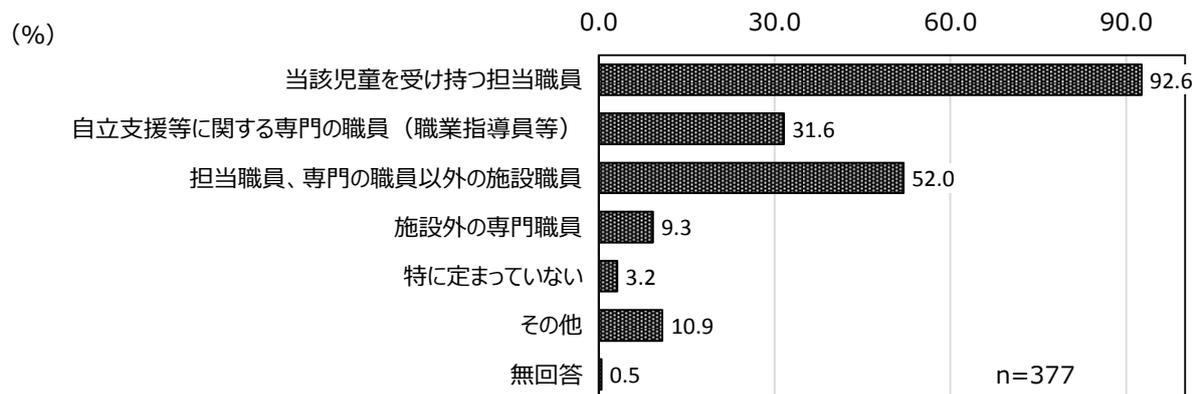


◆入所中の者へ行っている支援「その他」の内容	
アルバイトによる、社会性の体験。アルバイトによる、自己資金の確保。車の免許の取得	
保護者との関係調整	家族との関係調整
親族との仲介、生い立ちの整理等	実親等ライフストーリー
奨学金申請、更新手続	奨学金取得、継続の支援
金銭管理	職業選択のセミナー
自立に向けた資格取得のための支援	療育手帳申請
成年後見人として係わる	自動車免許取得
自活訓練	子育て支援
その都度支援が必要になった際	必要があること全般
スマホ取得に関して	家族に関する相談支援
◆退所した者へ行っている支援「その他」の内容	
子どもの友人、会社などの相談に乗る	職場でトラブルがあった際の支援
自立に向けた資格取得のための支援	会社訪問、居住地等の確認
親族との仲介、生い立ちの整理等	家族との関係調整
奨学金申請、更新手続	金銭面の援助・精神科への通院
金銭管理	奨学金取得、継続の支援
フードバンク等食料支援	定期的な仕送り
金銭管理の支援	食事提供、物資提供
通院、手帳の継続	SOS を受ける関係の構築
食料の提供、卒業生の会のお知らせ	訪問、家族調整、TEL、食材
アフターの会を月 1 回	話し相手
成年後見人として係わる	電話による相談等
妊娠、出産	子育て支援
療育手帳申請	その都度支援が必要になった際
必要があること全般	退所児童の求めに応じ
家族に関する相談支援	悩み事の相談
連絡があれば、相談に乗っている	障害年金申請のサポート
奨学金等に関する支援	退所後の様子伺いのアフターケア
必要に応じて、相談があればその都度対応している	

■ 自立支援を行っている職員

施設全体における青年への支援の担い手としては、「当該児童を受け持つ担当職員」が 92.6%と最も多く、9 割強のケースでは担当職員が受け持った青年の支援を行うことが伺われた。次に多いのは「担当職員、専門の職員以外の施設職員」で 52.0%であり、「自立支援等に関する専門の職員（職業指導員等）」が 31.6%とそれに続いた。

自立支援を行っている職員（複数回答）

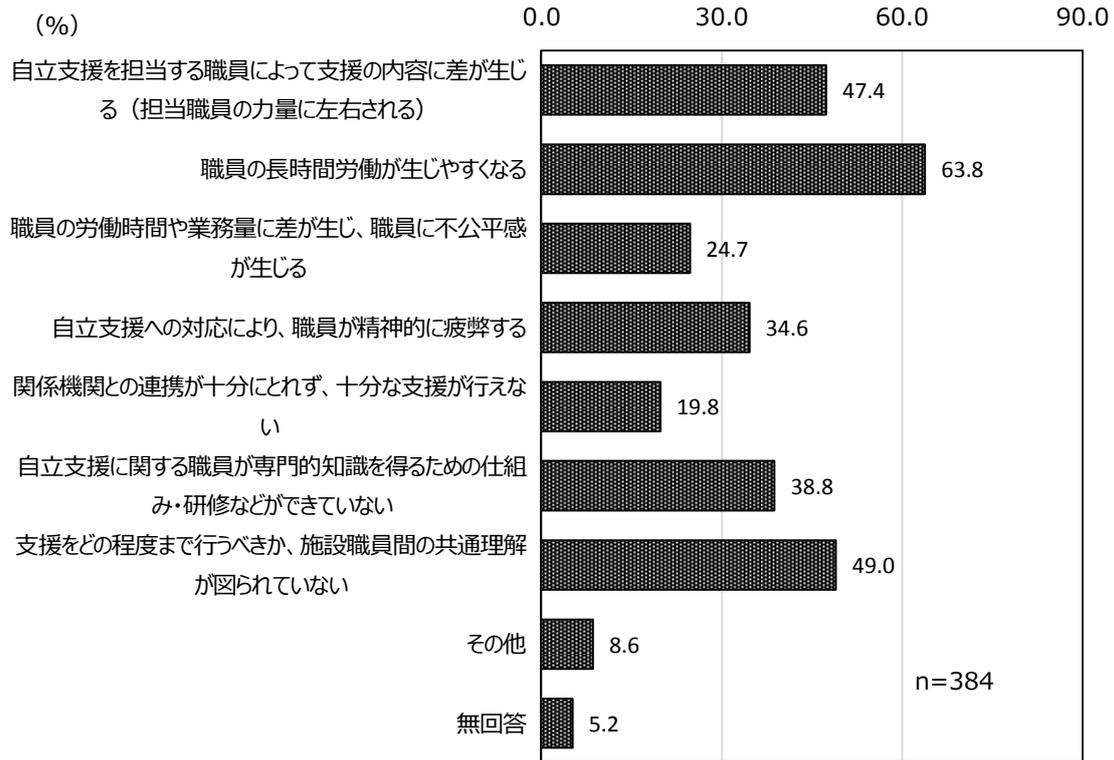


◆「その他」の内容	
施設長	家庭支援専門相談員（FSW）
学校の先生	行政、福祉サービスへ依頼
心理士	個別対応職員
アフターケア事業所	外部団体の自立支援セミナーを開
アフターケア事業の職員（元当施設職員）	管理職員、ホームスタート職員
外部機関の SST への参加等	NPO 法人
主任	アフターケア専門相談員
ケースに応じて	施設全体で実施
アフターケア担当職員	元担当職員
児童家庭支援センター相談員	事務員
施設外の就労支援サポーター（企業の役員など）	

■ 18歳到達後の者の支援にあたり生じた、施設運営や職員等に関する課題・問題点

施設が青年を支援するにあたっての課題・問題点としては、「職員の長時間労働が生じやすくなる」が63.8%と最も多く挙げられた。また、「支援をどの程度まで行うべきか、施設職員間の共通理解が図られていない（49.0%）」や「自立支援を担当する職員によって支援の内容に差が生じる（担当職員の力量に左右される）（47.4%）」といった項目への回答も5割に近く、支援における職員負担や職員間における支援内容の共有が課題であることが伺われた。

18歳到達後の者の支援にあたり生じた、施設運営や職員等に関する課題・問題点（複数回答）



◆「その他」の内容

退所者への支援に係る経費の出所がない。	連絡手段が職員個人の携帯電話になりがち。
他の入所児童への影響。	退所児との関係悪化により、支援困難。
アフターケア記録やアフターケア費用について。	アフターケアの費用保障が不十分。
抱えるケースによって、上記に差が生じる。	金銭面のサポートが不十分。
どこまでの権限を持って、支援をするのか。	支援内容の合意。
入所児のケアが中心で、アフターケアまで手厚くできない。	制度として何もない。
18歳到達後の措置延長はしていない。	職員の異動により、関係性の希薄な職員が対応することになる。
自立支援等に関する専門職が、業務にあたる際、自費を使うことが多く、生活に支障が出ている。	
トラブルが生じた際の相談先（弁護士等）が、確立されていない。	
自立支援担当の専門職が配置されていない（来年度から可能となるが）。	
支援に対してかかる費用についての規定がなく、その都度考えが変わってしまう。	
各関係職員がチームで対応したいが、偏りが生じやすい。人手やアフターケアに割ける時間が足りない。	
支援を行っているものの、実際はそれを生かしていないケースがある。	
現在 18才以後の支援には、必要時のみで対応しているが、支援をより丁寧に実施するとすると、職員の長時間労働	

働、業務量の差、職員の精神的な疲弊といった課題が出てくると思われる。

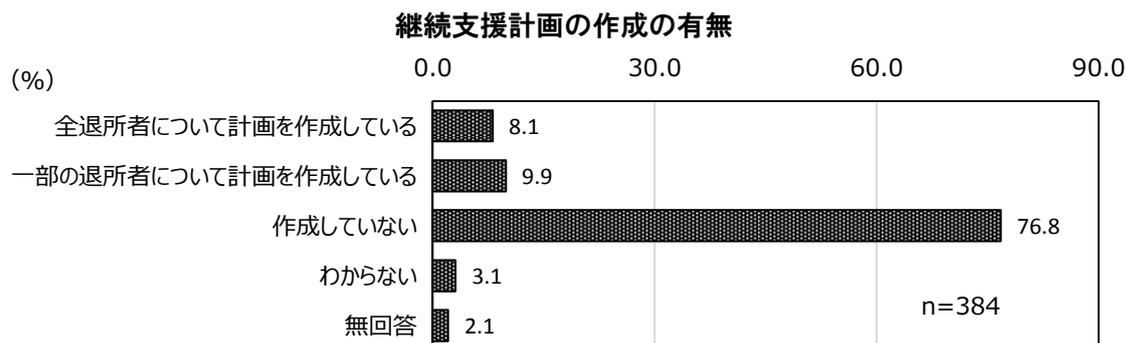
退所後の児童の支援は、殆んど施設長・理事長で対処している。

アフターケアは、担当職員個人での付き合いとなり、きちんとしたものがない。職員のプライベートの時間の対応となる。

障害児の場合、支給決定する市町が、相談支援事業所を確保しないなど、市町の対応が最悪である。

■ 継続支援計画の作成の有無

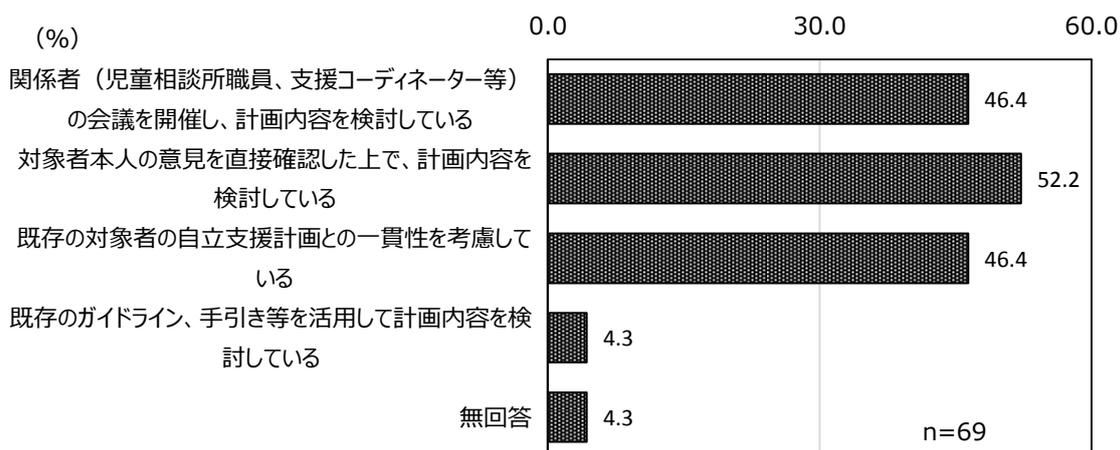
18歳到達後の者の退所にあたっての継続支援計画（社会的養護自立支援事業に位置づけられるもの）については、「作成していない」と回答した施設が76.8%にのぼった。



■ 継続支援計画の作成にあたっての、関係者・関係機関との連携・相談

施設が、継続支援計画を作成する際に関係者・関係機関と連携・相談しているかについては、「対象者本人の意見を直接確認した上で、計画内容を検討している」という回答が52.2%と最も多かった。一方で、「既存のガイドライン、手引き等を活用して計画内容を検討している」は4.3%と少なかった。

継続支援計画の作成にあたっての、関係者・関係機関との連携・相談（複数回答）



◆「既存のガイドライン、手引き等」の名称

児童養護施設における家庭支援専門相談員業務ガイドライン

事業計画書、自立支援計画書（評価）

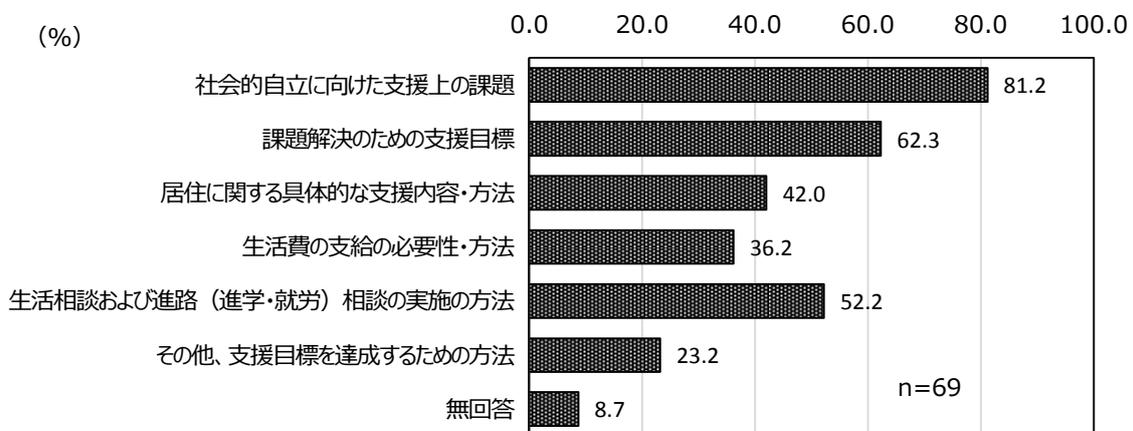
■ 継続支援計画に主に含まれる項目・含めるべきと考える項目

施設が継続支援計画の作成に際して主に含めている項目、および計画に含めるべきと考えている項目については、まず主に含めている項目に関して「社会的自立に向けた支援上の課題（81.2%）」や「課題解決のための支援目標（62.3%）」という回答が多かった。

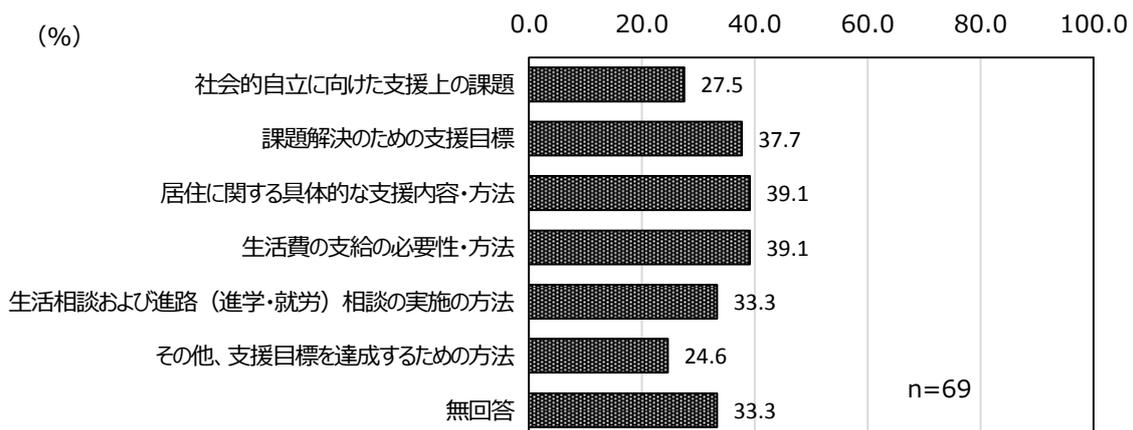
また、計画に含めるべきと考えている項目では、「居住に関する具体的な支援内容・方法」や「生活費の支給の必要性・方法」が39.1%と最も多く、次いで「課題解決のための支援目標」が37.7%であった。継続支援計画には、具体的な目標、支援内容・方法を含めるべきと考える施設が多いことがうかがえた。

継続支援計画に主に含まれる項目・含めるべきと考える項目（複数回答）

【計画に主に含まれる項目】



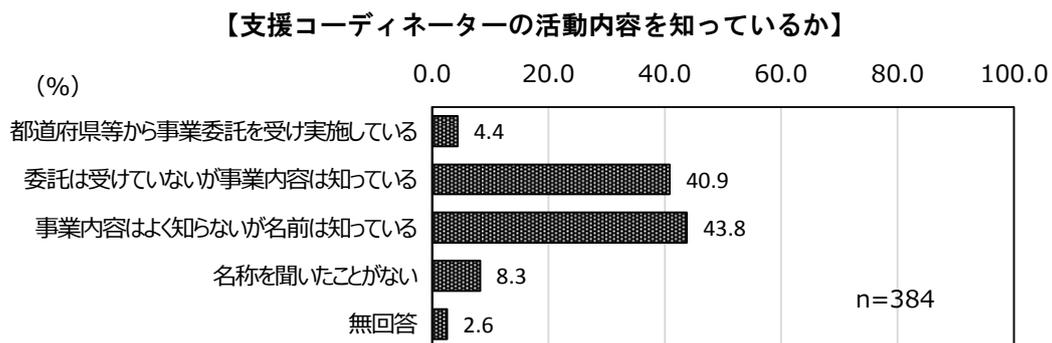
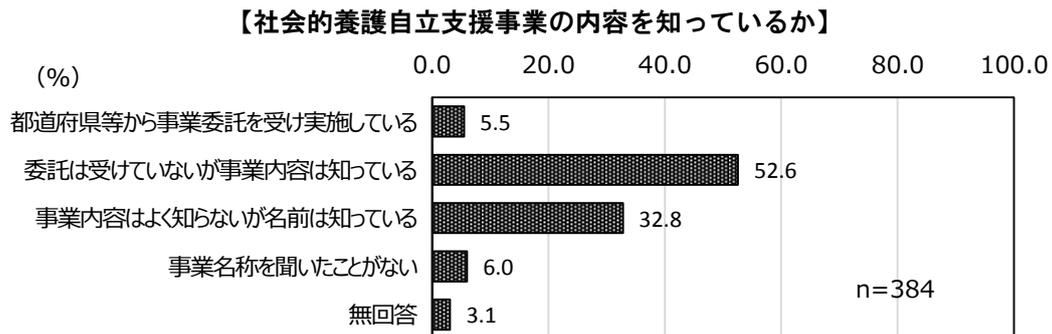
【計画に含めるべきと考える項目】



(4) 社会的養護自立支援事業への関与の状況

■ 社会的養護自立支援事業の認知状況

各施設における社会的養護自立支援事業と支援コーディネーターの実施状況については、いずれも1割に満たなかった（社会的養護自立支援事業：5.5%，支援コーディネーター：4.4%）。また、各事業への認知度については、「委託は受けていないが事業内容は知っている」のが社会的養護自立支援事業では52.6%、支援コーディネーターでは40.9%、「事業内容は良く知らないが名前は知っている」のが社会的養護自立支援事業では32.8%、支援コーディネーターでは43.8%であった。

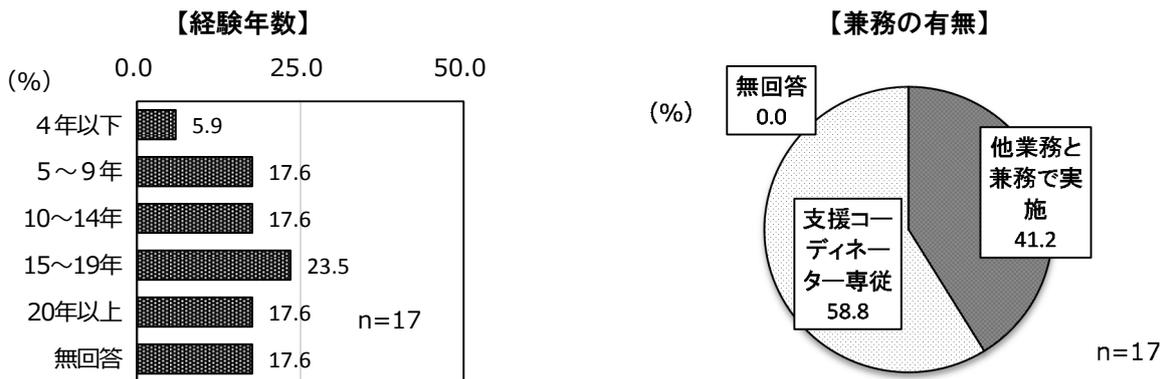


■ 支援コーディネーターを担っている施設職員の概況

都道府県等から委託を受けて支援コーディネーターを担っている施設について、その職員の概況等をみると、経験年数は「15～19年」が23.5%で最も多かった。また、58.8%の施設で「支援コーディネーター専従」で実施されていた。

支援コーディネーターの職種としては、家庭支援専門相談員や職業指導員等のほか、統括主任や主任支援員等、管理的立場にあると思われる職員を挙げる回答も見られた。

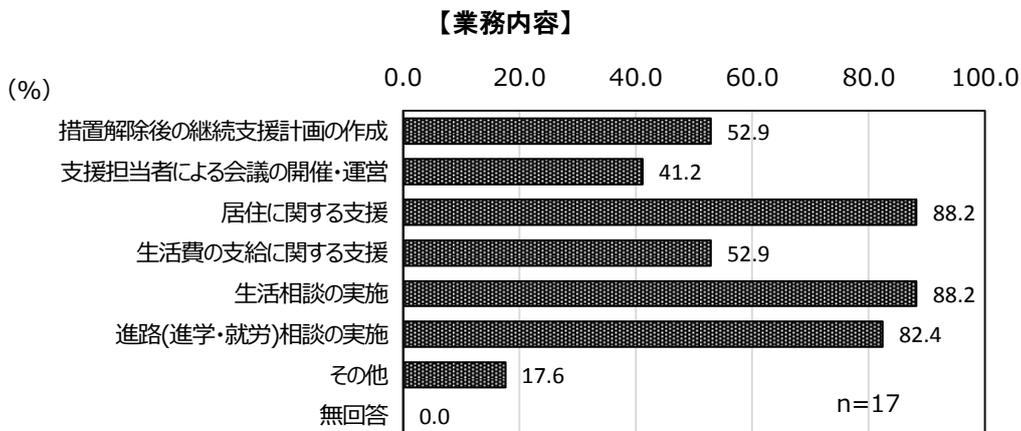
支援コーディネーターを担っている施設職員の概況



◆ 支援コーディネーターの職種

統括主任	職業指導員	家庭支援専門相談員
自立支援学習支援員、主任支援員	自立支援コーディネーター	
児童指導員	保育士	

支援コーディネーターの具体的な業務内容としては、「居住に関する支援」と「生活相談の実施」が88.2%と最も多く、「進路（進学・就労）相談の実施（82.4%）」も多かった。「措置解除後の継続支援計画の作成」については、半数程度の施設（52.9%）で行われていた。

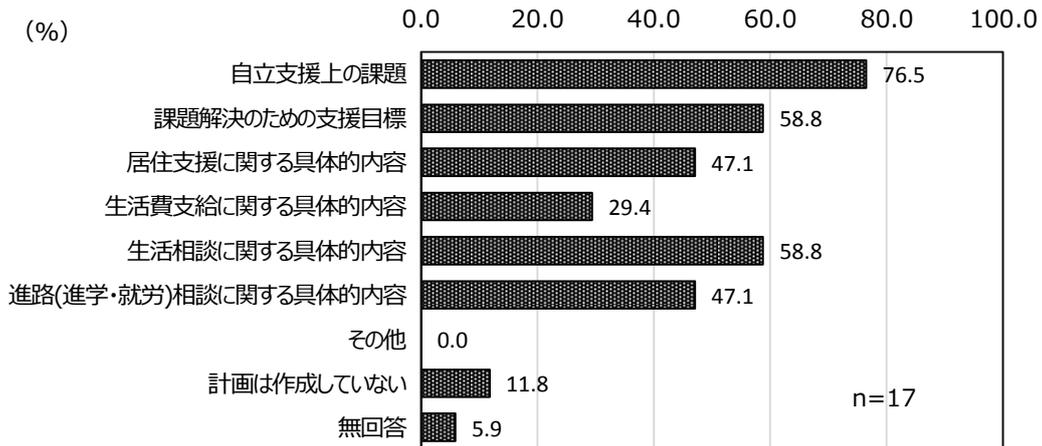


◆ 業務内容「その他」の内容

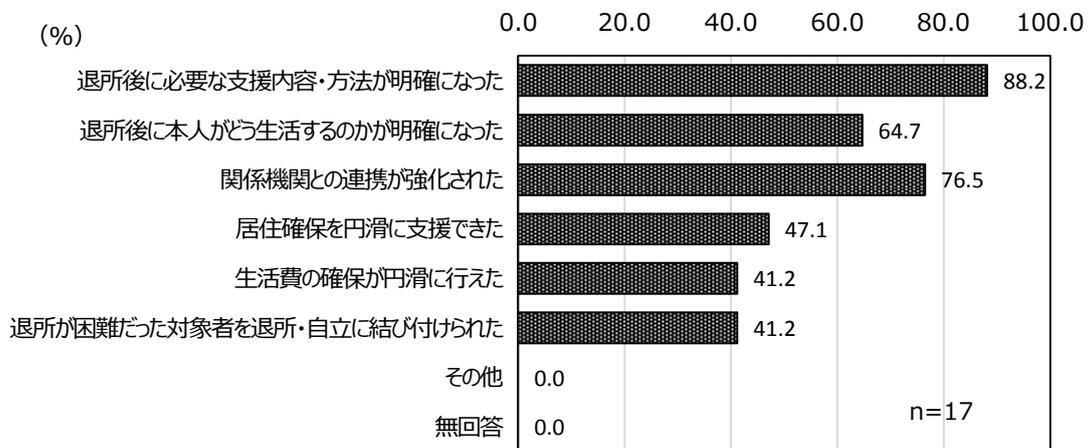
就労支援	担当者会議への出席
------	-----------

また、支援コーディネーターの活動による効果としては、「退所後に必要な支援内容・方法が明確になった」という回答が 88.2%と最も多く、次いで「関係機関との連携が強化された」が 76.5%、「退所後に本人がどう生活するのかが明確になった」が 64.7%であった。退所後の方針の明確化、および関係機関と連携した支援の提供にあたり、支援コーディネーターの活動が一定の効果을 挙げるこがうかがえた。

【継続支援計画に記載する主な内容】

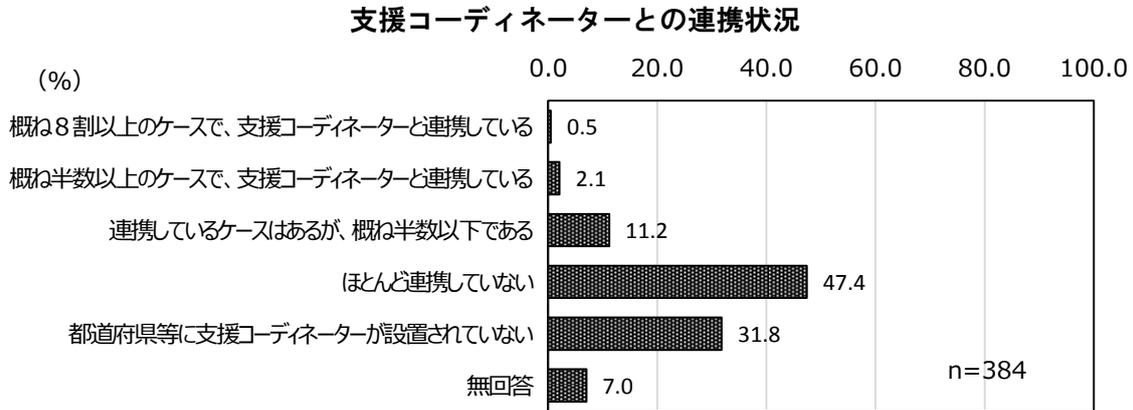


【支援コーディネーターの活動による効果】



■ 支援コーディネーターとの連携状況

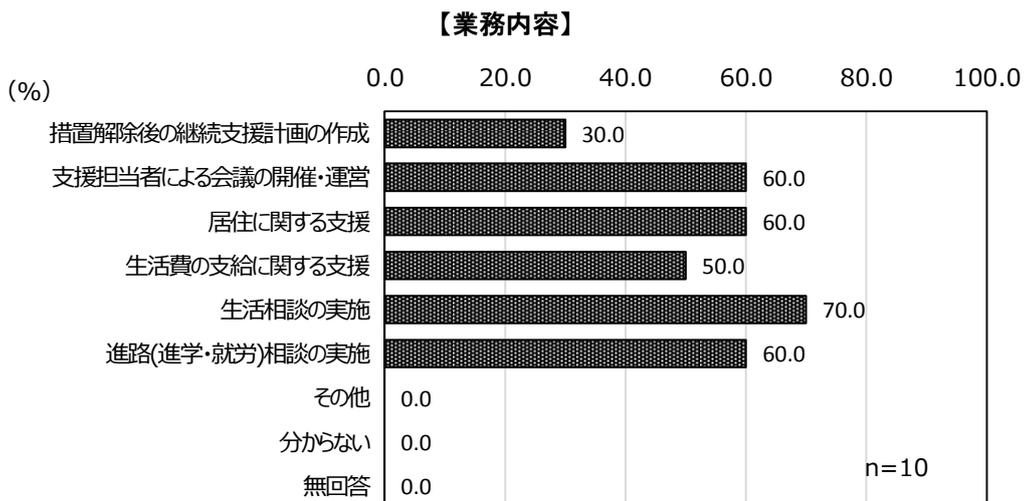
各施設における都道府県等の自治体や他施設などの外部の支援コーディネーターとの連携状況では、「ほとんど連携していない」という回答が 47.4%、「都道府県等に支援コーディネーターが設置されていない」が 31.8%であり、8 割近くの施設が支援コーディネーターとの連携がほとんどなされていない状況がうかがえた。



■ 施設が連携している支援コーディネーターの業務内容等

半数以上のケースで支援コーディネーターと連携している施設を対象に、外部の支援コーディネーターの業務内容を尋ねたところでは、「生活相談の実施」が 70.0%と最も高かった。「措置解除後の継続支援計画の作成」は 30.0%であった。

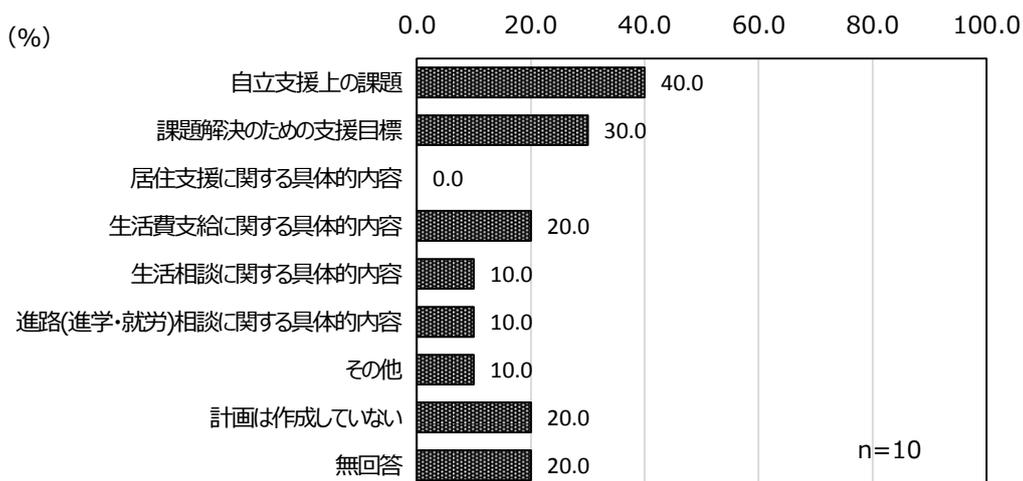
施設が連携している支援コーディネーターの業務内容等（複数回答）



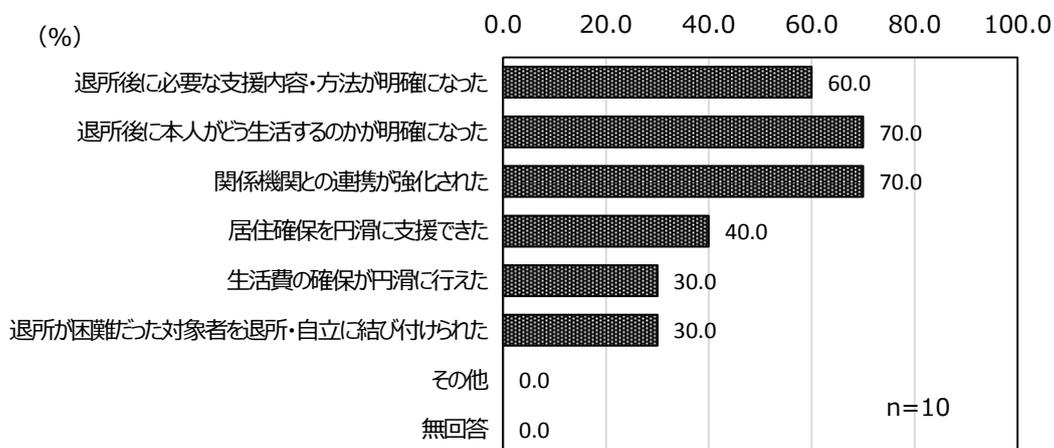
また、施設が外部の支援コーディネーターと連携して作成する継続支援計画では、記載される主な内容として「自立支援上の課題」を挙げることが多かった（40.0%）。外部の支援コーディネーターとの連携による効果としては、「退所後に本人がどう生活するのが明確になった」や「関係機関との連携が強化された」という回答が多かった（70.0%）。

施設が連携している支援コーディネーターの業務内容等（複数回答）

【継続支援計画に記載する主な内容】



【支援コーディネーターとの連携による効果】



◆継続支援計画に記載する主な内容「その他」の内容

わからない。

■ 支援コーディネーターに今後期待する役割

支援コーディネーターに今後期待する役割としては、下記の回答が寄せられた。

【関係機関の連携構築・強化】

各関係機関との連携（児童だけでなく）。

ケアワーカーのコーディネートになり得るスキルが必要である。

施設に担当専門職がまだいないが、窓口となる複数の職員と連携しながら、支援が必要な児童へのフォローをお願いしたい。

就労、住居、出産、子育て etc、支援コーディネーターに求められるスキルは高い。自立支援のネットワークを上手く活用できる人材が必要と感じている。

各施設等へ全配置され、専門職としてのネットワークができれば有難いと思います。

弁護士や医師、医療機関等との連携。

他施設の支援コーディネーターや、他機関との連携、研修会。障害を持った子どもたちの支援のあり方。

施設だけでなく、児童が困った時に、相談できる機関と連携していければよいと思います。

施設職員だけではできない、各関係機関との連携を中心とした、細かな支援。

対象児童が関わっていく支援者間（機関）で、適宜情報共有できるような体制を作っていただきたい。

継続支援計画を作成し、関係機関が連携し、個々に合わせた支援ができるように、期待したい。

対象者の状況に応じて、関係機関連携を進める中心的役割を担ってほしい。

関係機関との連携（乳児院、児童養護施設、児相等）。

施設の退所後も、様々な理由で社会自立できず、生活面及び就労面で課題を抱えている。そのような対象者に、関係機関と調整しながら、継続的に支援ができる、仕組作りの担い手として期待する。

担当職員だけだと、自立支援するには負担が大きいため、協力して支援を行ってほしい。

計画を立て、リビングケアに重点的に取り組む支援を、一緒に考え行っていく存在。アフターに円滑に移行し、橋渡ししていく存在。児童と人的つながり（担当職員、施設内職員、専門職員、施設外の専門機関等の相互的つながり）及び、制度的つながりが円滑に行われるための“橋渡し”の役割。

情報交換会を定期的に実施できる機会がほしい。

施設、関係機関、行政をしっかりとめられる、主軸となったコーディネート。・対象者に対して、アウトリーチの形で関われる、組織的な支援体制。

【児童退所後の包括的な自立支援】

園内での仕事をしながら、退所した子どもたちの関係を継続し支援することは、労働としてはきついと思う。そのあたりを支援コーディネーターの配置有れば助かると思う。ただ、退所する、した子どもとコーディネーターの関係性をより良いものにするのは時間がかかると思う。

現在は施設長及び統括主任で役割を決め、分担し、過去に担当した職員、現在担当している職員と相談、協議をしながら、関係機関（児相、他）と連携し進めており、専門職員を導入し、展開を図ってやっていきたいと感じている状況です。

外部の支援団体や、奨学金制度などの情報が、年々増えてきているので、それらを整理して、活用できるスキルが必要になる。ケースによっては、家庭訪問が必要になる場合もあるだろう。

18歳以上の子どもの自立支援について、制度等新しい情報やサービスの情報提供。課題を抱える方への支援について。相談受付。制度、サービスのコーディネート。

措置解除後の継続的な支援。

18才以上の退所者の支援がどこに相談し、どこが担ってくれるのか曖昧でした。支援コーディネーターが総括してもらえると、大変有難いです。

困った事があった時に、その種類別の相談窓口を紹介してほしい（たらい回しでなく）。役割を明確にする。「たぶんここに行けば相談に乗ってくれるはず…」ではなく、「その相談なら、ここに行って！」のように。

施設退所後に、不安定な生活に陥るケースは多く、卒院者の、心の拠り所となるような存在になることを期待します。

様々な問題に精神面での対応が困難です。専門的な支えをお願いしたい。

施設での自立支援（アフターケア）では、できることが本当に限られており、支援する側もされる側も、無力感にさいなまれることがあるが、支援コーディネーターがいることで、個々のケースの課題、資源（支援）を集約・確認し、一緒に確実に進めて行けるのではないかと思う。ケースごとに課題やニーズが異なり、資源（支援）、関係機関等々が多種多様にあり、情報が氾濫している中で、漠然としていたり、画一的な側面があったりしたことが、様々なことを把握し、包括的にコーディネートしてくれる専門的な立場の方がいることで、個々の実態に即した支援を円滑に受けることができるようになることを期待する。

実家機能を担っている児童養護施設において、退所者がヘルプを出せる、信頼できる人になっていてもらいたい。また、その役割が、どの施設にもいることができるようになってほしい。

児童養護施設で関わる子どもは、結局 22 歳を過ぎても、様々な課題を抱えて、社会の中で生活していくので、息長く関われるよう、また、他の福祉サービスにつなげて、その子どもの支援者が、増えていくような役割を担っていけるとよいと思います。

退所後、保護者がいない、または、行方不明の児童に対しての、継続的な支援（経済面、生活面等）情報提供。

退所した施設の職員には、相談しにくいことでも相談できるような窓口となり、各所と連携して、支援を行って頂きたい。

自立、退所に必要な情報収集、情報の蓄積を行い、助言、指導を行う。退所後の状況把握を行い、ニーズに応じた支援計画を立て、実践する。

退所児の気持ちの支えになるような、役割りであってほしい。

子どもの状況をよく把握し、自立支援に力を発揮していただきたい。

【支援コーディネーターの事業内容等の周知（活動内容等が分からない）】

支援コーディネーターの役割をまだしっかりと理解しておりませんが…。外部との連携。様々な情報と、その情報を発信する機会が増えたらと思います。

期待以前に、どんな活動をしているのか知らない。

まず、組織が確立していない、支援コーディネーターが決まっていないので、何が期待できるのかわからない。地域の中で、措置児童だけでなく、母子や若者支援の体制ができつつあるので、まずは、それと協働していきたい。

支援コーディネーターの事業内容や設置箇所を知りたいです。

配置されているのかどうか。配置されているのであれば、どこに配置されているのかもわからない状況。まずは、活動の周知からお願いしたいです。

実際に支援コーディネーターが置かれ、活動が始まる中で、期待したい動きが見えてくると思われま。

事業内容をよく理解した上で、支援コーディネーターに期待できるものがあれば、利用等していきたい。

施設に来ていただいて、内容に関する説明をしていただいてから、連携を図りたい。

支援コーディネーターがまだ導入されておらず、まだ詳細がわからない現状です。是非来年は導入していきたいと思っています。

まずは、コンタクトを取る所から始めたい。

【退所前からの児童・施設との関係構築】

各施設と退所児との連携。

支援コーディネーターの方が、施設入所児童を自立に結び付け、現実的なものにしてくれるのであれば、とてもありがたく喜ばしいことですが、独力では厳しいと思います。まずは、コーディネーターと施設職員がどれだけ関係性を高められるか。その点の具体性に期待します。

入所中から関わりを深め、自立した後に、支援者の 1 人として関われるようにしてもらいたい。

卒園生との自立支援に関わる情報共有がスムーズに行えるよう、インケアの時から関わりを大切にする。信頼関係を結べるよう、意識して子どもとの関わりを丁寧にする。

退所後の支援はもちろんだが、退所前からの支援を共にできればありがたい。

支援計画を立てるだけでなく、実際に動いて施設職員を助ける立場である事を期待します。

人とのつながり、やりとりが苦手な子が多いので、あまり知らない方から急に支援すると言って頂いても、素直に助けを求められないのではないかと思います。外部の方とはできるだけ早く連携をとって、関係性を作っておくべき。

インケアの段階から、施設担当職員を中心に、関係機関も交えたカンファレンスを行い、児童に対する理解を深めたり、児童との信頼関係作りをしていく、いわゆる自立支援準備期間（作業）が必要であると考えます。

退所後つないでいければよいが、できれば、各施設ごとにコーディネーターがいて、退所前より、その子との関係がある程度構築されている方が、退所後もつながり易い。

【支援コーディネーターの配置】

施設としては関心があり、必要な児童も多いと感じているが、所管の県が、活用はまだ難しい様子である。

まずは、支援コーディネーターが配置されることを望みます。退所児童のアフターケアの充実をしていただきたい。

都道府県での実施状況に格差があるので、国として制度政策として展開していくのであれば、全国展開するようにして、18 才以上の自立支援、支援コーディネーターの設置を促進してほしい。

未配置ではあるが、今後不可欠だと感じる。

施設に 1 人は、支援コーディネーターの配置が望ましい。

人材確保できれば配置し、自立支援を行いたい。

都道府県での複数配置を期待します。

支援コーディネーターの業務を行うことのできる人材確保が、非常に困難と思われる。

【障害のある児童への対応】

障害を抱え、福祉的就労+グループホームという進路を選択する場合のみ、そちらの業界のコーディネーターの関与があるが、業界が違っているので噛み合わないことが多く、その後の生活にも何かと差し障りが生じてしまい任せられず、結局アフターケアで入っていかざるを得ない。今後、こちらの業界にコーディネーターが配置されれば、2つの業界の慣習の違いを何とかする役割を果たしてほしい。

特に発達障害の問題を抱えている子どもさん、知的障害、精神障害等の問題を抱えている子どもさんへの自立支援。

特に障害を持つ児童の社会自立については、つまずくと修正が難しい。そのため、信頼関係を得られる機関をベースに、長期見通しを立て、ニーズに合う継続的な支援ができることが必要。

児童養護施設の入所児童の 3 割近くが、何らかの発達障害があり、18 歳以降の社会的自立に困難さが伴う場合が多い。20 歳まで措置延長を行っても、その後が不安であるため、支援コーディネーターの活動に期待する。

障害などにより、対応が困難な児童や、経済的な理由で、進路選択の幅が狭められている児童について、支援コーディネーターの有する知識や経験によって、児童にとって最適な進路決定が図られるようにしたい。

【経済的課題に関する支援】

大学、専門学校へ進学した児童は、生活が厳しい現状にあるので、施設職員だけで生活費の件や居住支援をするのではなく、支援コーディネーターにも入って貰い、サポートして行く。

18 歳で自立して施設を退所する時に、大きなお金を手にした際の、金銭管理をしてもらいたい。急に大きなお金を手にして、金銭感覚が麻痺して失敗するケースをこれまでも見てきているので。退所した子どもたちが、気軽に相談できる拠り所となることを期待しています。

保証人等について、卒園生は苦勞しています。

自立支援にもお金が必要で、支援していただける人の開拓をお願いしたいです。コーディネーターのみが把握するのではなく、全体にも周知をうまくしていく事もお願いしたいです。

【既存の自立支援専門職との役割分担】

東京都のアフターケア児童の人数を考えると、1 人のコーディネーターが機能するかは難しく、また、自立支援コーディネーターとの役割分担をどのようにするか明確にする必要性を感じる。

施設に専任で自立支援担当職員が配置されて 2 年目、自立支援の事業実施のための条件整備と、施設と職員との連携の体制ができるように事業内容を具体化し、施設内の自立支援事業の経験を積むこと。

東京都には、自立支援コーディネーターが各施設にあり、その役割分担等まだ不明確なことばかりである。

【その他】

現場でできない部分を補ってもらえたら嬉しい。

神奈川県のおさなろサポートステーションは、様々な卒園生対応において、施設と協働して援助してくれるので、とても助かっている。今後も事業が拡大されていけば、退所者支援が充実してくるのではないかと思う。

現場と連携するために、職員の増員が不可欠と考えられます。

後ろ盾がない子どもたちにとって、18 歳での自立は厳しいと考えているが、支援が必要な子どもたちは、相談することができない

気がする。自分たちにも課題はあって、職員が手を出し過ぎてしまって、周囲の人が何とかしてくれると思っている子は少なくないと思う。結果、どうしようもなくなってからの相談となることが多いので、自分で考えること、人に聞く、相談すること、自己決定して、責任を持つことを教えてほしい。私たちもそうして行きたい。

専門の職員の配置。

自立支援のためのコーディネーターは、東京都だけでしょ。

自立に対する児童の意識がとても低い。その意識向上に向けての取り組みが必要と思われます。その役割に期待しています。

本園では、自立支援コーディネーターを配置していないが、必要性を感じる。

事業の周知活動、実践後の評価、効果を開示する。

大都市ゆえの難しさを抱えており、実際の配置に至らず、現状は各施設の力量に委ねられている状態。抱えるケースの数を考えると、コーディネーターの配置後、施設との連繋が充分なものになるか未知数。

■ 18歳到達後の自立支援に関する意見

18歳到達後の自立支援に関しては、下記の意見が寄せられた。

【職員の確保・増員、質の向上】

現在、18才で施設を出た子どもたちの対応や、施設で生活をしている子どもでも、自立に向けて様々な働きかけが必要となってきています。多種多様な働きかけ、特に外部との連携の大切さを実感しています。ぜひ、専門で関わる職員が増えることを願います。更に充実したものになると思います。

当施設では、アフターケアについて期限を定めることなく、必要に応じ実施している。基本は入所中に担当していた職員がアフターケアを担い、他職員がフォローをする形を取っている。アフターケアは職員が勤務時間外で動くことが多く、専門職員の配置や、職員数の増加が望まれる。

限られた職員配置の中でも、職員確保が難しい中で、自立支援に専門的に関わる職員を配置することは難しい。また、アフターケアに於いても、卒業生に対してどこまでの支援ができるかについても同様の課題があると感じます。

職員の負荷がプラスアルファでかかる。時間外勤務や、交通費もプラスアルファでかかるが、措置費に含まれていないこともあり、費用負担面からも考慮してもらいたい。

自立への相談援助を進めていくには、幅広い知識や連携する技術も必要であり、それが自立支援への選択肢を増やし、より良い方策だと思っています。

施設規模に応じて、自立支援コーディネーターが配置されるようになれば、退所児童への支援が充実したものと、犯罪に巻き込まれるようなことが少なくなると思います。

各施設で、自立支援に関わる職員（自立支援コーディネーター）の複数配置を希望する。

奨学金が充実してきたのに比例して、今までなら進学できなかった子どもも進学できるようになり、進学後のアフターケアにかなり手を取られています。意見ではないですが、とても大変です。

養育の現状の体制では自立支援（18才到達後）は難しい。別棟や専任の職員配置が必要。

現状、入所当時の担当や、児童指導員中心に対応しているが、特にトラブル相談等については、必要な時に動くためには、専門の配置が必要だと考える。

施設内で支援する場合、18才迄の子どもたちとの生活時間の違いがあり、施設内においては、居住空間や、職員体制の課題がある。就活や部屋探しにも人員が必要になる。

子どもたちを送り出す立場の者として、社会に出てからも一定の期間はしっかりと見届けなければならない義務があると思います。正式な専任職員の加配を強く求めます。

自立支援コーディネーターは、男女1名ずつの職員がいた方が、量も多いが、性によつての係わりにも対応しやすい。

施設に自立支援専門員の配置を望みます。早期に。

担当していた職員がアフターケアもできるのが理想と思うが、職員不足のため、なかなかできない。職員増と待遇改善。

発達障害や病気、グレーゾーンの子どもたちに関わることが多くなると思います。沢山の色々な制度を理解し、分野を横断して、コー

ディネートして行かなければならぬので、専門性と良い人間性を併せ持たなければならぬ、難しい仕事だと思います。

自立支援事業所が、各県に1ヶ所（最低）（早急に）設置の方向になればと思っている。

全施設に、アフターケア専任の職員を配置してほしい。

アフターケアを、施設として組織的に取り組むには、他の業務との兼任では難しい現状あり。入所児童のインケア、リビングケアで手一杯の部分もあり、厳しい。また、経験が豊かな職員を配置すべきだが、インケアとの兼ね合いもあり、人材確保も大きな課題となっている。

自立支援の問題は、現状としても大きな問題であり、今後も重要になってくると思われる。しかし、児童養護施設自体の人材確保・人材育成が深刻な事態である中、社会的養護自立支援事業の委託を受けられる余裕はない。現状、入所中、退所している児童の自立支援においても、ベテラン職員でないと支援が難しい状況にある。職員自体が若手の人数が多く、適切な支援ができていないのが現状。形式的な自立支援になりつつある。よって、現在では、卒業生の講師による、ソーシャルスキル勉強会を行っている。ただ、更に深刻なことは、児童が様々な問題（知的、自閉、発達障害等）を抱えており、支援に時間もかかるし、教えるためのスキルも身に付ける必要があるため、児童にソーシャルスキルを身に付けさせることが非常に困難な状況。自立支援は今後、もっと深刻な問題になっていくと思われる。

現段階では、自立児を担当している職員への負担がかなりかかっています。自立支援に関する専門職員の配置や、地域で利用できる資源の増加を期待しています。

アフターケアを実施するに当たり、人員の配置が十分でない。

自立支援事業を実施するにあたり、人材確保が一番大切になってきます。

【法的・制度的課題への対応】

後見人をおけるようにしてほしい。

障害を持つ子の入所が増えてきているので、GH等の活用、進学後の一人暮らしを応援するための制度の拡充。

障害福祉サービス（グループホーム利用等）に繋げるケースが増えているが、グループホーム入所後の経済的基盤を保障する制度が十分でない。企業就労できず、親族からの支援も受けられない場合、生活保護を受給してもグループホームの利用料を支払うと手元に殆ど残らない。家族を全く頼ることができず、自立も難しいケースについての制度設計が必要。

都市部の施設と地方の施設では、同じ制度ができたとしても、利用できる施設とできない施設があると思う。アフターケアについても、地方の施設は遠くてなかなか子どもに会いに行くのも大変です。

社会の中で、明確に身分の保証が得られるようにしてほしい。

居住地をベースとした、自立支援ホームの開設が必要。親、親族との関係に関する支援や、就労中のトラブルに関する支援が必要。

今の日本社会が18才＝自立とはなっていない現状がある以上、施設がアフターケアに、時間、人、金を費やすことができるような仕組みを整えてほしい。

措置延長が活用されていないように感じる。積極的という言葉が、具体的に説明されなければならぬと感じる。

18歳～20歳が、保証人の件や相談先等、戸惑うことが多いと思うので、20歳までの間に、社会的養護の児童たちが、不利益にならないような仕組みができればと思います。

18歳から20歳までの2年間の、親権者が行方不明である場合の契約行為（具体的には、携帯電話の契約）をサポートする体制作り。

施設退所2年以上経過した人で、頼る身寄りがいない人の身分保障制度がなく、社会資源が不足していると思う。社会資源の整備が必要だと思う。

20歳を迎えるまでの間が、親権者の同意が必要であったり、自己証明が必要であったりと、いろいろな手続きを行うにあたって、多くの書類を集めないといけなかったり、うまく手続きが進まなかったりということが多く、子どもたちの境遇を考えると、いろいろと難しいところが多いので、それが少しでもスムーズにできる世の中になればと思います。

そもそも20才までの措置延長ありきの制度では、利用は困難。東京都は、措置延長自体なかなか認められないので、まずはそこから変えていく必要がある。

措置解除となり、施設としてその児童に対する権限が全くない状況となり、対応が困難な場面があり、苦勞することがある。

以前、定時制高校に通学している児童がいて、一年留年していたため、卒業が20才（4月が誕生日）時になるケースがあり、誕生日前日に退所となった。今回の法改正で少し改善されたと思う。

18才での自立は早すぎるが、その後を施設で見守っていくには、制度も施設体制も追い付いていない。

措置延長についての定義、支援が曖昧です。

【児童への直接的な支援に関すること】

知的障害を持つ児童の住居（グループホーム）探しが大変である。大学進学した児童について、学業とアルバイトの両立を支える取り組みが必要。

進学に対する考え方（選択、決定）が難しい。他者とのコミュニケーションが苦手な子どもが多い。制度、法律も学ぶ必要がある（職員）。

就労支援では、就労先を見つけてつなげて、「働く意欲」がないと続かないと実感しました。インケア中に、コツコツ働くことの大切さを教えられるとよいと思いました。

困った時に、必ず助けを求められる関係を児童と職員間で構築する。

社会的養護下にいた女の子の出産と育児。親族のサポートは得られにくい中で、どうサポートしていくのか。貧困や虐待の連鎖を断ち切るためにも、重要な課題だと感じます。

困った時に相談できる場や、必要な社会資源等、利用できるところがもう少しあればよいと思う。

社会的養護の下にいる子どもたちは総じて、社会に出ること、自立（退所）に対して高い不安や自信のなさを抱えている。そこを払拭はできないため、抱えながら自立していくしかない中で、うまく移行できるような支援をしたいが、難しい。社会的養護の下にいる（いた）子どもたちには、共通に見られる課題もあるのは確かだが、基本的には一人一人必要とされる支援は違っている。施設でできることは本当に僅かであり、無力さを感じている。子ども一人一人の実態や、ニーズに即した支援を行えるようになることが理想だが、なかなか難しい。

信頼関係にある職員でなければ、実際自立支援が難しいところがあり、インケアとの両立をしなければならず、限界がある。

入所中に準備できる場所はさせたいが、イメージすることが難しく、実際は問題に直面して、困り感を実感しないと向き合えない子どもが多い。その時に、手助けしてあげるアフターケアをもっと充実させていかなければならないと思う。

公的手続き、水光熱費などの手続きのトレーニングが必要。金銭感覚、金銭管理のトレーニングが必要。施設以外の相談機関とのつながりの構築。連絡手段のためのハードの充実。連絡をとった後の記録へのハードの充実。

対象者と事業所の関係性をいかに作り出すか。入所施設に戻り、施設側の費用で支援に当たっている。連携の取り方がポイントと思います。

退職、転職にあたっては、サポートが必要なケースがある。

現在の社会で、18才で自立するリスクは大きく、社会的養護を担う施設は、子どもたちの自立に生じる様々な不安や悩みをしっかりと受け止め、世に送る力を付けてやらねばならない。自立してからの多少の失敗が許されたり、取り戻せるシステムを構築していきたいと同時に、この制度がどの施設にも配置してもらえることを願います。

社会的自立をめざして、退所後のアフターケア等に取り組んでいるが、退所者の人間関係を作る力や、コミュニケーション能力が不足がちで、1年以内での退職が目立っています。

社会では、人と人との繋がりが重要だと思います。人間はだれしも一人で生きていくことは困難です。虐待等の理由で、人間不信であったり、障害の特性で、対人関係を苦手としている児童が増加している現状があります。そのため、いかに人と人との繋がりの大切さ、互いに助け支え合う気持ちを児童に気づかせるかが、自立支援の第一歩と考えています。

発達障害、精神障害が多い中、住まい、就労と同時進行で探さなければならないケースは、とても難しく、よい縁がないと行き詰まる。

話し合いの場を重要視し、自立に向けての体験や考えをしっかりと身に付ける。

就労、進学継続に係る支援が必要。また、離職や退学してしまった場合の支援も必要。他、生活上の悩み相談に乗ることが必要。

アフターケアの資金の問題や、子どもの悩みは、もっと身近なものである事の理解をしてほしいです。連絡や近況が語れる関係性を作ってこそ、大きな支援のつながりになるのではないかと思います。

【社会的養護自立支援事業、支援コーディネーターに関すること】

個別の対応が求められますので、コーディネーターを選定する際には、当該児童と信頼関係が構築できている方が望ましい。

進級、就職に対するの貸付金などサポートはでき上がりつつあるが、まだまだ不十分。アフターケアは支援コーディネーターの活用により、子ども支援体制が充実するのが望ましい。

今回のアンケートの質問内容が理解できないところが多かった。社会的養護自立支援事業の理解（自身の）が薄いこともあるのか…。東京都自立支援COが配置されている現状がある中で、今後の連携、実践をどのように考えるべきか？

当施設では、自立支援コーディネーターは居ないが、同じ役割全てを職業指導員が行っている。

児童養護施設出身の児童のために、支援コーディネーターの存在は必要だと思うが、県外に出た場合の連携など情報が少ないので、継続的な支援ができるのか等、今後の課題だと思う。

退所した本人が助けが必要との明確な意思があれば、ケアできる部分は多大にあるが、そのような連絡がなかったり、保護者等が自立の邪魔をするケースもあり、退所後のケアの難しさを感じている。自立支援事業の活用を、退所後の子どもたちが利用できるような事業にできたらと思う。

支援の内容や、期間などについて、どの程度の内容で、いつまで続けるのかといったもの（いつまで支援するかといったはっきりしたもの）を具体的に示す必要もあるのではないかと考えます。

社会的養護自立支援事業の構想はよいと思う。ただし、市町の考えで予算づけされないと実態は動かない。継続支援計画を担い、全体総括する支援コーディネーターのイメージは、就労支援事業を担っている NPO 法人が妥当な気がする。

支援コーディネーターの役割と位置に課題を感じる。

支援コーディネーターが設置されるのを待つのではなく、施設としても、「継続支援計画」を独自に作成しなくてはと考えている。

施設退所後、中途退学または退職した際、1人で新たな就職先や居住先を探す等、自分の力で生活を切り開くことのできる児童は少ないように思われる。施設でもアフターケアを実施しているが、施設でできることの限界を感じている。ある程度、自立の目的が立つまで継続的な支援があれば、退所後も児童は安心して生活を送ることができると思われる。支援コーディネーターの配置により、支援体制が強化されることで、児童の将来の自立に結びつけることができればと思う。

【経済的支援の充実、保証人の確保】

保証人（住居、就労）の確保。生活困窮した場合の、立て直しを図るための、一時的住居の提供。

当園は支援コーディネーターは置いていないものの、職業指導員が中心となって、AC を行っている。通知内容のことを行っているが、コーディネーターに対する国の補助金が少ないと感じる。常勤（ベテラン）配置が当然必要になってくるが、それに相当する人件費がつかないと感じる（神奈川県ではコーディネーター配置がない）。

卒園の半数程度が金銭面や人間関係で苦勞し、挫折している。側に寄り添い、支援できる制度や環境が必要である。人と場所には予算をもっとつけるべきである。

金銭面、人的保障を強く希望します。

金銭面で援助頂ける情報等の周知があると有難いです。

自立支援に関する、予算措置をいただけると幸い。

各種の保証人・金銭的な援助は限られてしまいます。何とか制度化してほしい。

経済面の厳しさがある。住居の確保等において、保証人の確保が困難。

退所後も様々な問題を抱え、つまずく子どもたちが少なくない。特に、居所の問題は大きく、会社を辞めると同時にアパートの退去を迫られ、行き場のなくなるケースもある。また、経済的な支援が必要なケースも多い。

保証人が不在（施設長しかいない）携帯、住居など。働けない、働く気がない児童が多く、進路が困難。施設にOB、OG がくつろげるスペースがない。お金もない。

【18歳到達後の支援をいつまで行うか】

18才になったからといって、自立しているとは限らない。継続した支援は必要であるし、何才になったからと年限で切るのはおかし。その子の状態に見合ったものにしたい。

18歳以降の措置延長に関しては、満20歳までとせず、その年度の年度末までとすることが必要と感じる。

20才や大学卒業までの身分保障があればよいと考える。地方格差が大きいので、標準化を望みます。

22歳までの支援の保障が確実になれば、施設側の援助の幅も広がると思うので、ぜひ活用できるようになればと思います。

東京都は20才まで措置延長となった者のみ対象者としているため、社会的養護自立支援事業を実質利用できない。

専門学校や大学に行く者については、20才を超えても措置延長するとともに、学費等についても支援等をお願いしたい。

児童養護施設入所者の措置延長期間を、20歳の誕生日から20歳になった年の年度末まで、延長してほしい。

自立援助と言えば、まず進学、就職を考えますが、特に、就労に根付きにくい方の支援について、どこまで施設内の自立支援専門員が携わる範囲と捉えるべきか、悩んでいます。地域に根付くことを念頭に、と関わっていても、見守りの期間が長く、どの時点を支援の区切りとすべきか、助言をいただけたらと思います。

進学する者に対し、卒業（４年生大学）まで措置継続できるよう、児童養護施設にもお願いしたい。20才での措置解除の支援が困難になる。

自立支援の現状の困難さから見て、措置年齢期限を、22才までに引き上げる可能性も、担保してほしい。

22歳以上の児童の支援体制（相談機関・施設等）の充実が必要。各都道府県毎に、自立支援コーディネーター専門の研修を開催してほしい。また、組織を整備してほしい。

【組織的で切れ目の無い自立支援の重要性】

入所児童への支援～自立後の支援というのは連続性が強く、なかなか次の支援者・場所に繋げていない現状があり、自施設でも課題。個人的なやりとりで抱え込みになってしまうことも多く、支援として確立させる必要を感じる。

当園では、社会自立後、職業指導員を活用し、卒園生へのアフターケアに取り組んでいます。中には、施設職員では対応が難しい事案（トラブル）も出てくるため、施設独自の組織作りも必要になっていると感じています。

職員との個人的な関わりでは限界があり、職員の関わり方によって、個人差も生じるため、できるだけ組織として関わっていく必要がある。また、家庭に戻った児童については、介入しづらい面もあるため、入所中からの家族との関係作りが大切だと感じる。

施設在籍中に、自立への社会性を身に付けるには困難な児童も多く、高齢児ケアや、アフターケアで職員のオーバーワークは避けられない。在籍中から退所後へ連続する支援ができる体制は、重要であると思う。また、大学進学への援助が、経済面も含めても必要。

アフターケアについては、継続した支援が求められる面と、職員体制との面で、どうしても業務量が過多になる傾向があると思われる。上手いやり方など、モデルケースを学ぶ機会があると助かります。そこへは行政も参加してほしいです。

施設職員はもちろん、相談に乗ったり、見守ってくれる支援者が多ければ多いほどよい（施設職員以外でも）。問題が起きた時でも、すぐに把握できていれば、すぐに支援することができる。関係者と連携できていれば、よりよい支援ができると思う。

制度、政策、事業等の公的な支援と、NPOや企業による支援、インフォーマルな支援、それぞれの強みを生かした複合的な支援を考えていきたい。

施設職員が行う退所後の自立支援には限界があり、どの関係機関と連携して見守るべきなのかわからない。

進学、就職、どちらの場合においても、辞めずに続けていけるように支援することが難しい。

障害（発達、知的等）を抱えた児童に対しての、各関係機関との連携した自立支援が難しい。

児童相談所と市町との連携強化。障害のあるケースは、市町が支援の実施者になるにも関わらず、主体的な動きが弱い。

【18歳到達前からの自立支援の重要性】

18歳に到達する以前、在園中に、礼節やマナー等を身に付けさせる指導が重要である。

18歳到達後の自立支援にあたり、それまでの支援の重要性を感じております。

やはりお金の面で進学や第一志望の学校を諦める事は避けたいし、元氣ろうとする気持ちを大事にしたい。即ち18歳到達後も大切だが、到達前からのコーディネートが必要不可欠であると思う。就職も進学も体験活動をカリキュラムとして加え行っていくべきであると思う。

「到達後の支援」の必要性は充分感じ、充実すべきと考えますが、同時に、18才以前に充実した支援を行い、「18才として自立できる」までに育てたいとも考えます。

【自立に対する考え方】

そもそも一般的な自立の概念があてはまらない。施設の子どもたちなので、その点を社会が温かみを持って理解してくれればと思います。一般家庭のお子さんと同じと思われては、到底自立などは不可能です。

自立とは必ずしもすべて自分で自分のまわりの事を整えていけるようになる事ではないと思っています。自分でできる事には最大限努力し、できない事を振り分け、それをどこに？だれに？相談し可能にしていけばよいのか？を判断していける力を卒園までに育ててやりたいと努力しています。

ようやく思春期を乗り越えた頃に、社会へ出て自立、生活していくことは、支援する側にとってもなかなか厳しいものがあります。一人一人の人生に携わっていく責任の重たさに、できることの限界を感じながら、きっとこの先はよい人生となると信じ支援、応援している。

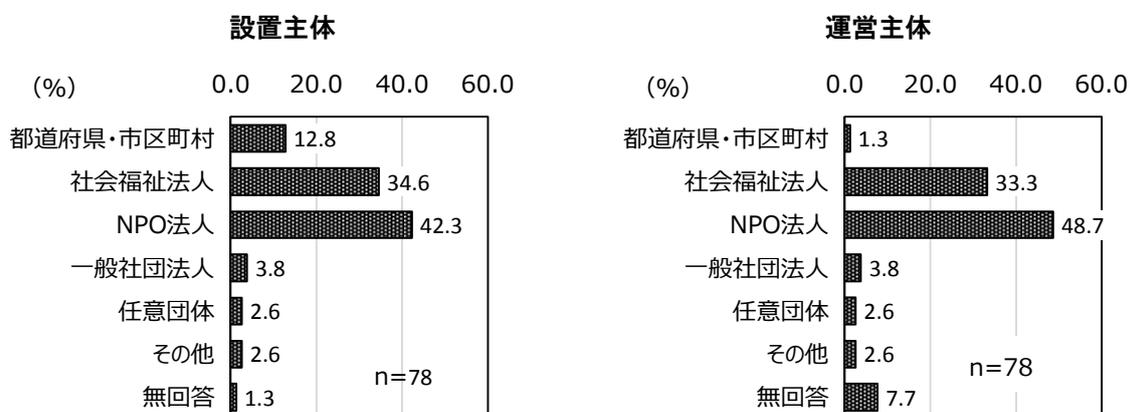
本人の自立支援についての動機づけが的確になされていて、はじめて成立するものと考えている。「退所＝自立」ではないことを理解してもらい、確かな自立のために支援を考えていることを、伝えられるような配慮が必要と考えている。

3. 自立援助ホーム票 集計結果

(1) 施設の概要

■ 設置主体・運営主体

設置主体、運営主体ともに「NPO法人」が最も多く、それぞれ42.3%、48.7%であった。



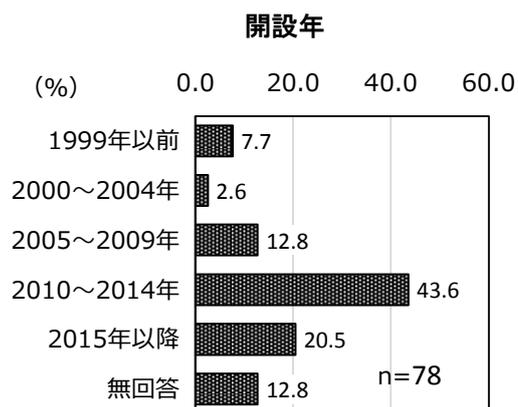
◆「その他」の内容

株式会社

公益財団法人

■ 開設年月

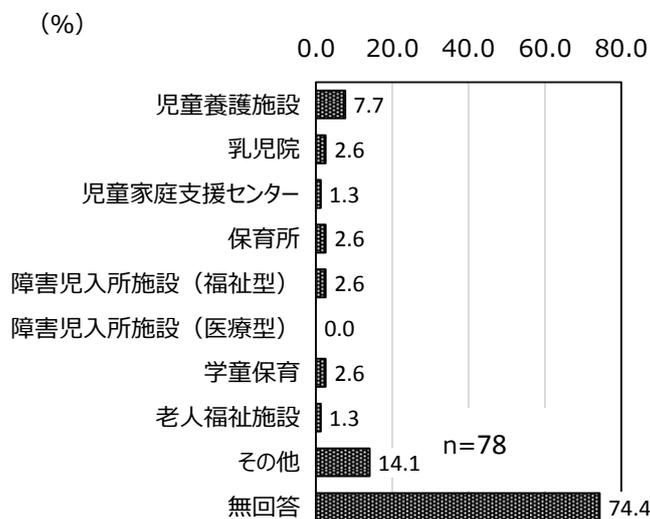
施設の開設数を年次別にみると、「2010～2014年」が43.6%と最も多く、次いで「2015年以降」が20.5%であった。



■ 併設施設の種類

併設施設については、「児童養護施設」の7.7%が最も多かった。

併設施設の種類（複数回答）



◆「その他」の内容

母子生活支援センター	児童福祉施設
自立準備ホーム	障害者グループホーム
宿泊所	母子生活支援施設
障害福祉アフターケア事業	子どもシェルター
サ高住、留学生寮	

■ 定員数・暫定定員数、施設の在籍児童数

施設全体の定員数は平均 6.53 人、暫定定員数は 5.06 人であった。また、実際の在籍者数は、「中学卒業～18歳未満」の児童が 2.30 人、「18歳以上」の青年が 2.69 人であった。

定員数・暫定定員数

	平均	中央値
施設の定員数	6.53	6
施設の暫定定員数	5.06	6
施設の在籍児童数		
中学卒業～18歳未満	2.30	2
18歳以上	2.69	2

■ 職員数（全体）

1施設あたりの平均職員数をみると、「指導員（児童指導員有資格者）常勤」が1.65人であり、次に多いのが「児童指導員・保育士以外の指導員 非常勤」の1.09人であった。

また、心理療法担当職員や職業指導員は、常勤・非常勤ともにいない施設が多いこともうかがえた。

職員数

	平均	中央値
全職員数	5.01	4
指導員（児童指導員有資格者）常勤	1.65	1.5
指導員（児童指導員有資格者）非常勤	0.31	0
指導員（保育士有資格者）常勤	0.72	0
指導員（保育士有資格者）非常勤	0.31	0
児童指導員・保育士以外の指導員 常勤	0.73	0
児童指導員・保育士以外の指導員 非常勤	1.09	0
心理療法担当職員 常勤	0.04	0
心理療法担当職員 非常勤	0.04	0
職業指導員 常勤	0.08	0
職業指導員 非常勤	0.06	0

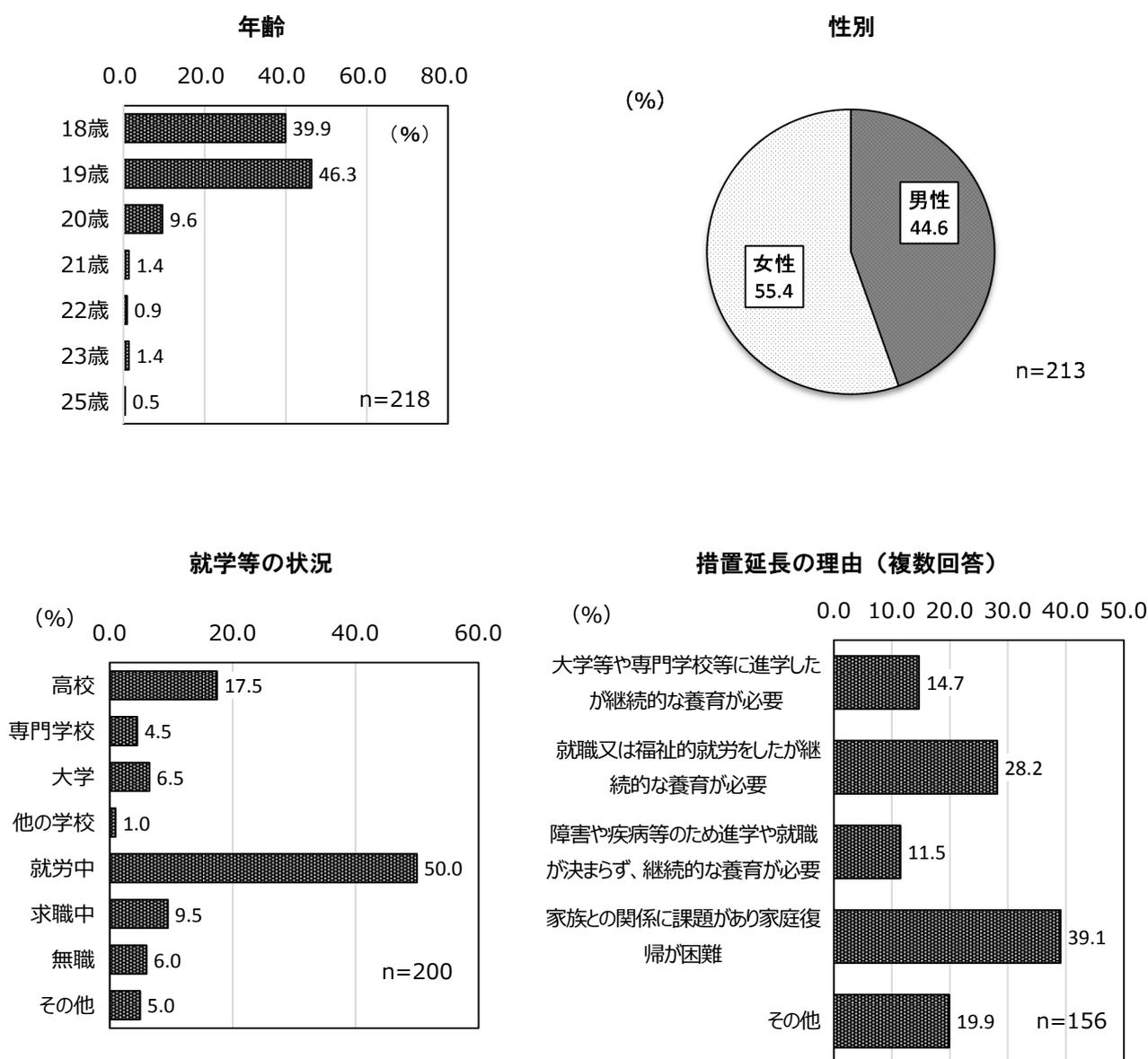
(2) 施設に入所している（入所していた）18歳到達後の者の状況

■ 施設に入所している18歳到達後の者の状況（各項目の単純集計）

各施設の担当者が、施設に入所している18歳到達後の者（2017年4月1日現在）を任意に5人まで選び、それぞれの状況について回答した。

集計の結果、対象となった者（以降は対象青年）の年齢は「19歳」が46.3%と最も多く、次いで「18歳」が39.9%であった。就学等の状況については、「就労中」が50.0%が最も多く、「高校在学」が17.5%であり、「大学在学（6.5%）」や「専門学校在学（4.5%）」も含め、対象青年の多くが自立支援ホームで生活しながら就学・就労している状況がうかがえた。

また、措置延長の理由としては「家族との関係に課題があり家庭復帰が困難（39.1%）」が最も多かった。



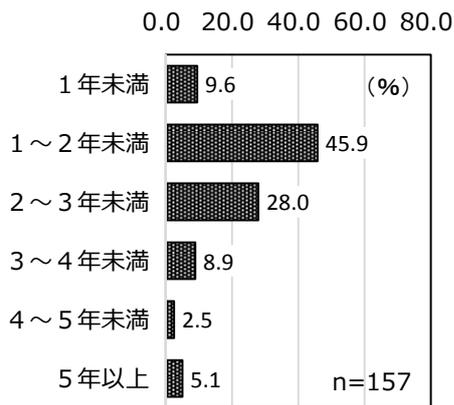
障害については、対象青年の 64.6%に認められず、障害がある中では「発達障害」が全体の 16.3%を占めていた。児童養護施設を入所・退所した当該青年では「知的障害」が多かったのとは異なる傾向が見られた。

また、対象青年の 74.2%が被虐待経験者であった。

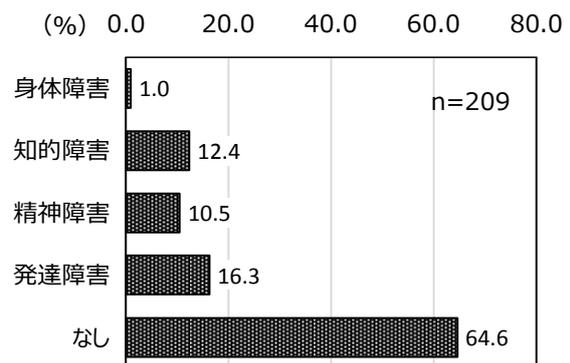
対象青年の退所予定があるのは 65.8%であり、退所後の進路は「就職」と「進学」を合わせて 73.4%であった。

支援コーディネーターによる対象青年への関与・支援が認められたのは 14.0%であった。

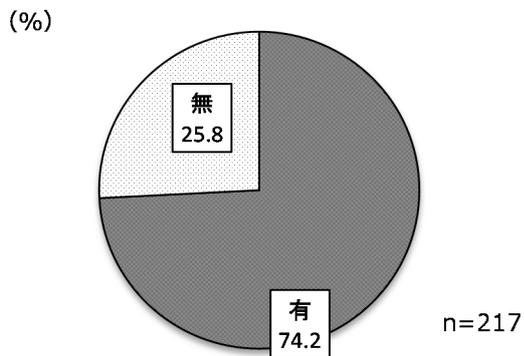
入所期間



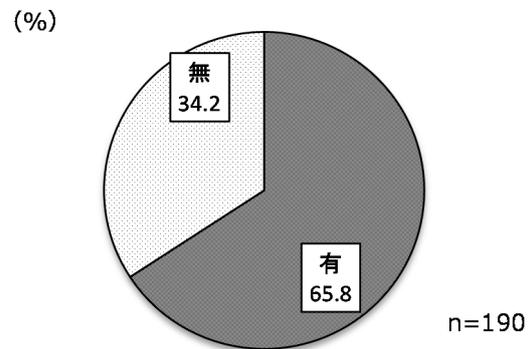
障害の有無（複数回答）



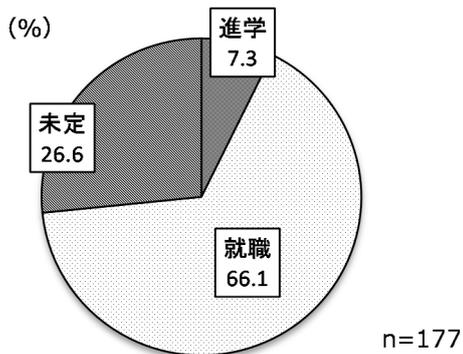
被虐待経験の有無



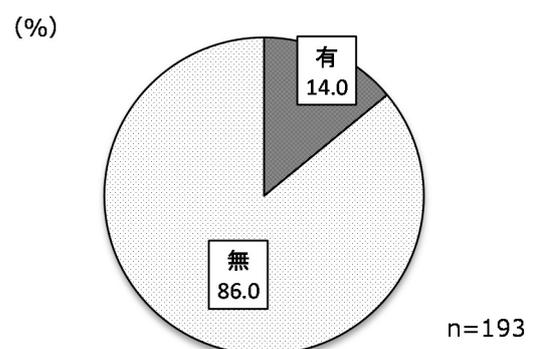
退所予定の有無



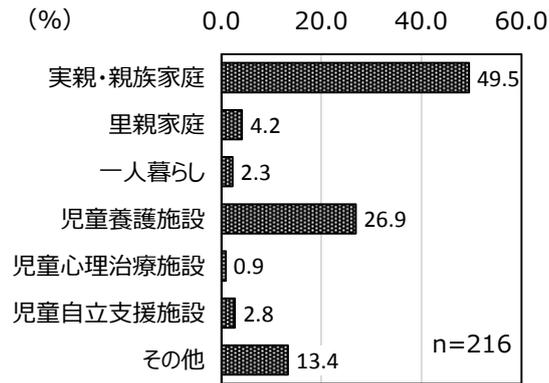
退所後の進路



支援コーディネーターによる関与・支援の有無

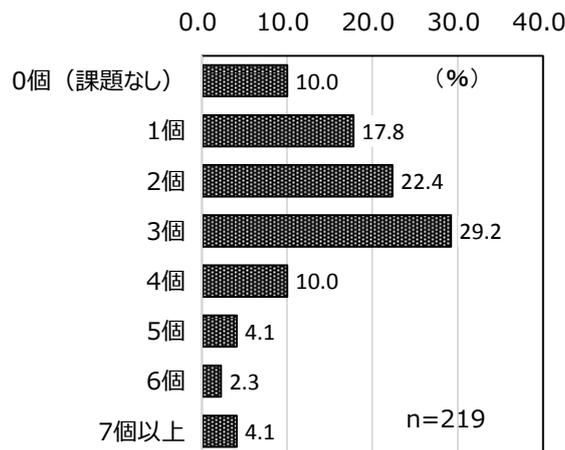


入所前の居住場所



対象青年の「現在の課題」について、個人ごとに挙げられた項目数（課題の数）をみると、「3個」が29.2%で最も多く、「2個（22.4%）」がそれに続いた。一方、課題がない（0個）という回答は10.0%であり、対象青年の9割が何らかの自立支援に関する課題を有している状況がうかがえた。

「対象者の現在の課題」に回答があった項目数



対象青年の現在の課題として多く挙げられたのは、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」が最も多く（47.2%）、「本人の自立に関する不安等が大きい（34.5%）」、「実親等の関係に悩みがある（34.0%）」がそれに続いた。また、各対象青年に挙げられた課題の中で最も大きなものとして選ばれたのは、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない（17.2%）」「障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要（16.7%）」「実親等との関係に悩みがある（10.9%）」であった。

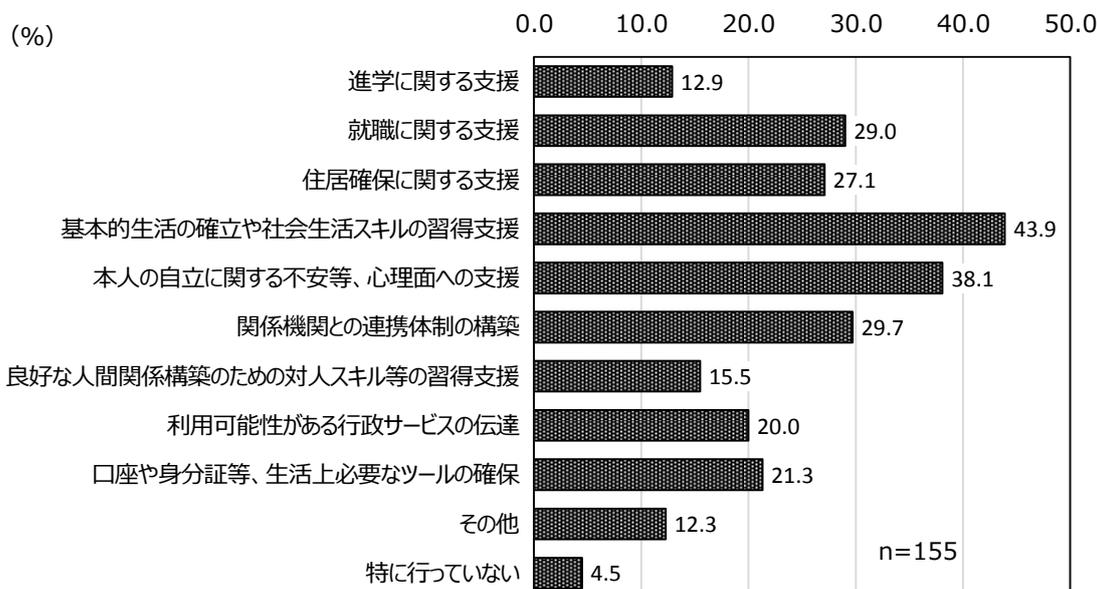
対象者の現在の課題（複数回答）および最も大きな課題

	現在の課題	うち、最も大きな課題
調査数	197	192
本人が希望しても進学するための条件が整わない	2.5%	1.0%
本人に合った就職先が確保できない	13.2%	5.2%
基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	47.2%	17.2%
住居または家財道具等の確保が困難	11.2%	3.6%
本人の自立に関する不安等が大きい	34.5%	10.4%
本人の自立の意向が小さい	11.2%	4.7%
障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	25.9%	16.7%
退所後の生活費が確保できない	21.3%	6.8%
疾患・体調管理面の配慮が必要	8.6%	1.6%
充実した余暇が過ごせていない	5.6%	0.5%
職場や大学等で良好な人間関係を作れない	13.7%	3.6%
プライベートでの友人関係が希薄	8.6%	2.6%
友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	8.1%	1.6%
自分の生い立ちに関する悩みがある	9.6%	0.5%
恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	9.1%	3.1%
妊娠に関する課題がある	3.6%	1.6%
家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	7.1%	1.0%
実親等との関係に悩みがある	34.0%	10.9%
その他	11.2%	7.3%

※課題の回答欄に何らかの記入があった回答を集計しており、無回答は含まない。

施設が対象青年に実施した自立支援（アフターケア）では、「基本的生活の確立や社会的スキルの習得支援」が43.9%と最も多く、次いで「本人の自立に関する不安等、心理面への支援」が38.1%、「関係機関との連携体制の構築」が29.7%であった。

対象者に実施した自立支援（アフターケア）



※「対象者に実施した自立支援」欄に何らかの記入があった回答を集計しており、無回答は含まない。

■ 施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（障害の有無×現在の課題）

対象青年の現在の課題について、障害の有無と種別ごとに比較した。まず、障害の有無の比較では、何らかの障害のある青年は障害のない青年に比べて「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」で 16.9 ポイント多かった（障害有：55.4%，障害無：38.5%）（※「障害有」の割合は、いずれかの障害がある者のうち、当該課題がある者の割合を別途算出した）。

障害種別では、精神障害のある青年が、他に比べて「退所後の生活費が確保できない（40.9%）」「本人に合った就職先が確保できない（27.3%）」「疾患・体調管理面の配慮が必要（27.3%）」「職場や大学等で良好な人間関係を作れない（31.8%）」「実親等との関係に悩みがある（45.5%）」の項目で、回答の割合が高い傾向がみられた。また、知的障害や発達障害のある青年が、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」という課題を抱える場合が多いこともうかがえた（知的障害：57.7%、発達障害：61.8%）。

施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（障害の有無×現在の課題）

	調査数	本人が希望しても進学するための条件が整わない	本人に合った就職先が確保できない	基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	住居または家財道具等の確保が困難	本人の自立に関する不安等が大きい	本人の自立の意向が小さい	障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	退所後の生活費が確保できない	疾患・体調管理面の配慮が必要	充実した余暇が過ごせていない
身体障害	2	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
知的障害	26	0.0%	7.7%	57.7%	3.8%	26.9%	7.7%	65.4%	15.4%	7.7%	3.8%
精神障害	22	0.0%	27.3%	45.5%	18.2%	45.5%	22.7%	77.3%	40.9%	27.3%	4.5%
発達障害	34	2.9%	17.6%	61.8%	14.7%	41.2%	23.5%	55.9%	23.5%	14.7%	2.9%
なし	135	3.0%	9.6%	38.5%	10.4%	28.9%	6.7%	0.7%	15.6%	5.2%	5.9%

	調査数	職場や大学等で良好な人間関係を作れない	プライベートでの友人関係が希薄	友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	自分の生い立ちに関する悩みがある	恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	妊娠に関する課題がある	家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	実親等との関係に悩みがある	その他
身体障害	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%
知的障害	26	7.7%	7.7%	15.4%	7.7%	11.5%	7.7%	7.7%	11.5%	11.5%
精神障害	22	31.8%	9.1%	4.5%	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	45.5%	0.0%
発達障害	34	11.8%	0.0%	2.9%	2.9%	8.8%	0.0%	2.9%	32.4%	8.8%
なし	135	10.4%	10.4%	7.4%	10.4%	7.4%	3.7%	6.7%	31.9%	12.6%

■ 施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（被虐待経験の有無×現在の課題）

対象青年の現在の課題について被虐待経験の有無により比較すると、被虐待経験者は虐待経験のない青年に比べて、「本人の自立に関する不安等が大きい」で 15.8 ポイント（経験有：35.4%，経験無：19.6%）、「実親等との関係に悩みがある」で 12.8 ポイント（経験有：34.2%，経験無：21.4%）、「自分の生き立ちに関する悩みがある」で 9.4 ポイント（経験有：11.2%，経験無：1.8%）高く、自立や生き立ちに関わる課題を抱える傾向にあることがうかがえた。

施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（被虐待経験の有無×現在の課題）

	調査数	本人が希望しても進学するための条件が整	本人に合った就職先が確保できない	基本的な生活の確立、社会生活スキルが十分でない	住居または家財道具等の確保が困難	本人の自立に関する不安等が大きい	本人の自立の意向が小さい	障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	退所後の生活費が確保できない	疾患・体調管理面の配慮が必要	充実した余暇が過ごせていない
被虐待経験 有	161	3.1%	13.0%	44.1%	9.9%	35.4%	11.2%	22.4%	20.5%	9.3%	5.0%
被虐待経験 無	56	0.0%	8.9%	39.3%	10.7%	19.6%	7.1%	26.8%	16.1%	3.6%	5.4%

	調査数	職場や大学等で良好な人間関係を作れない	プライベートでの友人関係が希薄	友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	自分の生き立ちに関する悩みがある	恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	妊娠に関する課題がある	家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	実親等との関係に悩みがある	その他
被虐待経験 有	161	13.0%	8.1%	8.1%	11.2%	7.5%	3.7%	6.8%	34.2%	11.8%
被虐待経験 無	56	10.7%	7.1%	5.4%	1.8%	10.7%	1.8%	5.4%	21.4%	5.4%

■ 施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（現在の課題×実施した自立支援）

対象青年の現在の課題（複数回答）別に、行われた自立支援の内容をみると、課題に応じて様々な支援がなされている状況がうかがえた。しかし、「本人に合った就職先が確保できない」という課題を有する青年に対し就職に関する支援が行われている割合が 26.9%であるなど、有する課題に合致する支援が充分に行われていない可能性が示唆された。

施設に入所している 18 歳到達後の者の状況（現在の課題×実施した自立支援）

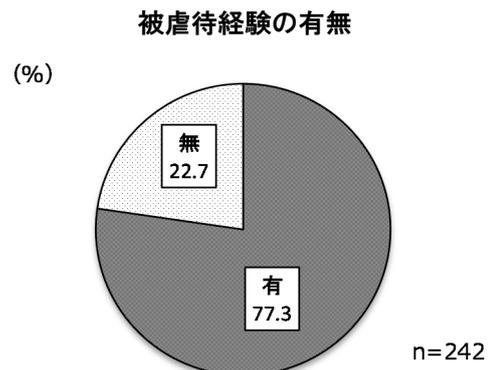
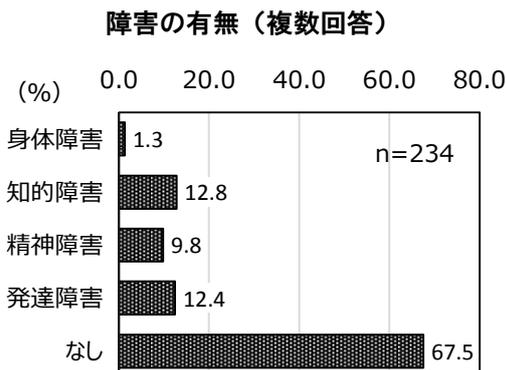
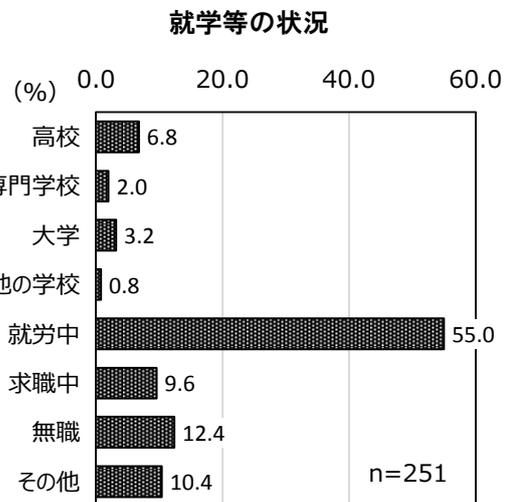
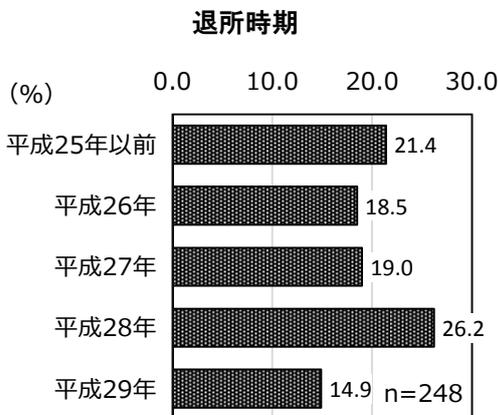
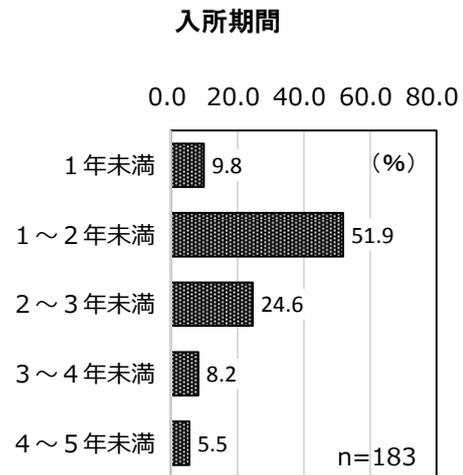
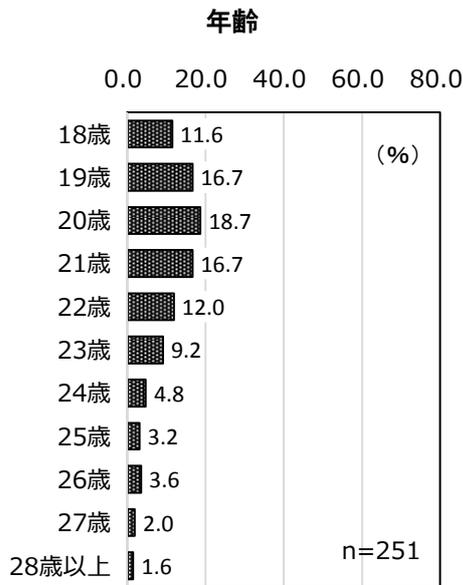
	調査数	進学に関する支援	就職に関する支援	住居確保に関する支援	基本的な生活の確立や社会生活スキルの習得支援	本人の自立に関する不安等、心理面への支援	関係機関との連携体制の構築	良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援	利用可能な行政サービスの伝達	口座や身分証等、生活上必要なツールの確保	その他	特にっていない
本人が希望しても進学するための条件が整わない	5	60.0%	40.0%	0.0%	40.0%	40.0%	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%
本人に合った就職先が確保できない	26	3.8%	26.9%	11.5%	34.6%	26.9%	19.2%	15.4%	7.7%	11.5%	3.8%	3.8%
基本的な生活の確立、社会生活スキルが十分でない	93	10.8%	22.6%	28.0%	51.6%	35.5%	26.9%	16.1%	19.4%	21.5%	6.5%	5.4%
住居または家財道具等の確保が困難	22	18.2%	27.3%	22.7%	22.7%	22.7%	18.2%	4.5%	4.5%	13.6%	4.5%	4.5%
本人の自立に関する不安等が大きい	68	8.8%	17.6%	26.5%	35.3%	42.6%	27.9%	13.2%	13.2%	14.7%	2.9%	0.0%
本人の自立の意向が小さい	22	9.1%	22.7%	18.2%	50.0%	45.5%	36.4%	13.6%	4.5%	13.6%	4.5%	4.5%
障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	51	11.8%	31.4%	13.7%	39.2%	27.5%	41.2%	23.5%	15.7%	7.8%	3.9%	3.9%
退所後の生活費が確保できない	42	14.3%	33.3%	19.0%	28.6%	23.8%	31.0%	9.5%	14.3%	11.9%	7.1%	0.0%
疾患・体調管理面の配慮が必要	17	11.8%	35.3%	29.4%	35.3%	35.3%	29.4%	23.5%	23.5%	11.8%	23.5%	0.0%
充実した余暇が過ごせていない	11	0.0%	18.2%	9.1%	36.4%	9.1%	0.0%	18.2%	0.0%	18.2%	9.1%	0.0%
職場や大学等で良好な人間関係を作れない	27	14.8%	37.0%	18.5%	29.6%	37.0%	37.0%	18.5%	18.5%	11.1%	11.1%	11.1%
プライベートでの友人関係が希薄	17	5.9%	29.4%	23.5%	29.4%	35.3%	5.9%	11.8%	11.8%	17.6%	5.9%	0.0%
友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	16	12.5%	37.5%	12.5%	50.0%	37.5%	43.8%	31.3%	31.3%	18.8%	6.3%	0.0%
自分の生い立ちに関する悩みがある	19	10.5%	26.3%	15.8%	42.1%	42.1%	31.6%	26.3%	21.1%	0.0%	26.3%	5.3%
恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	18	11.1%	33.3%	11.1%	33.3%	27.8%	27.8%	22.2%	22.2%	22.2%	11.1%	0.0%
妊娠に関する課題がある	7	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	28.6%	42.9%	14.3%	0.0%
家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	14	7.1%	7.1%	50.0%	28.6%	42.9%	7.1%	14.3%	21.4%	7.1%	7.1%	7.1%
実親等との関係に悩みがある	67	13.4%	25.4%	29.9%	40.3%	40.3%	32.8%	17.9%	22.4%	23.9%	14.9%	3.0%
その他	22	4.5%	9.1%	13.6%	36.4%	22.7%	22.7%	9.1%	31.8%	18.2%	36.4%	0.0%

■ 施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（各項目の単純集計）

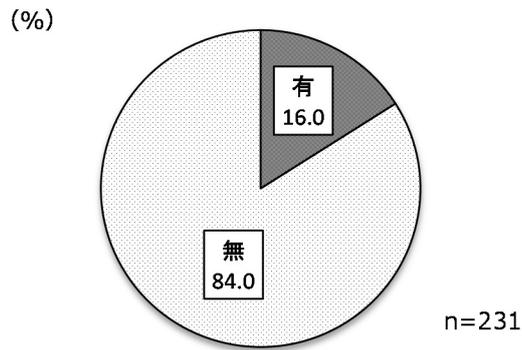
各施設の職員が、施設を退所した18歳以上30歳未満の者の中から男女別に任意の3人を選び、その者の状況について回答した。

対象となった者（以降は施設退所青年）の就学等の状況については、「就労中」が55.0%と最も多く、次いで「高校在学」が6.8%であった。障害については、施設退所青年の67.5%に認められず、「知的障害（12.8%）」あるいは「発達障害（12.4%）」のある青年がそれぞれ全体の1割程存在した。

支援コーディネーターによる施設退所青年への関与・支援が認められたのは16.0%であった。

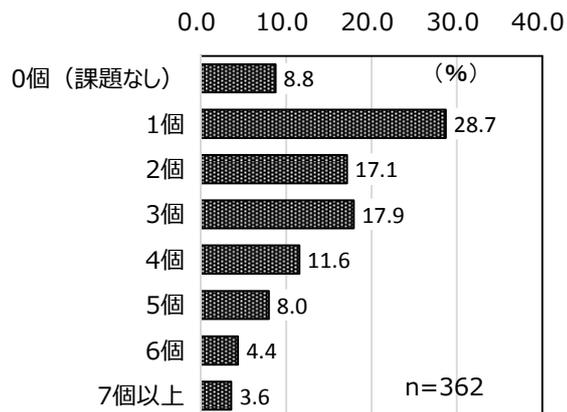


支援コーディネーターによる関与・支援の有無



施設退所青年の「退所後に生じた課題」について、個人ごとに挙げられた項目数（課題の数）をみると、「1個」が28.7%と最も多く、課題がないケース（0個）は8.8%であった。

「対象者の現在の課題」に回答があった項目数



施設退所青年が抱える課題では、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」と「実親等の関係に悩みがある」の回答がともに31.9%であり最も多く、「離職により無職となった（27.5%）」がそれに続いた。また、各施設退所青年に挙げられた課題の中で最も大きなものとして選ばれたのは「実親等との関係に悩みがある」が18.0%と最も多く、次いで「障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要」の12.3%であった。

対象者の退所後に生じた課題（複数回答）および最も大きな課題

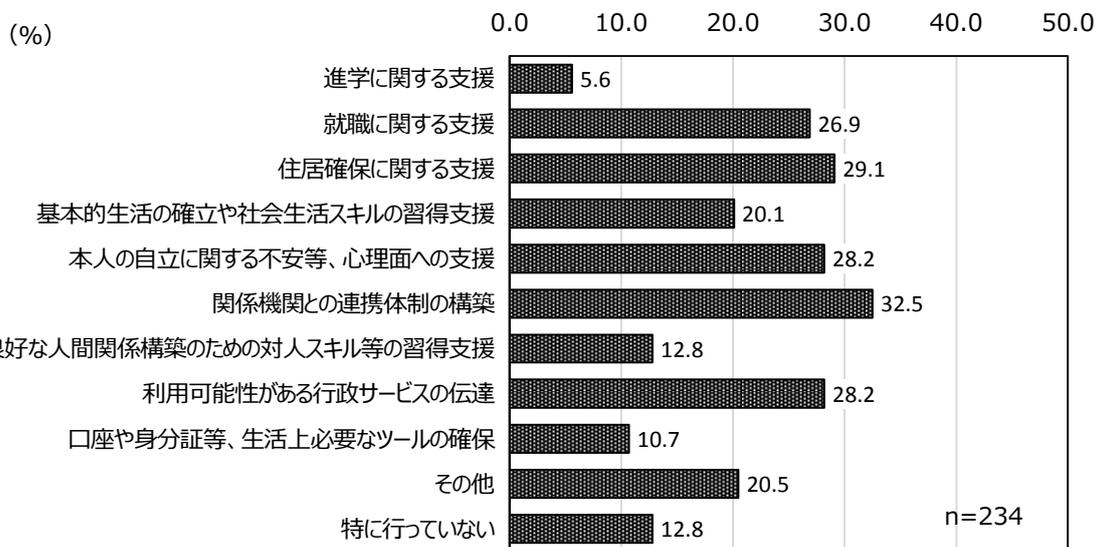
	現在の課題	うち、最も大きな課題
調査数	229	211
学校等を退学した	5.7	0.5
離職により無職となった	27.5	8.5
基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	31.9	11.4
定まった居住場所がなくなった	11.8	2.4
生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった	14.8	4.3
貴施設や役所等、関係機関が連絡をとれなくなった	6.6	4.7
障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	22.7	12.3
経済的に困窮状態となった	22.7	3.8
職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった	19.7	4.3
友人等がおらず孤立してしまった	8.3	0.5
友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	7.9	1.4
自分の生い立ちに関する悩みがある	13.1	2.8
恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	14.8	7.1
妊娠に関する課題がある	7.0	2.8
充実した余暇が過ごせていない	7.4	0.5
実親等との関係に悩みがある	31.9	18.0
家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	10.5	3.3
その他	12.2	8.5
把握していない	7.4	2.8

※課題の回答欄に何らかの記入があった回答を集計しており、無回答は含まない。

各施設が施設退所青年に実施した自立支援（アフターケア）では、「関係機関との連携体制の構築（32.5%）」という回答が最も多く、「住居確保に関する支援（29.1%）」、「本人の自立に関する不安等、心理面への支援（28.2%）」「利用可能性がある行政サービス伝達（28.2%）」がそれに続いた。

自立援助ホーム入所中の青年に対する自立支援（p.49）と比較し、関係機関との連携や行政サービスの伝達といった支援内容が目立った。

対象者に実施した自立支援（アフターケア）



※上表は「対象者に実施した自立支援」欄に何らかの記入があった回答を集計しており、無回答は含まない。

■ 施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（障害の有無×現在の課題）

施設退所青年の現在の課題について、障害の有無と種別ごとに比較した。障害の有無の比較では、何らかの障害がある施設退所青年は障害の無い青年に比べて、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」が14.9ポイント多く（障害有：40.8%，障害無：25.9%）、「生活に支障が出るほど心理面の不安が強まった」では19.4ポイント（障害有：27.6%，障害無：8.2%）多かった（※「障害有」の割合は、いずれかの障害がある者のうち、当該課題がある者の割合を別途算出した）。

また、障害ごとの比較では、とくに精神障害がある青年に「生活に支障が出るほど心理面の不安が強まった（56.5%）」という課題を持つケースが多く、「実親等との関係に悩みがある（47.8%）」ケースも多かった。

施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（障害の有無×現在の課題）

	調査数	学校等を退学した	離職により無職となった	基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	定まった居住場所がなくなった	生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった	貴施設や役所等、関係機関が連絡をとれなくなった	障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	経済的に困窮状態となった	職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった	友人等がおらず孤立してしまった
身体障害	3	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%
知的障害	30	0.0%	26.7%	46.7%	6.7%	20.0%	6.7%	66.7%	16.7%	30.0%	10.0%
精神障害	23	8.7%	21.7%	34.8%	8.7%	56.5%	0.0%	65.2%	13.0%	26.1%	13.0%
発達障害	29	0.0%	31.0%	37.9%	6.9%	24.1%	10.3%	48.3%	10.3%	13.8%	13.8%
なし	158	7.0%	25.9%	25.9%	13.9%	8.2%	6.3%	3.2%	25.3%	17.7%	5.1%

	調査数	友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	自分の生い立ちに関する悩みがある	恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	妊娠に関する課題がある	充実した余暇が過ぎせていない	実親等との関係に悩みがある	家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	その他	把握していない
身体障害	3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知的障害	30	13.3%	10.0%	10.0%	10.0%	6.7%	30.0%	13.3%	10.0%	3.3%
精神障害	23	4.3%	17.4%	8.7%	4.3%	8.7%	47.8%	4.3%	8.7%	8.7%
発達障害	29	10.3%	13.8%	10.3%	3.4%	3.4%	27.6%	17.2%	13.8%	0.0%
なし	158	7.0%	10.1%	16.5%	6.3%	7.0%	27.2%	8.9%	12.7%	8.2%

■ 施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（被虐待経験の有無×現在の課題）

施設退所青年の現在の課題について被虐待経験の有無により比較すると、被虐待経験者は虐待経験のない青年に比べて「職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった（経験有：22.5%，経験無：5.5%）」「生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった（経験有：17.1%，経験無：3.6%）」といった課題を抱える割合が高かった。

施設に入所している18歳到達後の者の状況（被虐待経験の有無×現在の課題）

	調査数	学校等を退学した	離職により無職となった	基本的な生活の確立、社会生活スキルが十分でない	定まった居住場所がなかった	生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった	貴施設や役所等、関係機関が連絡をとれなかった	障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	経済的に困窮状態となった	職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった	友人等がおらず孤立してしまった
被虐待経験 有	187	5.9%	27.3%	28.9%	12.8%	17.1%	5.3%	22.5%	21.9%	22.5%	9.1%
被虐待経験 無	55	3.6%	21.8%	32.7%	5.5%	3.6%	9.1%	18.2%	20.0%	5.5%	3.6%

	調査数	友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	自分の生き立ちに関する悩みがある	恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	妊娠に関する課題がある	充実した余暇が過ごせていない	実親等との関係に悩みがある	家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	その他	把握していない
被虐待経験 有	187	9.1%	13.4%	16.0%	7.5%	8.0%	32.1%	9.6%	12.3%	3.7%
被虐待経験 無	55	1.8%	9.1%	7.3%	3.6%	3.6%	23.6%	10.9%	9.1%	12.7%

■ 施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（現在の課題×実施した自立支援）

施設退所青年の現在の課題（複数回答）別に、行われた自立支援の内容をみると、課題に応じて様々な支援がなされている状況がうかがえた。しかし、「職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった」という課題を有する青年に対し、良好な人間関係構築のための対人スキル等を習得する支援があまり行われていない（17.8%）など、有する課題に合致する支援が充分に行われていない可能性が示唆された。

施設を退所した、18歳以上30歳未満の者の状況（現在の課題×実施した自立支援）

	調査数	進学に関する支援	就職に関する支援	住居確保に関する支援	基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援	本人の自立に関する不安等、心理面への支援	関係機関との連携体制の構築	良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援	利用可能性のある行政サービスの伝達の確保	口座や身分証等、生活上必要なツールの確保	その他	特に行ってない
学校等を退学した	13	23.1%	23.1%	7.7%	7.7%	38.5%	53.8%	0.0%	53.8%	7.7%	30.8%	7.7%
離職により無職となった	63	1.6%	44.4%	33.3%	28.6%	31.7%	42.9%	12.7%	31.7%	7.9%	19.0%	7.9%
基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	73	9.6%	31.5%	38.4%	41.1%	28.8%	43.8%	17.8%	37.0%	15.1%	13.7%	5.5%
定まった居住場所がなくなった	27	0.0%	33.3%	55.6%	29.6%	22.2%	44.4%	14.8%	48.1%	14.8%	25.9%	7.4%
生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった	34	5.9%	41.2%	44.1%	26.5%	64.7%	73.5%	20.6%	58.8%	11.8%	29.4%	0.0%
貴施設や役所等、関係機関が連絡をとれなくなった	15	6.7%	6.7%	33.3%	26.7%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	6.7%	13.3%	26.7%
障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	52	3.8%	36.5%	51.9%	36.5%	40.4%	61.5%	30.8%	50.0%	15.4%	21.2%	3.8%
経済的に困窮状態となった	52	7.7%	38.5%	55.8%	34.6%	23.1%	50.0%	19.2%	46.2%	7.7%	30.8%	0.0%
職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった	45	2.2%	26.7%	33.3%	24.4%	44.4%	48.9%	17.8%	33.3%	13.3%	24.4%	6.7%
友人等がおらず孤立してしまった	19	15.8%	31.6%	42.1%	52.6%	42.1%	47.4%	26.3%	31.6%	21.1%	15.8%	0.0%
友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	18	11.1%	16.7%	44.4%	27.8%	38.9%	44.4%	27.8%	27.8%	16.7%	33.3%	0.0%
自分の生い立ちに関する悩みがある	30	10.0%	26.7%	40.0%	23.3%	60.0%	56.7%	26.7%	46.7%	6.7%	30.0%	0.0%
恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	34	2.9%	26.5%	26.5%	20.6%	50.0%	35.3%	23.5%	29.4%	8.8%	32.4%	0.0%
妊娠に関する課題がある	16	6.3%	18.8%	18.8%	18.8%	43.8%	31.3%	12.5%	18.8%	12.5%	25.0%	0.0%
充実した余暇が過ごせていない	17	5.9%	70.6%	52.9%	35.3%	52.9%	70.6%	5.9%	64.7%	5.9%	47.1%	0.0%
実親等との関係に悩みがある	73	11.0%	21.9%	32.9%	12.3%	39.7%	45.2%	9.6%	32.9%	9.6%	23.3%	5.5%
家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	24	4.2%	16.7%	45.8%	20.8%	41.7%	29.2%	20.8%	33.3%	12.5%	8.3%	8.3%
その他	28	7.1%	35.7%	25.0%	21.4%	32.1%	32.1%	0.0%	39.3%	17.9%	57.1%	7.1%
把握していない	17	0.0%	11.8%	0.0%	11.8%	5.9%	5.9%	5.9%	17.6%	5.9%	0.0%	82.4%

(3) 18歳到達後の者への支援状況

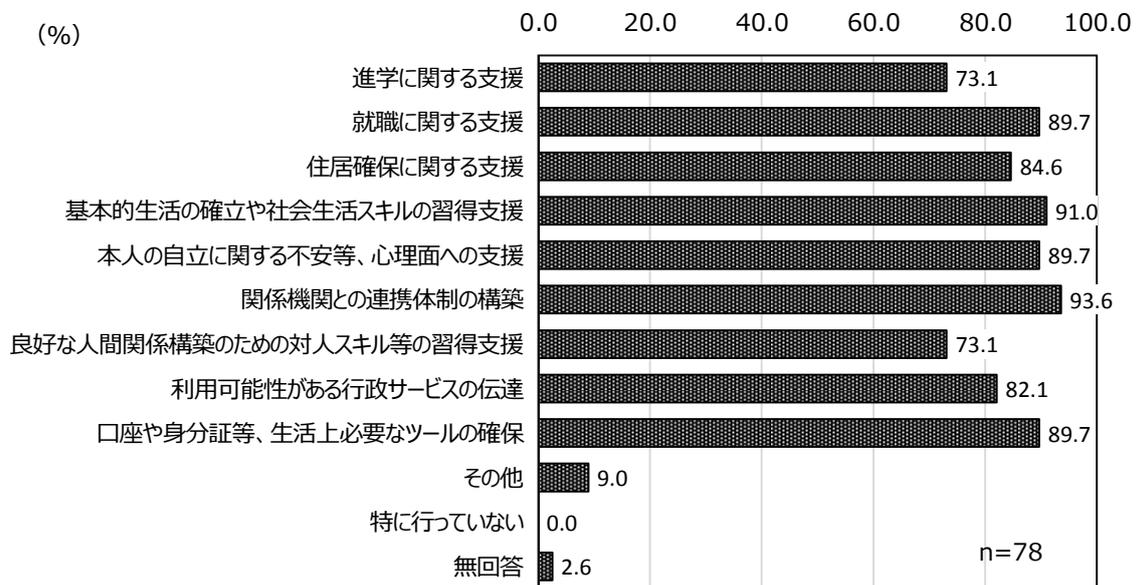
■ 施設全体として行っている自立支援（アフターケア）

各施設が全体として、施設に入所中あるいは退所した青年に対し行っている自立支援（アフターケア）についてまとめた。まず、入所中の青年を対象とした支援では、9割以上の施設が「関係機関との連携体制の構築（93.6%）」や「基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援（91.0%）」といった支援を行っており、それ以外の項目でも7割以上の施設が実施している状況がうかがえた。

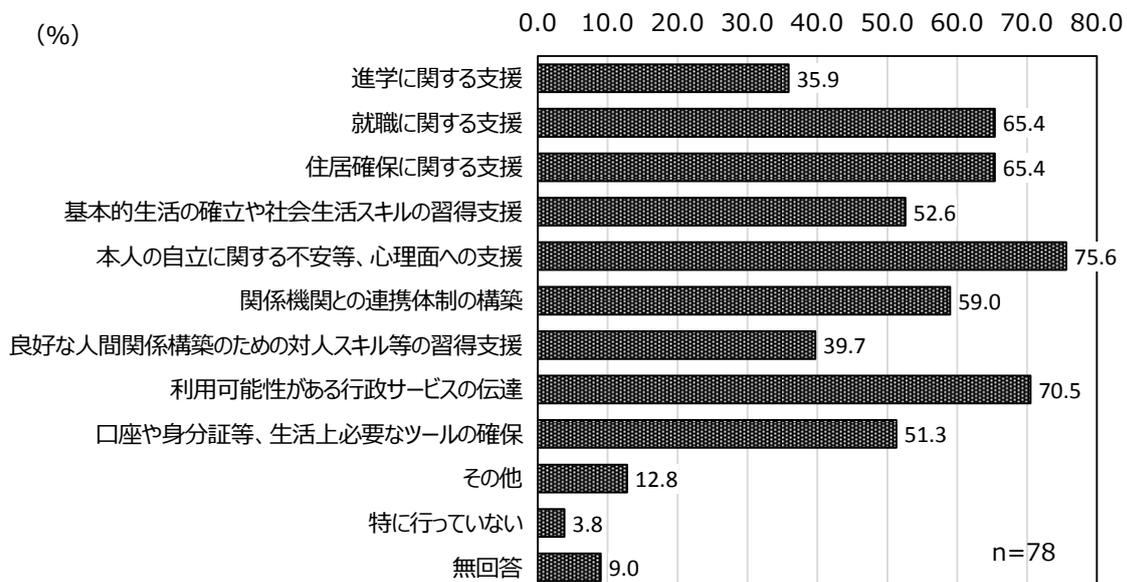
退所した青年への支援では、7割以上の施設が「本人の自立に関する不安等、心理面への支援（75.6%）」や「利用可能性がある行政サービスの伝達（70.5%）」による支援を行っていた。

施設全体として行っている自立支援（アフターケア）

【入所中の者へ行っている支援】



【退所した者へ行っている支援】

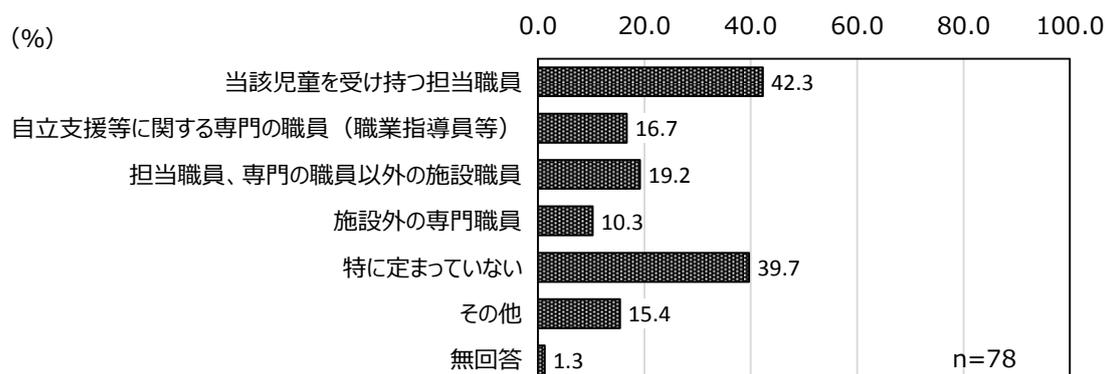


◆入所中の者へ行っている支援「その他」の内容	
危険回避スキル習得支援	健康面に関する支援
必要資格（免許等）取得支援	通院、行政手続への同行
FPによるお金の勉強会、地域交流等	個々の抱えている問題について
◆退所した者へ行っている支援「その他」の内容	
独自の給付金の支給	個々の抱えている問題について
見守り、定期的確認	通院、行政手続への同行
結婚、離婚、子育てに関する支援	戸籍（国籍の取得）等
健康面に関する支援	

■ 自立支援を行っている職員

施設全体における支援の担い手として最も多く挙げられたのは、「当該児童を受け持つ担当職員（42.3%）」であったが、「特に定まっていない（39.7%）」という回答も多かった。先の児童養護施設の結果（p.26）に比べると、自立援助ホームでは、当該青年の自立支援に対して、受け持つ担当職員ばかりでなく施設内のだれかが関わる体制である場合が少なくないことがうかがえた。

自立支援を行っている職員（複数回答）



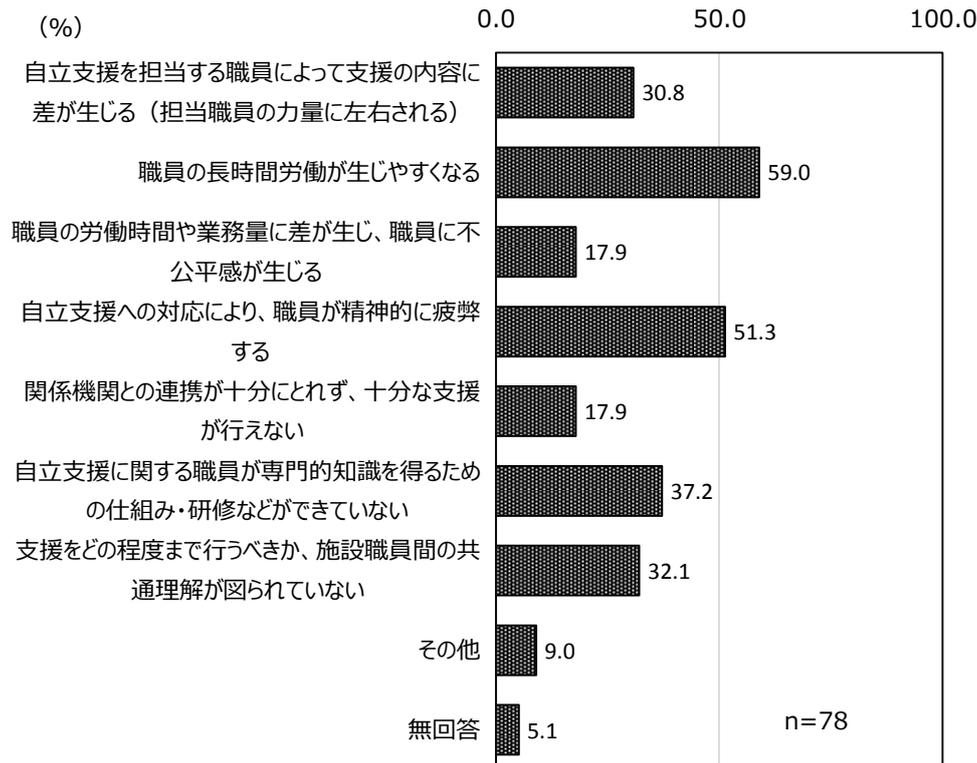
◆「その他」の内容	
担当以外でも、同法人事業所の管理者	ホーム長
職員全員で行う	ジョブトレーナー
アフターケア相談。当法人が市による委託事業	ホーム長、職員全員担当制なし
入所者一人一人に付けている「子ども担当弁護士」	退去者専門職員
スタッフ、子ども担当弁護士、担当理事	

■ 18歳到達後の者の支援にあたり生じた、施設運営や職員等に関する課題・問題点

施設が青年を支援するに際して生じる課題・問題点としては、「職員の長時間労働が生じやすくなる（59.0%）」と「自立支援への対応により、職員が精神的に疲弊する（51.3%）」といった回答が5割を超えてあげられ、「自立支援に関する職員が専門的知識を得るための仕組み・研修などができていない（37.2%）」がそれに続いた。

自立支援における職員の長時間労働、精神的負担や、支援の質を高める仕組みを作ることが課題であることがうかがえた。

18歳到達後の者の支援にあたり生じた、施設運営や職員等に関する課題・問題点（複数回答）



◆「その他」の内容

定められた職員では、全てを見られない。

金銭的負担。

特定の支援に関して、担当者制がない。

職員3人のみなので、充分に行なうことができない。

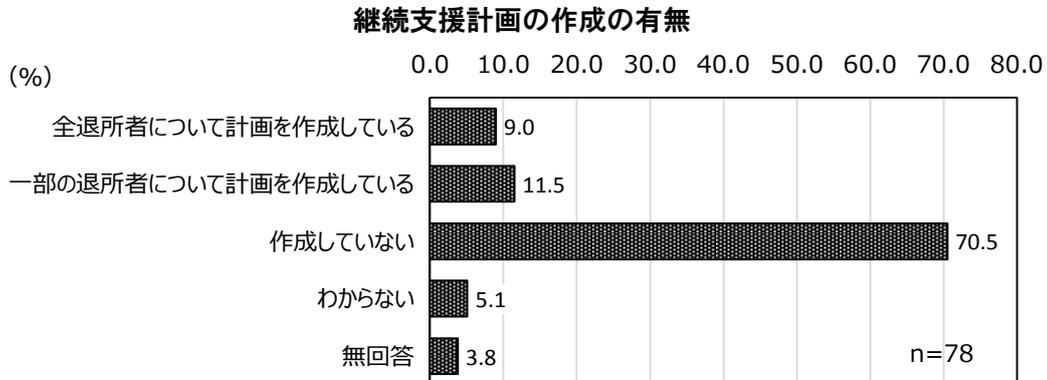
アウトリーチができない（余裕がない）

そもそも決められた配置職員が少ない。国の配置基準を上げてほしい。

障害のある方のための支援には、専門知識と共に、職員の精神面の安定が必要になる。

■ 継続支援計画の作成の有無

18歳到達後の者の退所にあたっての継続支援計画(社会的養護自立支援事業に位置づけられるもの)については、「作成していない」と回答した施設が70.5%にのぼった。

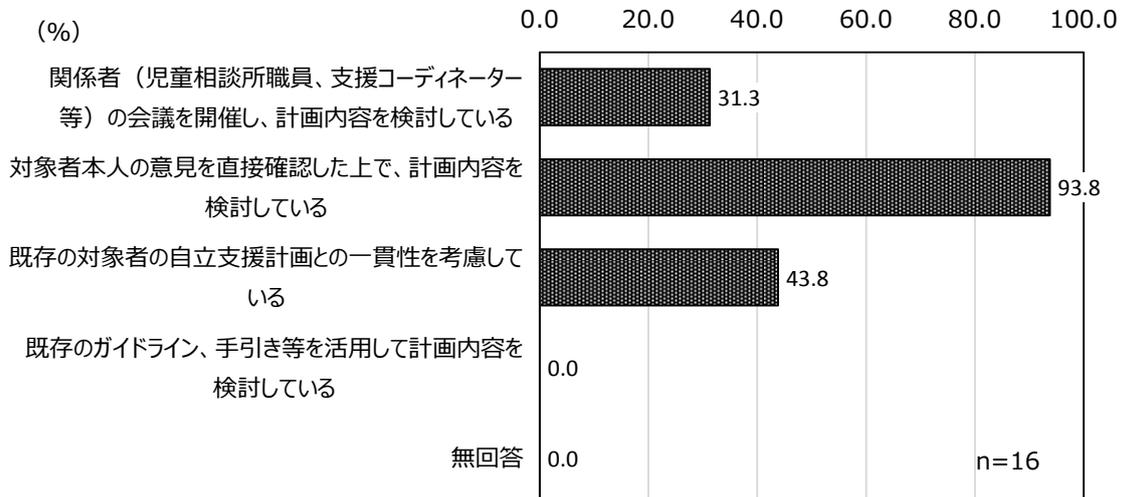


■ 継続支援計画の作成にあたっての、関係者・関係機関との連携・相談

施設が、継続支援計画を作成する際に関係者・関係機関との連携・相談しているかについては、「対象者本人の意見を直接確認した上で、計画内容を検討している」という回答が93.8%と最も多かった。

一方で、「既存のガイドライン、手引き等を活用して計画内容を検討している」という施設はなかった。

継続支援計画の作成にあたっての、関係者・関係機関との連携・相談(複数回答)



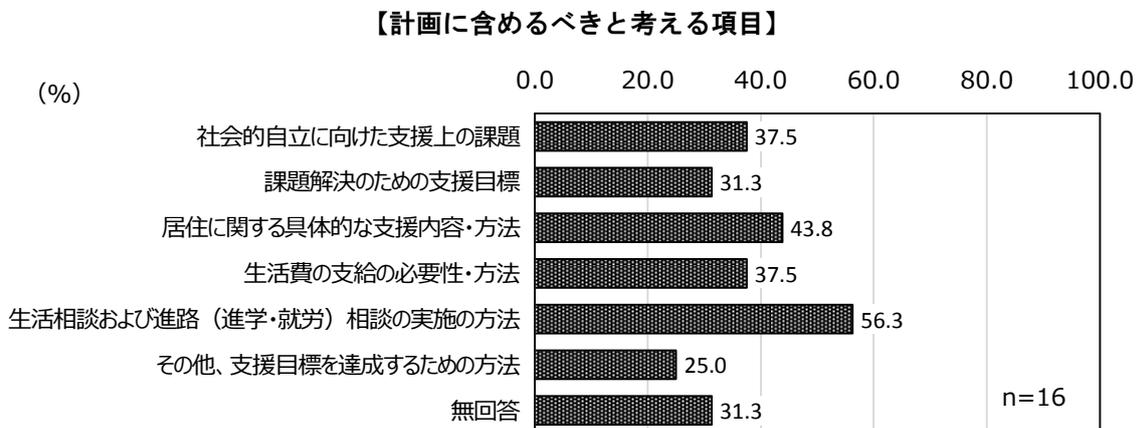
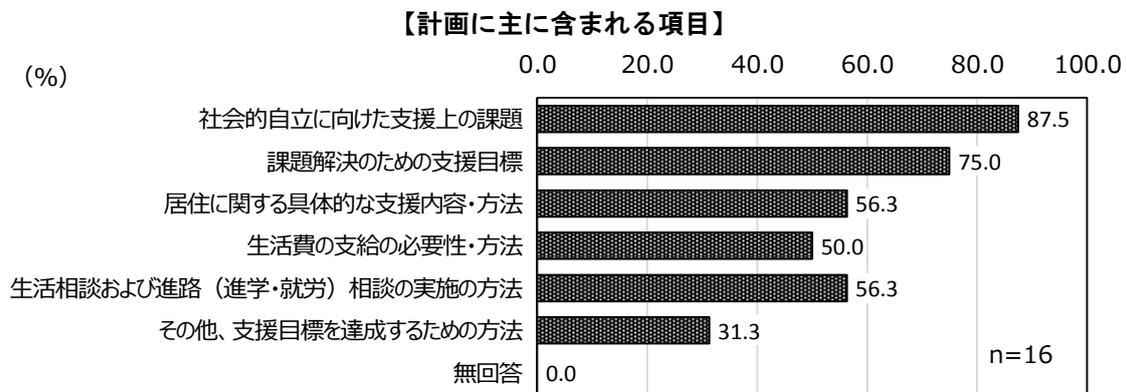
■ 継続支援計画に主に含まれる項目・含めるべきと考える項目

施設が継続支援計画の作成に際して主に含めている項目、および計画に含めるべきと考えている項目については、まず主に含めている項目に関して「社会的自立に向けた支援上の課題（87.5%）」や「課題解決のための支援目標（75.0%）」という回答が多かった。

また、計画に含めるべきと考えている項目では、「生活相談および進路（進学・就労）相談の実施の方法（56.3%）」や「居住に関する具体的な支援内容・方法（43.8%）」が多かった。

児童養護施設（p.29）と同様に、自立援助ホームでの継続支援計画でも、具体的な目標、支援内容・方法を含めるべきと考える施設が多いことがうかがえた。

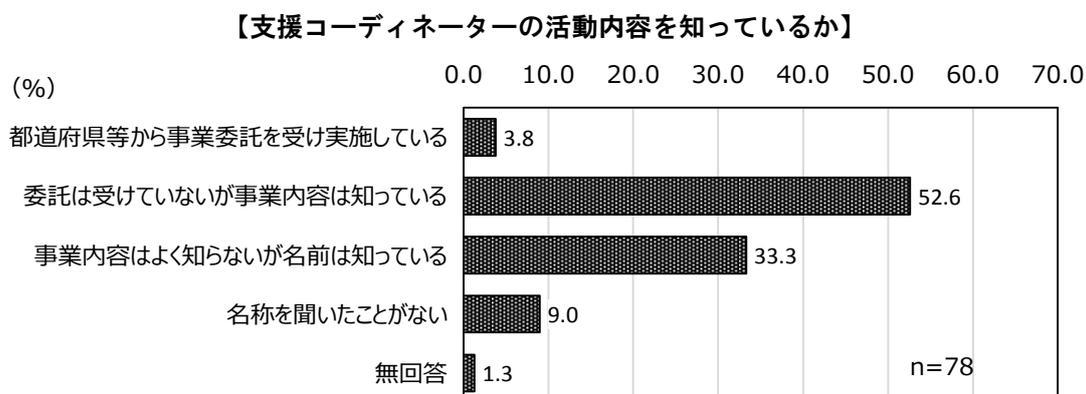
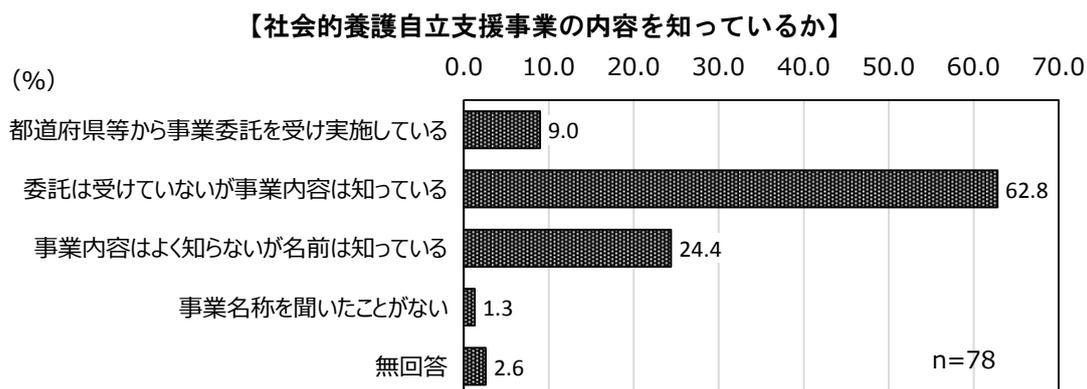
継続支援計画に主に含まれる項目・含めるべきと考える項目（複数回答）



(4) 社会的養護自立支援事業への関与の状況

■ 社会的養護自立支援事業の認知状況

各施設における社会的養護自立支援事業と支援コーディネーターの実施状況については、いずれも1割に満たなかった（社会的養護自立支援事業：9.0%、支援コーディネーター：3.8%）。また、各事業への認知度については、「委託は受けていないが事業内容は知っている」のが社会的養護自立支援事業では62.8%、支援コーディネーターでは52.6%、「事業内容は良く知らないが名前は知っている」のが社会的養護自立支援事業では24.4%、支援コーディネーターでは33.3%であった。

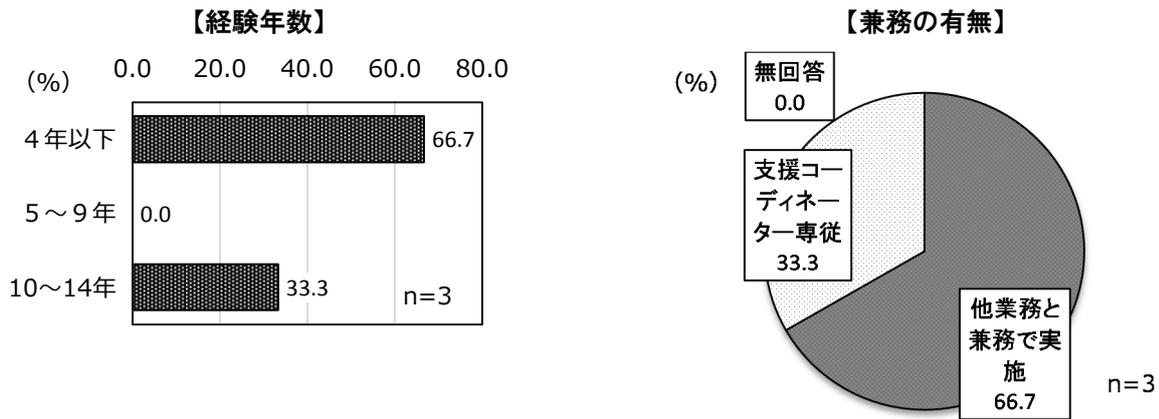


■ 支援コーディネーターを担っている施設職員の概況

都道府県等から委託を受けて支援コーディネーターを担っていると回答した3施設について、その職員の概況等をみると、経験年数が10年以上の者が1名(33.3%)、「4年以下」が2名(66.7%)であった。また、「支援コーディネーター専従」で実施されていた施設は1施設(33.3%)であった。

支援コーディネーターを担っている施設職員は、施設長(1施設)、副施設長(1施設)など管理的立場にある職員が行っている回答が多く見られた。業務内容としては、「措置解除後の継続支援計画の作成」「支援担当者による会議の開催・運営」が主であった。

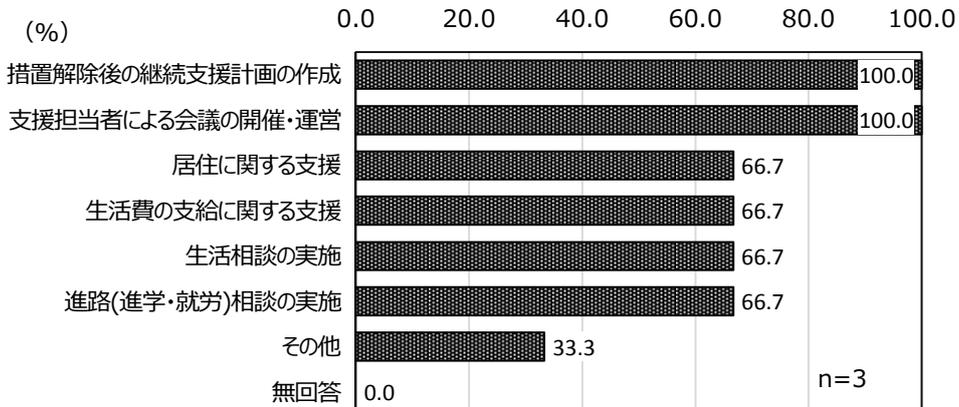
支援コーディネーターを担っている施設職員の概況



◆ 支援コーディネーターの職種

施設長	副施設長
ホーム長	児童指導員
元大学・専門学校教員	

【業務内容】

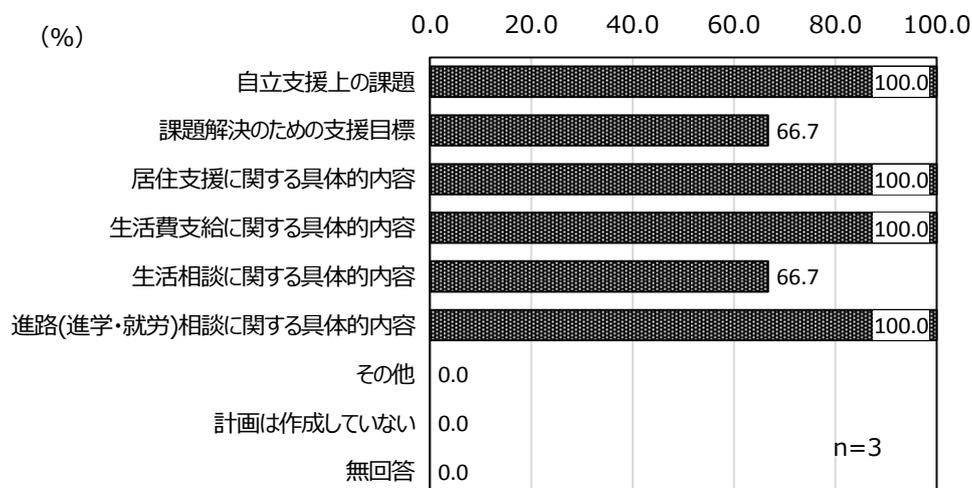


◆ 業務内容「その他」の内容

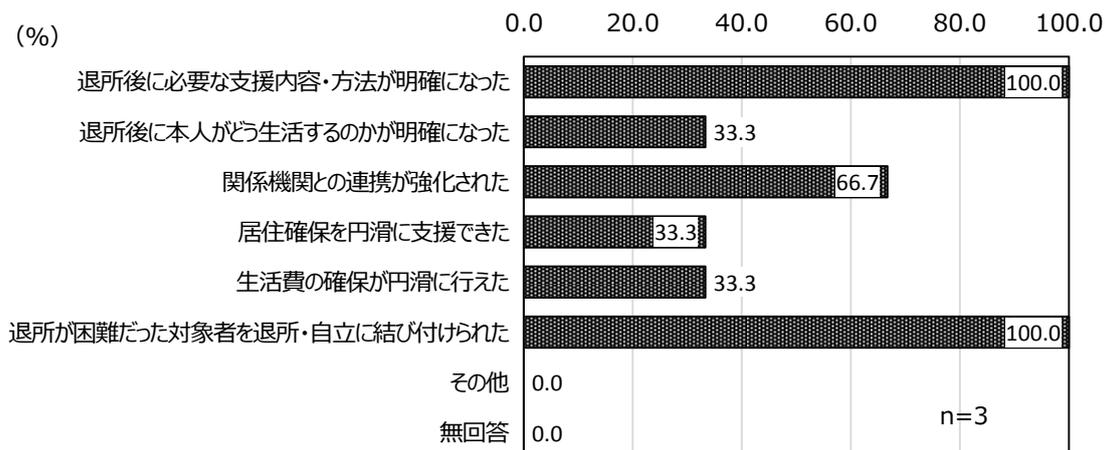
ハローワーク等との調整。出前講座の実施。キャリアコンサルタント。

支援コーディネーターの活動による効果としては、いずれの施設でも「退所後に必要な支援内容・方法が明確になった」「退所が困難だった対象者を退所・自立に結び付けられた」などが挙げられた。

【継続支援計画に記載する主な内容】

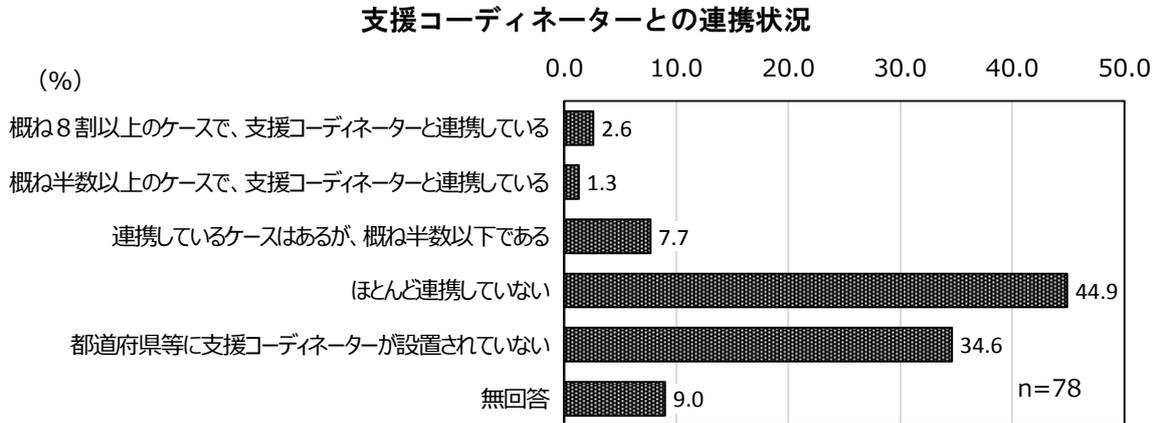


【支援コーディネーターの活動による効果】



■ 支援コーディネーターとの連携状況

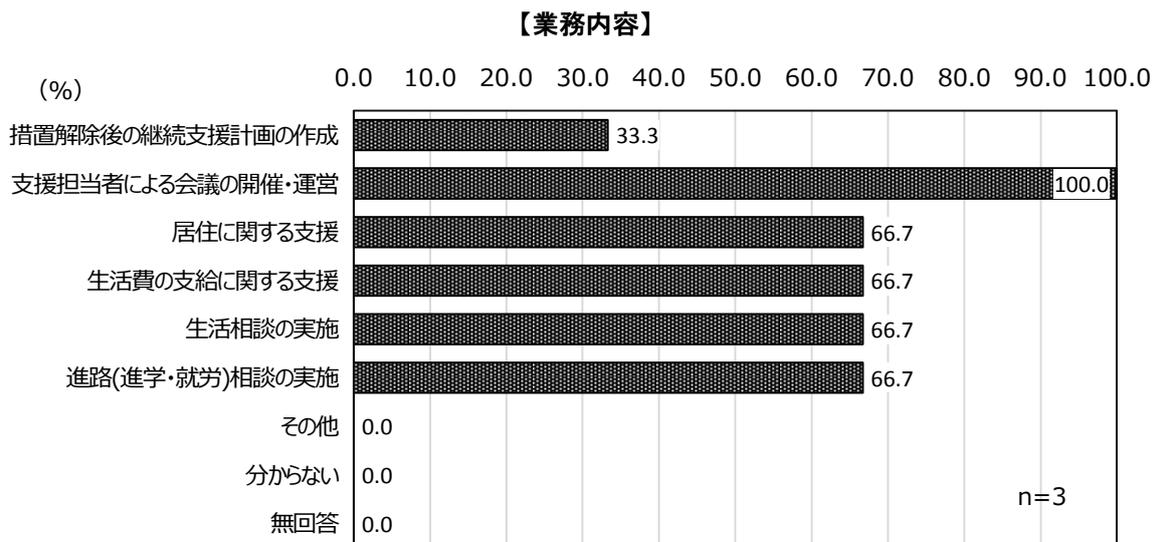
各施設における都道府県等の自治体や他施設などの外部の支援コーディネーターとの連携状況では、「ほとんど連携していない」という回答が 44.9% 「都道府県等に支援コーディネーターが設置されていない」が 34.6%であり、8割近くの施設で支援コーディネーターとの連携がほとんどなされていない状況がうかがえた。



■ 施設が連携している支援コーディネーターの業務内容等

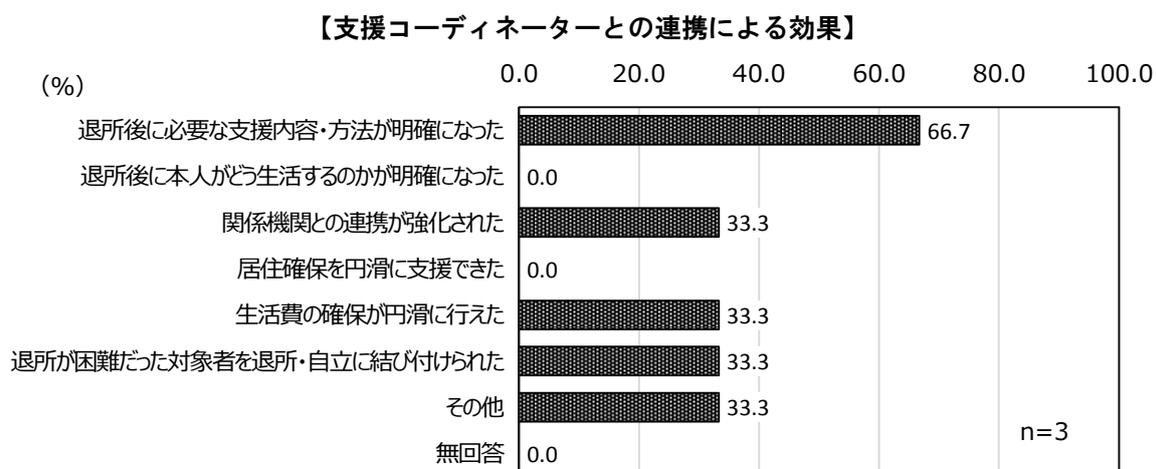
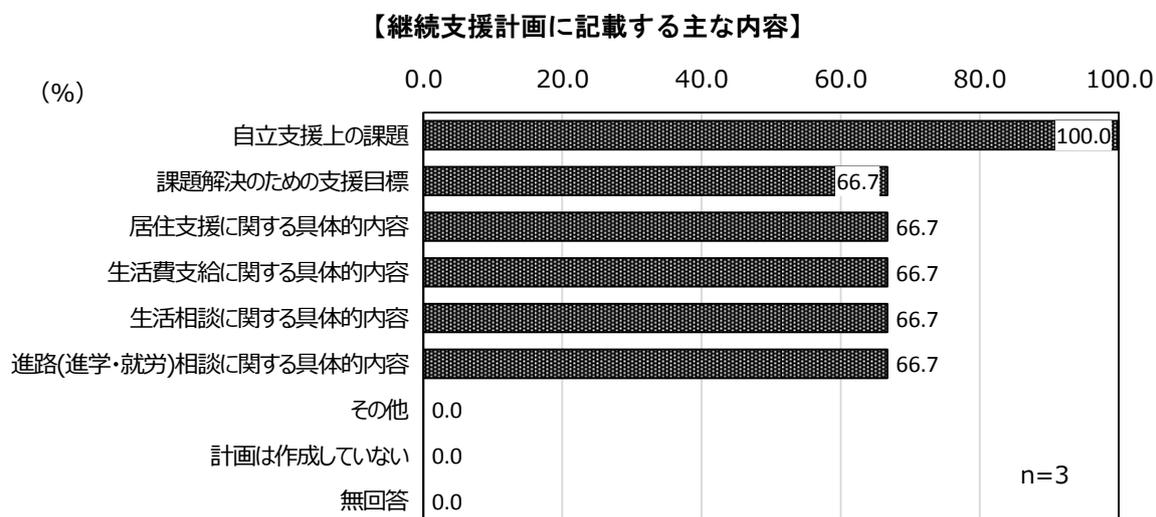
半数以上のケースで支援コーディネーターと連携している施設を対象に、外部の支援コーディネーターの業務内容を尋ねたところでは、どの施設も「支援担当者による会議の開催・運営」と回答する点で共通していた。

施設が連携している支援コーディネーターの業務内容等（複数回答）



また、施設が外部の支援コーディネーターと連携して作成する継続支援計画では、主な内容としてどの施設からも「自立支援の課題」が挙げられた。また、連携による効果として2つの施設（66.7%）が「退所後に必要な支援内容・方法が明確になった」と回答した。

施設が連携している支援コーディネーターの業務内容等（複数回答）



◆ 支援コーディネーターとの連携による効果「その他」の内容

始めたばかりなので、効果はまだ見えてこない。

■ 支援コーディネーターに今後期待する役割

支援コーディネーターに今後期待する役割としては、下記の回答が寄せられた。

【関係機関の連携構築・強化】

対象者のネットワーク作り。コーディネート。

子どもの選択肢が広がればいいと思う。社会全体との連携ができるように、そのつなぎ役となり、開拓する力を持った人に、コーディネーターになってほしい。

ホームに入所していても、18歳になると、児相の関わりが薄くなったり、18歳を超えて入所すると、更に関わりを持つ機関が減るので、継続的に関わってくれる支援コーディネーターの存在は大変ありがたいです。愛媛にも居ると助かると思います。

当法人が運営しているのは子どもシェルターで、短期間入所を前提としており、多くが自立援助ホーム入所となるため、特段のアフターケアを行っていません。住み込み就職や、一人暮らしなどで退職する場合には、支援コーディネーターに退所後の支援体制を整えてもらえると助かります。

【児童退所後の包括的な自立支援】

児相のワーカーが担うということなので、もっと18歳以上の利用者についても支援をしてほしい。

シェルターを退所後、自立に向け歩み出す子供たちへの、個々の問題が生じた時のサポート支援として、今後考えていきたいと思っています。

【退所前からの児童・施設との関係構築】

人間関係のコミュニケーション能力が低い方が多く、スタッフ内でも関われる人、そうでない人とあり、在所中からどれだけ関係性が持てるのが課題となっているように思います。アフターケア事業所が開いて下さる講座にもなかなか行けない、参加できない現状です。

退所時期が決定している子どもと、早くから関係作りを行い、退所後すぐに関わりが持てるようにしてほしいです。

【支援コーディネーターの配置】

早々に、県で取り組んでほしいです。

自立援助ホームの場合、ホーム所在地に正規就職することは少ないと思う。特に地方のホームに入所する子どもたちは、都会へ出たいと思っている子どもが多く、ほとんどの場合が、職員の知人にアルバイトを依頼することになり、コーディネーターを活用することは少ないと思う。ホームの職員をコーディネーターとして認めてもらえれば、多くの子どもにも対応可能だと思う。

支援コーディネーターを強く希望します。

県が予算事業の計上なし。早急の事業開始を要望している。

【その他】

生活全般、就労、就学以前に、「愛着」としての関わりが肝要だと思います。

自立支援として、何が、どこまで必要なかの指針を示すこと。

直接、要支援児童と関わっているスタッフ（指導員）を支える存在であってほしいです。現場を理解し、児童に必要な無駄のない支援に繋がるサポートをしてほしいです。

金銭管理のアドバイス、具体的に月会計の振り返り、翌月の収支計画立てに付き合うこと。車の免許を持ってない子も多いため、月1でも車で動く事が適当な行政機関への同行。・食生活の乱れも多いので、調理、会食の寄り添い。

■ 18歳到達後の自立支援に関する意見

18歳到達後の自立支援に関しては、下記の意見が寄せられた。

【18歳到達後の支援をいつまで行うか】

18才～20才までの間が支援をするのに大変さを感じます。18才から選挙権はあっても、親の同意や、親権というものに20才まで左右されたり、逆に18才になったからと背伸びが始まったり、20才までは許されるという甘えもあったり。特に発達障害を持たれている・・・（グレーゾーン含む）の方々には、障害年金は20才から、施設入所者だからといって、サービスを受けられない時もあります。

自立援助ホームは、20才まで保護の対象であるため、18才という線引きへの意識はあまりありません。ただし、自立支援に関しては、あまり年齢関係なく支援は必要。

年齢の対象が18歳到達後は、自立援助ホームのアンケートとしてはどうなのか？そもそも、20歳まで支援が可能であったので。

18歳に到達しても、自立援助ホームは20歳まで居られるので、そこまで課題に思ったことはありませんが、退所してしまうと、支援が難しくなるというのは感じます。また、子どもたち側としては、18歳になると、児相に相談しにくくなるため、何かあった時の相談相手（場所）が減るというのは、大きな痛手だと思います。

20歳までは児相が協力してくれるが、20歳を過ぎた際、どこまで介入してくれるのか不安である。

自立援助ホームについては、20才までの支援が基本だが、22才までの延長について、必要かどうかの判断をどのようにしていくのかは、これからの課題と思っている。心理的な支援が必要な子どもが増えていることは、支援期間が長くなることに繋がっていると考えている。

ホームの支援の中で、「18歳」をあまり意識したことはなく、むしろ、児童相談所の対応が、18才かどうかによって変わってしまうことに違和感を覚えます。同じ社会的養護なのだから、変わらず関わってほしいです。

自立援助ホームでは、20歳まで入居可能であり、今年の春から、20歳を超えて22歳まで継続支援できることとなった。しかし、その制度が未だ確立されていないのか、支援費の請求先もわからない状況である。

社会的スキルも身に付いてない状況で入所し、18歳で自立するのは難しいです。アパートに退所するも、生活全体に措置解除も寝るところが変わっただけで、継続して係わっているのが現状で、むしろ退所後のケアの方が大変に感じます。脳腫瘍等病気を抱えながらも退所せざるを得ない場合等も、継続して見ている状況で大変です。

【自立支援に対する考え方】

行政によって取り組みが違うのは止めてほしい。意欲はあっても、予算が取れないの一言で終わってしまえば、何のための新しい事業なのかわからなくなる。自立援助ホーム本来の役割が、このコーディネーター的なことだと認識していますが、入所者の多様化で就労も難しい子どもが入所することが増えています。学校も行かない、就労も難しい、集団生活も厳しいという社会生活に至るまでの課題（グレーゾーン）は、無視されているように感じます。このアンケートにも障害の有無がりましたが、手帳を持っている子どもは少ないですが、今までの入所者全員がグレーゾーンや手帳取得できるレベルでした。本人や親が納得しないので取得できませんでしたが、グレーゾーンで制度の狭間で困難を抱える子どもたちに支援できるように研究を生かしてください。

18才以上の子が自立して、生活に困る時に頼るのは、自分が頼れると思う大人に連絡します。それが児童養護の大人であれば、今回の事業に繋げることができ、生活費や住居などの支援を受けれると思いますが、コーディネーターへと繋げる大人が重要だと思います。そして、余分のない支援を行うために、コーディネーターの若者への理解力が問われると思います。支援に繋がるまでの若者の生活をどうするかという問題もあります。

社会経験の少ない子どもたちが、自立していく上で、悩んだ時、困った時等に、身近で支えてくれる、ほんの少し背中を押してくれる大人の存在は、大切だと思います。

負の連鎖（虐待的親子関係の世代間連鎖）を絶つためにも、「愛着」に着目した自立支援に力を入れるべき。

社会的養護自立支援事業等は、子どもたちの“自立支援”により形で活用されるべきことを思われます。子どもたちの中

には、“自立”や“自由”を履き違えている者もいます。自由を手にしてハメを外し、このような制度を悪用して、自分のやりたいように危険な道へ進もうとする、大人を利用し、自分の欲望を果たそうとする者もいます。

【退所後の生活支援・生活場所】

施設から、退所者に貸付け金が増加しています。退所後も家賃や生活費の面倒を見なければいけないのが現状です。

社会に出てから生活が破綻した時に、必要な仕組みがほしい（生活保護以外で）。ショートステイや住居の提供など。

自立援助ホームにおいては、児童個々の実情に応じた対応を行っているが、18歳到達後は、退去に向けた支援が中心となり、本人の社会環境と連携しながら、自活生活や家族調整に重点を置く必要があると感じる。

まだまだほとんどの子が、大人の支援を必要としている。アパート自立をして、孤独と戦っている子も多い。そんな対象者が気楽に集える居場所が必要。退所した施設とは別に、アフターフォローの拠点として機能できる「場」、宿泊も可能な「家」が求められている。

様々な理由で、自立できかねている18歳以上の子どもを、育て直す場所が必要である。障害や種別によるものではなく、居場所のない人が（健常者であっても）生活できるような、グループホームや里親の利用ができるようになればと思料する。

【職員の確保・増員、質の向上】

状況に応じて、支援を継続できるようにはなってきたが、そのため個々の在籍期間も長くなり、新規の入居枠が、以前よりも狭くなってきている（入居定員が少ないため）。個々に対しての手厚い自立支援は大切であるが、支援を必要としている者に対してのホームや、職員数がまだ足りていないように感じる。

18歳になったからといって、自動的に自立できるわけではなく、その後の支援にあたるには、18歳までいかに関係を構築できるかにかかっています。支援コーディネーターの役割は十分に認識しますが、現実に直接支援にあたるのは、そこまでの日々を共に過ごした職員になるので、そこへの手当てをもっと手厚くしていただきたいと思います。

【その他】

埼玉では「社会的養護自立支援事業」の実施に向けて準備中です。そのため、未だ支援コーディネーターも継続支援計画も検討中の状況とのことです。

アンケートが養護施設向けのもののためなのか、自立援助ホームとしては、いくつか答えづらいアンケートの質問があった。

色々とわかりにくい部分が多い。

介護の仕事をしている子について、児童相談所の理解を得て、宿直も許可している。

4. 里親会票 集計結果

(1) 里親への委託児童のうち、18歳到達後の者の概況

■ 里親委託を受けている18歳到達後の者が有する課題

里親が養育している18歳到達後の者（以降は委託青年）の状況について、全国の里親会が回答した内容を集計した。

委託青年が有する課題としては、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」と「退所後の生活費が確保できない」が52.8%で最も多く、「障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要（47.2%）」がそれに続いた。また、各委託青年に挙げられた課題の中で最も大きなものとして選ばれたのは、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない（19.4%）」「本人に合った就職先が確保できない（11.1%）」「本人の自立に関する不安等が大きい（11.1%）」が多かった。

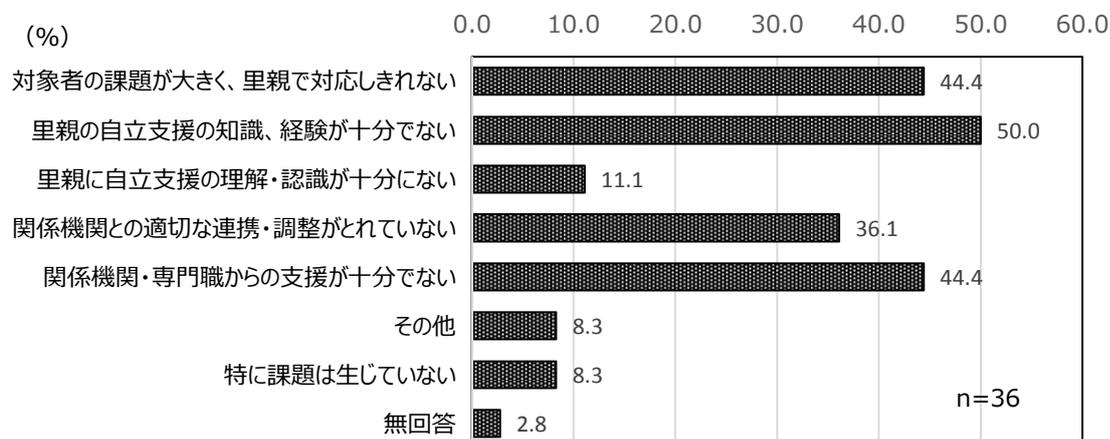
里親委託を受けている18歳到達後の者が有する課題

	有する課題	うち、最も大きな課題
調査数	36	36
本人が希望しても進学するための条件が整わない	33.3	8.3
本人に合った就職先が確保できない	33.3	11.1
基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	52.8	19.4
住居または家財道具等の確保が困難	13.9	2.8
本人の自立に関する不安等が大きい	36.1	11.1
本人の自立の意向が小さい	25.0	0.0
障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	47.2	2.8
退所後の生活費が確保できない	52.8	8.3
疾患・体調管理面の配慮が必要	11.1	0.0
充実した余暇が過ごせていない	8.3	0.0
職場や大学等で良好な人間関係を作れない	11.1	0.0
プライベートでの友人関係が希薄	25.0	0.0
友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	8.3	0.0
自分の生き立ちに関する悩みがある	30.6	2.8
恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	5.6	0.0
妊娠に関する課題がある	5.6	0.0
家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	11.1	0.0
実親等と良好な関係を築けていない	38.9	0.0
その他	2.8	0.0
無回答	2.8	33.3

■ 里親が自立支援を行う際に生じている課題

里親会が自立支援における課題として挙げたのは、「里親の知識、経験が十分でない（50.0%）」が最も多く、「対象者の課題が大きく、里親で対応しきれない（44.4%）」や「関係機関・専門職からの支援が十分でない（44.4%）」という回答も4割を超えていた。

里親が自立支援を行う際に生じている課題



◆「その他」の内容

親権が里親の協力を邪魔をする。20 才過ぎれば親権がなくなるから、里親里子の信頼関係で行うことができるが、社会（会社等）が里親のことをどのように思っているかで状況は変わる。

経済的不安に対して、里親が個人でできる支援には限りがある。

こちらから積極的に問い合せている。受け身では何も始まらない。

■ 里親委託の解除後に生じた課題

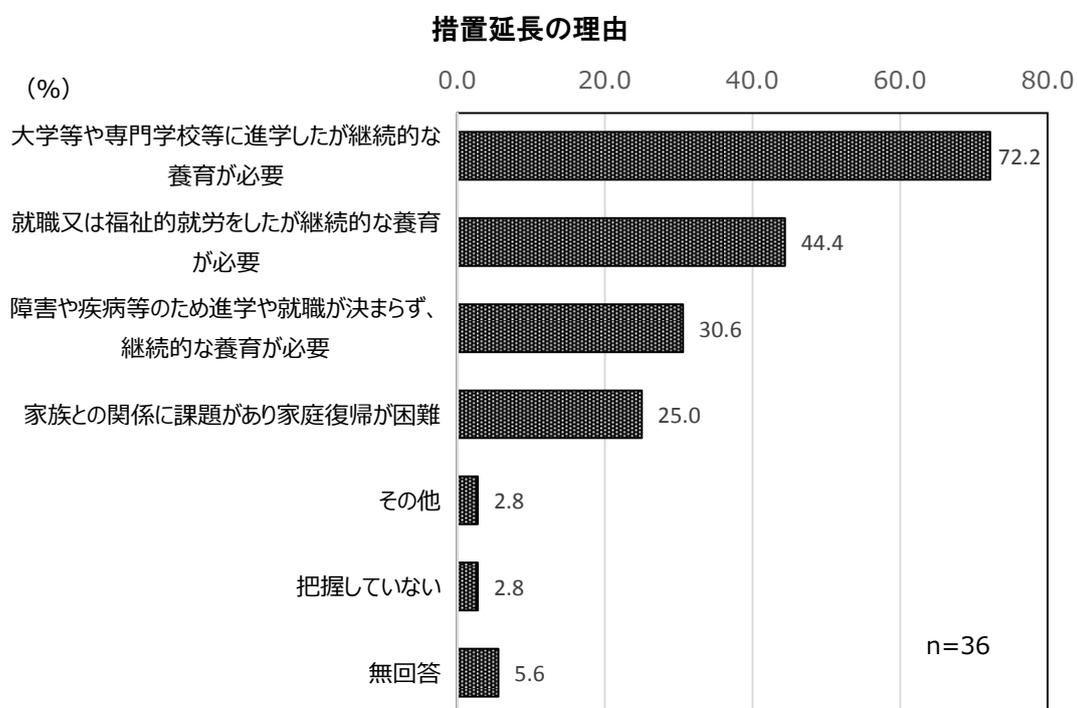
18歳到達後に里親委託が解除となった者（委託解除青年）について、解除後に生じた課題を尋ねたところでは、里親会の5割が「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」と回答し、「経済的に困窮状態となった（30.6%）」がそれに続いた。また、委託解除青年に挙げられた課題の中で最も大きなものとして選ばれたのは、主に「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない（22.2%）」であった。

里親委託の解除後に生じた課題

	有する課題	うち、最も大きな課題
調査数	36	36
学校等を退学した	22.2	5.6
離職により無職となった	22.2	5.6
基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	50.0	22.2
定まった居住場所がなくなった	8.3	0.0
生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった	5.6	2.8
里親や役所等、関係機関が連絡をとれなくなった	11.1	5.6
障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	22.2	5.6
経済的に困窮状態となった	30.6	2.8
職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった	5.6	0.0
友人等がおらず孤立してしまった	0.0	0.0
友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	0.0	0.0
自分の生い立ちに関する悩みがある	16.7	5.6
恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	11.1	0.0
妊娠に関する課題がある	0.0	0.0
充実した余暇が過ごせていない	2.8	0.0
実親等と良好な関係を築けていない	19.4	2.8
家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	0.0	0.0
その他	5.6	0.0
把握していない	0.0	0.0
無回答	8.3	41.7

■ 措置延長の理由

18歳到達後の者が措置延長された理由として、多くの者にあてはまると里親会が考えているものとしては、「大学等や専門学校等に進学したが継続的な養育が必要」72.2%が最も多く、次いで「就職又は福祉的就労をしたが継続的な養育が必要」44.4%であった。



◆「その他」の内容

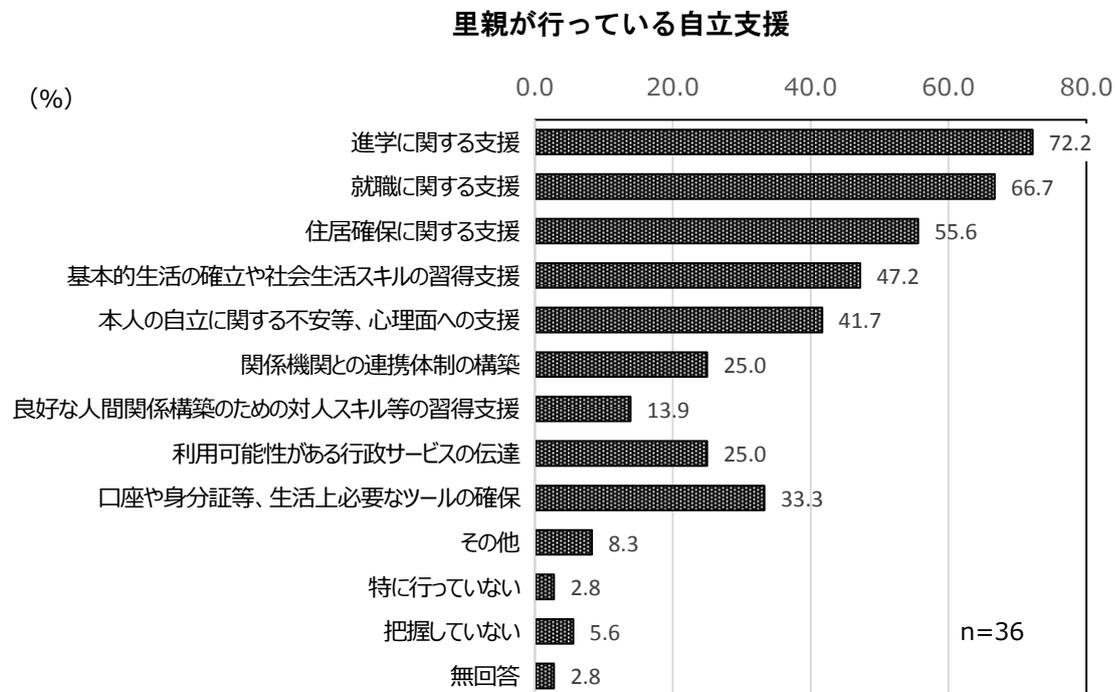
個人情報により、児相からの情報はもらえない。里親の個人的な付き合いでしかわからない。

生活費の支援が必要。

(2) 18歳到達後の者に求められる支援

■ 里親が行っている自立支援

里親が委託青年に対して行っている自立支援の内容としては、「進学に関する支援（72.2%）」や「就職に関する支援（66.7%）」といった進路に関するものが多く、「住居確保に関する支援（55.6%）」を行っている半数以上あった。



◆「その他」の内容

経済的支援。

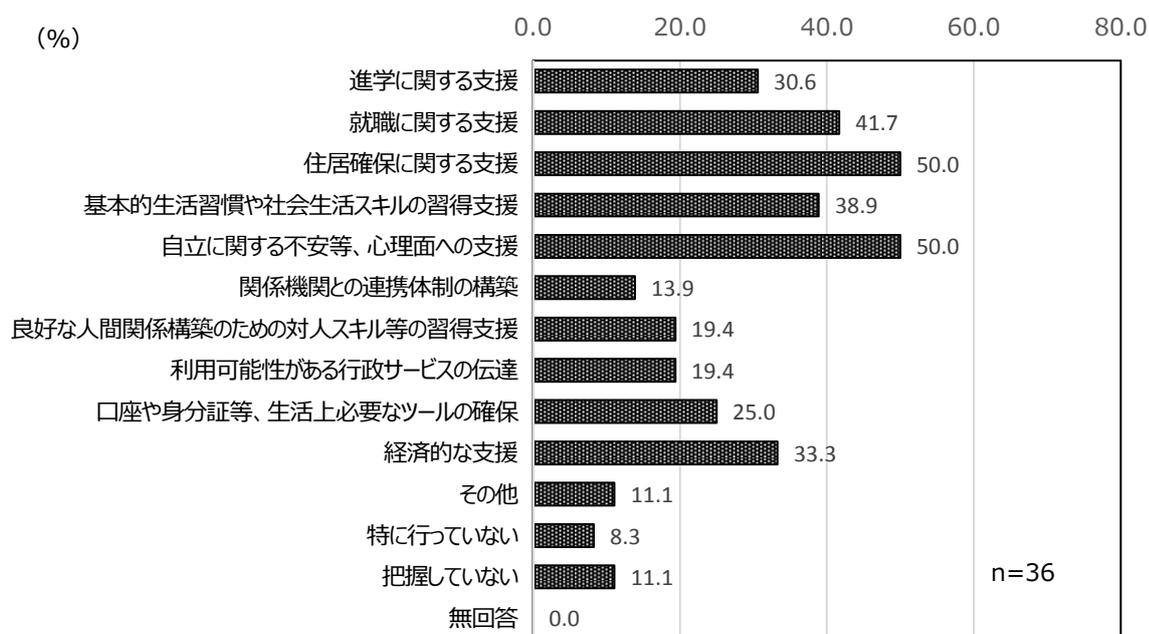
18才以上の措置延長は、過去より2件のみ奨学金等のアドバイス。

自立後も頼ってよいという声掛け。

■ 里親が措置解除後に行っている自立支援

里親が委託解除青年に対して、措置解除後に行っている自立支援の内容（措置解除前に実施したものは含まない）としては、「住居確保に関する支援」と「自立に関する不安等、心理面への支援」が50.0%で最も多く、「就職に関する支援（41.7%）」がそれに続いた。

里親が措置解除後に行っている自立支援



◆「その他」の内容

「里帰り先」「家族同様の付き合い」という場と、人間関係の継続。

実家的機能。

盆正月等、帰省の受け入れ。

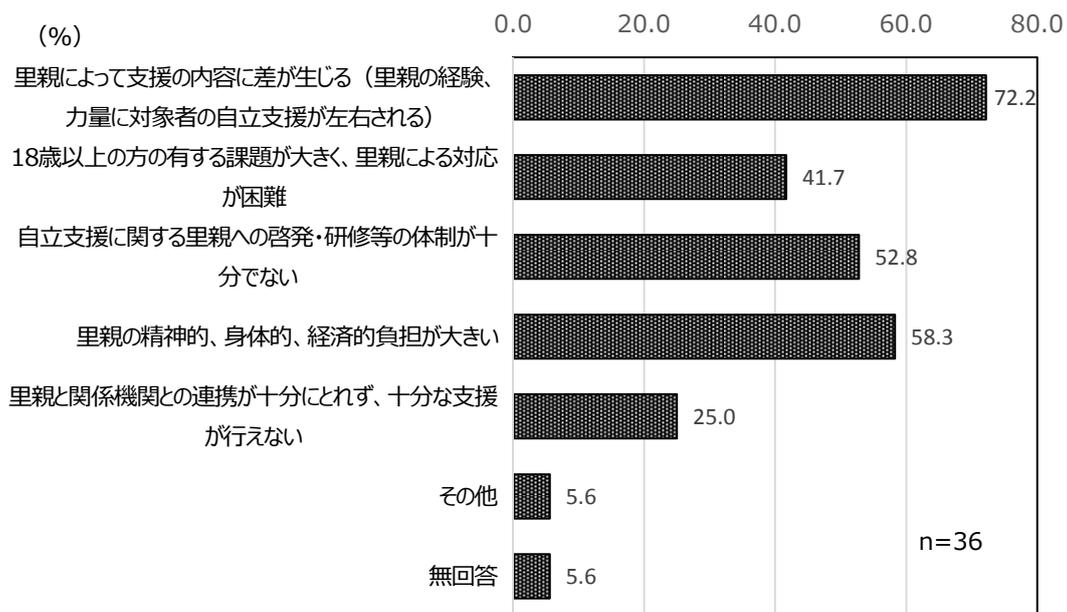
見守り

■ 里親が措置解除前・解除後に行う支援にあたっての課題・問題点

措置解除前・解除後に里親が支援を行うにあたり生じる課題・問題点として、里親会が把握しているものとしては、「里親によって支援の内容に差が生じる（里親の経験、力量に対象者の自立支援が左右される）」が72.2%で最も多く、「里親の精神的、身体的、経済的負担が大きい（58.3%）」がそれに続いた。

里親にかかる負担や、支援の質に関する課題・問題点を挙げる回答が多く見られた。

里親が措置解除前・解除後に行う支援にあたっての課題・問題点



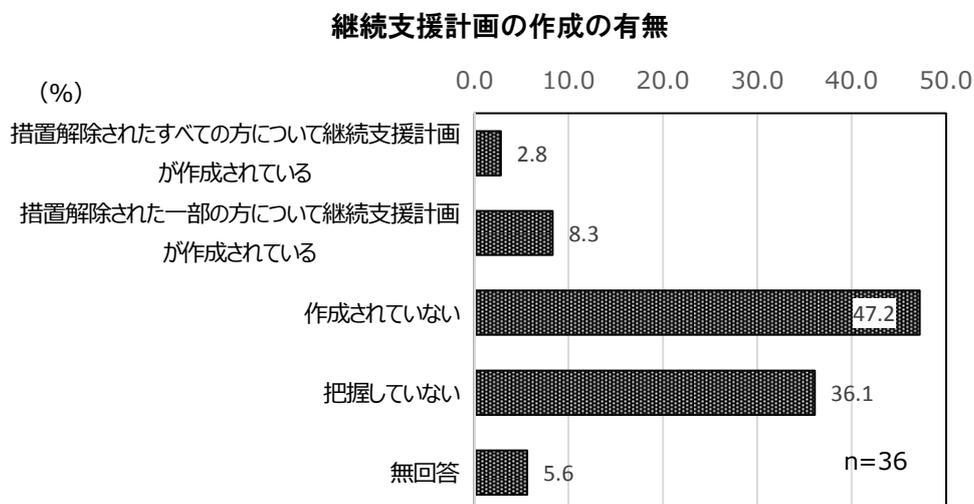
◆「その他」の内容

自立するまで里親の考えを優先にできるようにするべき。

里親に対する支援の期待が大きすぎる。複数の大人の関わりが重要。

■ 継続支援計画の作成の有無

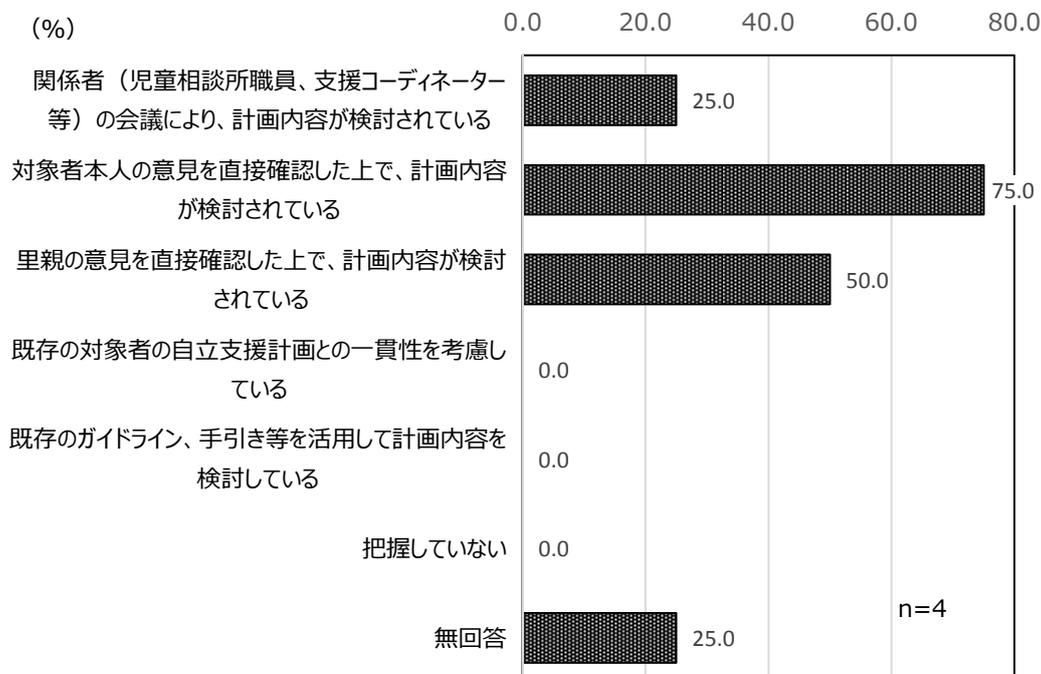
里親委託の解除にあたっての、支援コーディネーターによる継続支援計画（社会的養護自立支援事業に位置づけられるもの）の作成については、「作成されていない」という回答が 47.2%、「把握していない」が 36.1%にのぼり、8 割以上の里親会が、継続支援計画が作成されていないと回答した。



■ 継続支援計画の作成にあたっての、関係者・関係機関との連携・相談

継続支援計画が作成されていると回答した里親会（4 団体）を対象に、関係者・関係機関との連携・相談の状況についてみると、「対象者本人の意見を直接確認した上で、計画内容が検討されている（75.0%）」という回答が多かった。

継続支援計画の作成にあたっての、関係者・関係機関との連携・相談（複数回答）



◆「具体的なガイドライン等の名称」の内容

ユースアフターケア協同組合（県）

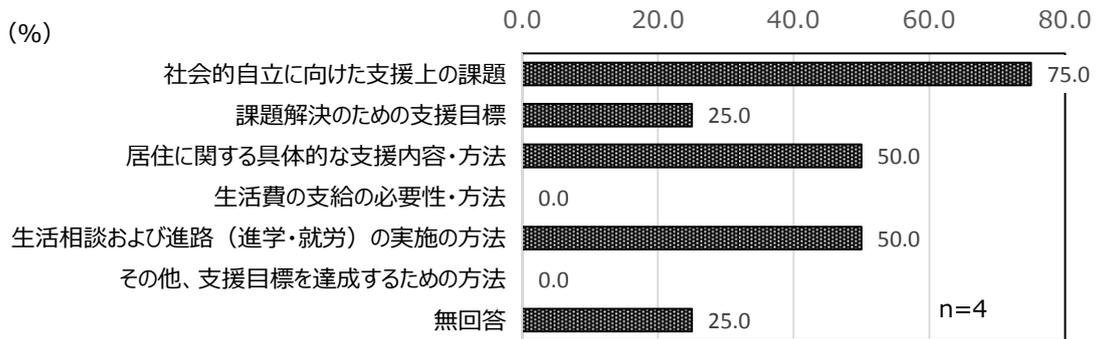
■ 継続支援計画に主に含まれる項目・含めるべきと考える項目

継続支援計画が作成されていると回答した里親会（4団体）を対象に、継続支援計画に主に含めている項目および計画に含めるべきと考えている項目を尋ねた。まず、主に含めている項目については「社会的に自立に向けた支援上の課題（75.0%）」や「居住に関する具体的な支援内容・方法（50.0%）」、「生活相談および進路（進学・就労）の実施の方法（50%）」が挙げられた。

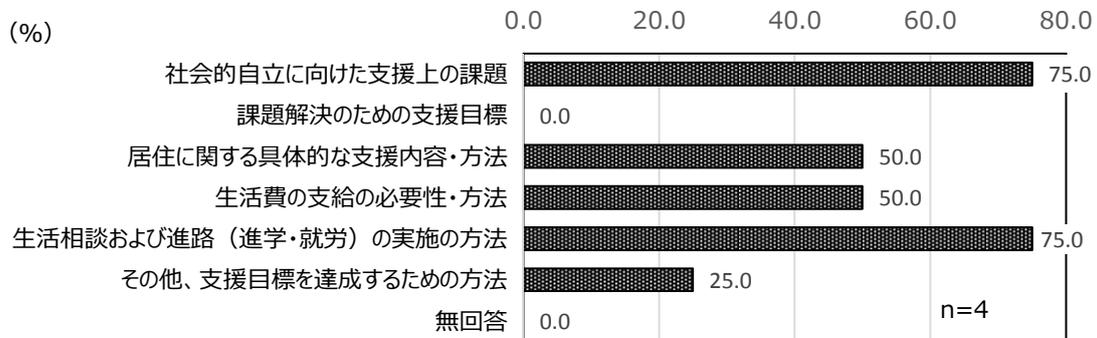
また、計画に含めるべきと考えている項目では、「社会的に自立に向けた支援上の課題（75.0%）」や「生活相談および進路（進学・就労）の実施の方法（75.0%）」が挙げられた。

継続支援計画に主に含まれる項目・含めるべきと考える項目（複数回答）

【計画に主に含まれる項目】



【計画に含めるべきと考える項目】



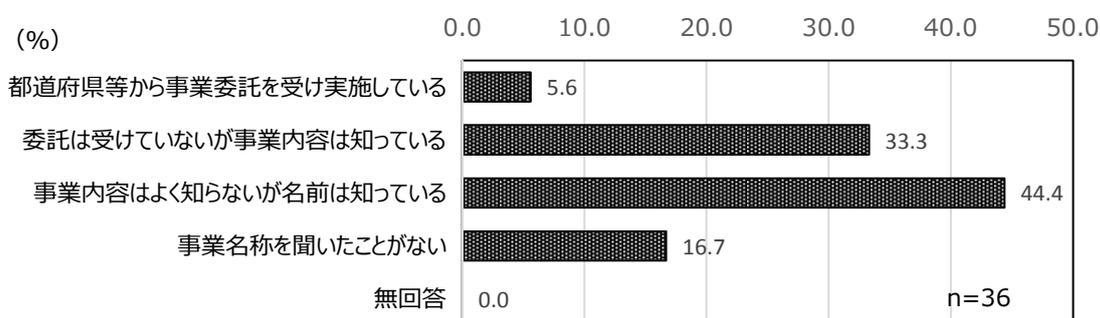
(3) 里親会の所属する都道府県等における、社会的養護自立支援事業の状況

■ 社会的養護自立支援事業の認知状況

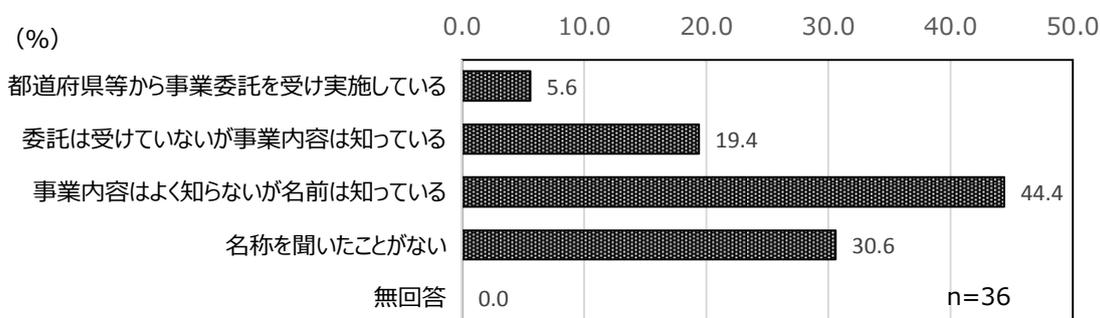
里親会における社会的養護自立支援事業と支援コーディネーターの実施状況については、いずれも1割に満たなかった（社会的養護自立支援事業：5.6%，支援コーディネーター：5.6%）。各事業への認知度については、「委託は受けていないが事業内容は知っている」のが社会的養護自立支援事業では33.3%、支援コーディネーターでは19.4%、「事業内容は良く知らないが名前は知っている」のが社会的養護自立支援事業と支援コーディネーターでともに44.4%であった。

また、支援コーディネーターについては、里親会の3割程（33.3%）が名称を聞いたことがないと回答していた。

【社会的養護自立支援事業の内容を知っているか】



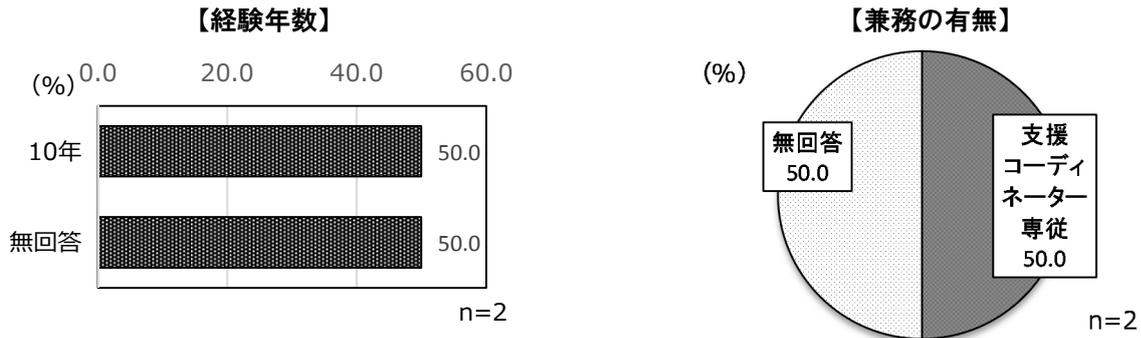
【支援コーディネーターの活動内容を知っているか】



■ 支援コーディネーターを担う者の概況

都道府県等から委託を受けて支援コーディネーターを担っている里親会は 2 団体であった。そのうち、回答した 1 団体については、職員の経験年数は「10 年」であり、支援コーディネーターの具体的な業務内容として「居住に関する支援」「生活費の支給に関する支援」「進路（進学・就労）相談の実施」を行っていた。

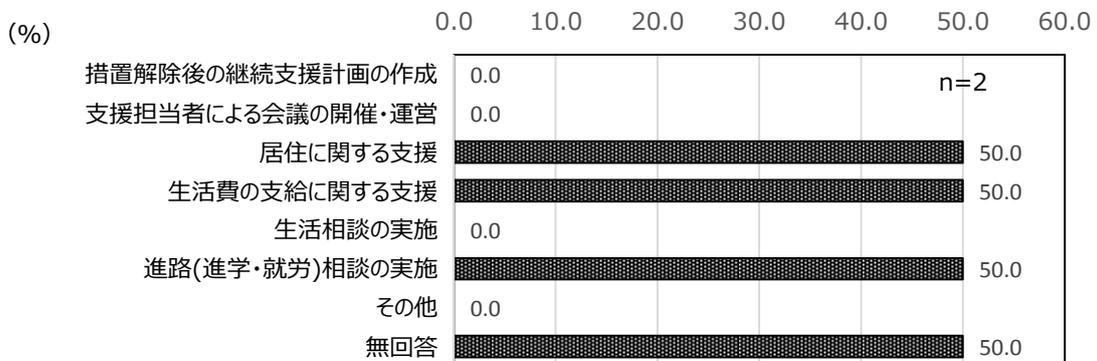
支援コーディネーターを担う者の概況



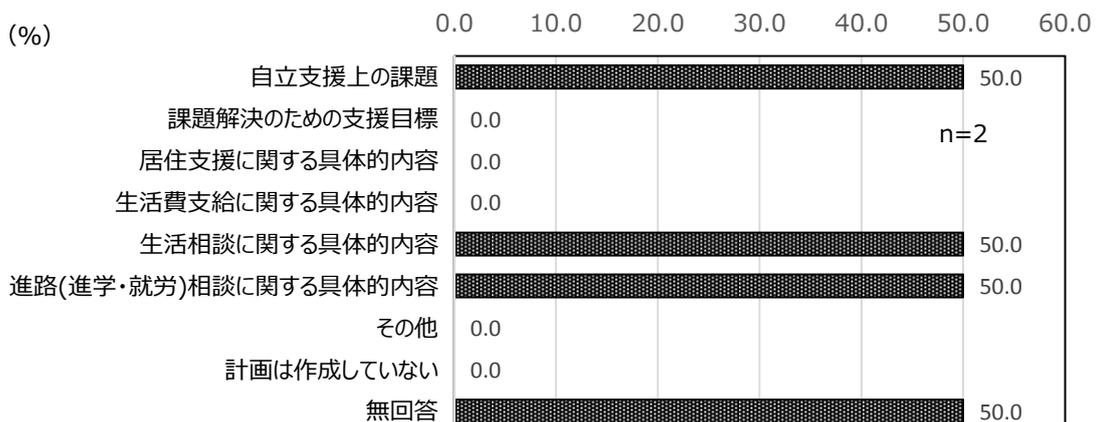
◆ 支援コーディネーターの職種

児童指導員

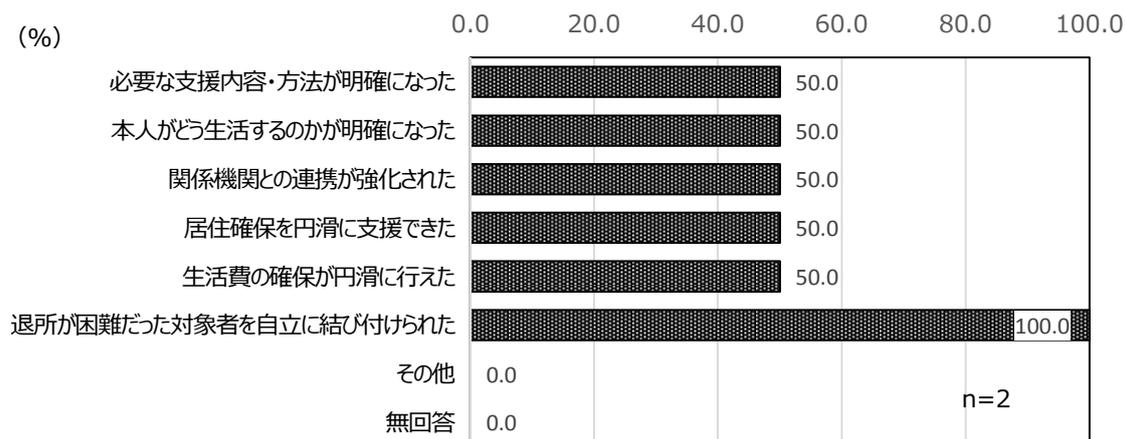
【業務内容】



【継続支援計画に記載する主な内容】



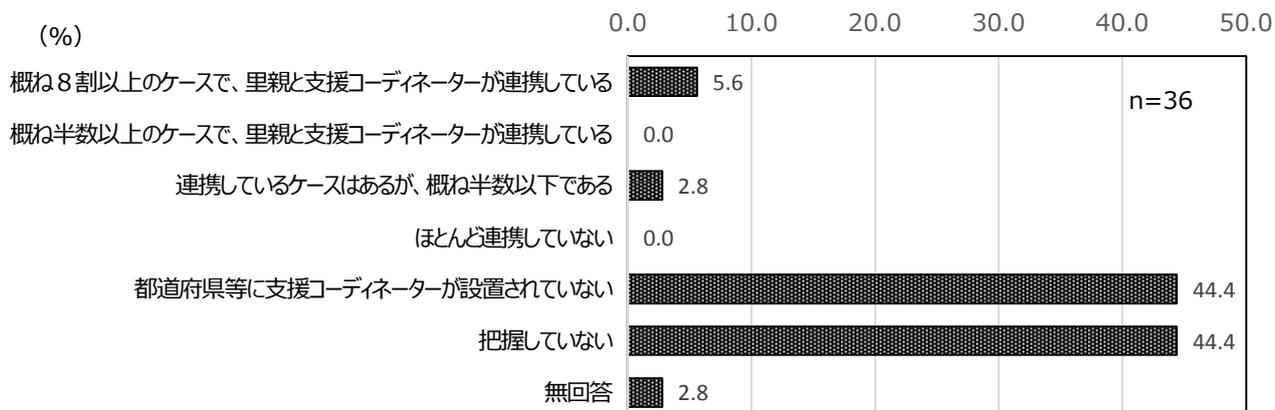
【支援コーディネーターの活動による効果】



■ 支援コーディネーターとの連携状況

里親会における都道府県等の自治体や他施設などの外部の支援コーディネーターとの連携状況では、「都道府県等に支援コーディネーターが設置されていない」が44.4%、「把握していない」が44.4%であり、9割弱の里親会で、支援コーディネーターとの連携がなされていない状況であった。

支援コーディネーターとの連携状況



■ 支援コーディネーターに今後期待する役割

支援コーディネーターに今後期待する役割としては、下記の回答が寄せられた。

【支援コーディネーターの配置】

まずは、支援コーディネーターが設置されること。その方の名前と役割が、里親全員に共有されることを期待します。

県によって、早期に「社会的養護自立支援事業」を実施してほしい。

「社会的養護自立支援事業」が予算事業であるため、本県では実施されていない。自治体の取り組みによって、児童への支援に地域格差が生じる恐れがある。まずは、事業が開始される必要がある。里親子への情報提供と継続支援計画作成、22才到達後も支援に関わっていくことが期待される。

多様化する個々の問題解決に向けて、複数の支援員の確保が必要と思います。

【措置解除後の各種自立支援】

18才（20才）からの進路選択についてのアドバイス。就職か？進学か？迷う。子どもとの信頼関係構築。相談相手（助けてと言える関係）関係機関への橋渡し、書類手続き等の手伝い等、奨学金申請が大変。

就職や住居の相談や斡旋をしてもらいたい。

【その他】

現状では、里親、施設職員（特に自立援助ホーム職員）児童相談所職員、退所児童等アフターケア事業職員などが、この役割を担っている。障害者の計画相談などのノウハウなどを学びながら、「自立のプロ」としての専門性を習得し、発揮して貰うと共に、ノウハウを一般化、構造化、共有してほしい。

里子の支援に付き、一日でも早く、厚労省に、全国的に一律に考えてほしい。県では有り、県では無い、では困りますので。全国統一にしてほしいです（御協力宜しく御願い致します）。

京都府下の退所児童について、もれなく自立支援を行っていただける役割を担ってほしい。そのため、関係機関への周知、活用の仕方についての検討が必要である。それまでいた施設や里親との共同が不可欠。

全く説明もなく、社会的養護自立支援事業がこの29年4月から行なわれていることも知らない。

里親・里子の相談しやすい関係を築いていける人物に、担ってほしい。

・里親会でも「社会的養護自立支援事業」についての研修の必要性を感じた。・支援コーディネーターは、大学進学時のみではなく、中学生や高校生から、自分の進路（大学や就職）について、委託児童の相談に乗ってあげてほしい。いきなり18才になったから考えるのではなく、長い目（時間）をかけてアドバイスをお願いします。

支援コーディネーターが、支援者と当事者をうまく結びつけるハブとしての役割を期待します。

■ 18歳到達後の自立支援に関する意見

18歳到達後の自立支援に関しては、下記の意見が寄せられた。

【措置解除後の個別支援】

社会的スキルがまだまだ身に付いていない者が多く、一人で生活をするのは大変困難な者が多いと思います。その者に合った支援が必要だと思います。

個々の状況に応じた必要な支援の実施が必要。経済的な支援について、給付型の奨学金、助成金等が増えるとうい。

18歳になる前に、高校を退学したりする子どもの自立も、支援が必要と思う。

18歳到達後の方の自立支援が進学に重きが置かれ、就職等失敗した児童への支援になっていない。

委託開始年齢にもよるが、経済的、生活的、社会的それぞれの自立についての個人差があるので、個別の自立支援策を充実させてほしい。

自立には仕事が安定し、居住確保は重要です。仕事が安定しないと住む場所に困り、里親を頼ります。情があるため受

入れて、トラブルの発生になります。里親も新しい里子が居たりで、一度自立した子どもを再度受け入れることは負担です。自立後、一時的に住める場所、食事などの確保できることが重要です。

【里親への行政等による支援・関与】

支援の種類はたくさんあるが、ほとんどは里親が独自に行っていることが多い。もっと行政の積極的な動き、支援が必要。里親まかせにしない。「継続的な里親支援体制」を確立する。「里親支援体制」は①「里親会」②「児相」③「支援コーディネーター」の連携によって設置する。「設置された体制」は自治体に運営責任を持たせる。「設置義務」を自治体に負わせる。

穏やかな家庭生活を18才までに過ごすかが、子どもの自立への自信に繋がると思います。そのため、素人の里親の支援が大切です。里子は、アルバイトをするだけでも、家族書が必要と言われ、必要以上の緊張が与えられています。

【18歳到達後の支援をいつまで行うか】

18才到達後、20才の誕生日まで措置延長がされますが、4月生まれの子どもの場合、4月時点で延長が終わってしまう。短大（とか四年制大学）に進学した場合、3月の卒業時までの約1年間を里親が個人的に支援せざるを得ないという状況が現にある。進学した場合の延長を、3月の卒業時点まで伸ばしてほしい。

措置解除後の里親宅での居住、生活支援を行った場合、責任の所在はどこになるのか？18才～20才の2年間は未成年であり、里親は親権者ではないので、未成年後見人が必要になる場合もあるのでは？里親に過度に頼るのではなく、社会で支える仕組みが必要。措置延長が望ましいと考える（20才まで）。里親以外の大人の関わりが18才以降は必要だと感じる。精神面、生活面の安定が必須。

大学入学に措置解除後も、4年生の卒業するまでの措置費延長を、全国的に一日でも早く御願いたい（早く望む）。

【その他】

親権のあり方を考えてほしい。

社会的養護出身者の支援は、措置中の支援者と、自立後の支援者との「バトンタッチ」「手をつなぐ連携」に尽きると考える。協力雇用主を増やすため、理解と協力を求める活動（リクルート、掘り起し）から始まり、その後の信頼関係の維持が重要と考える。児童福祉の先達が脈々と引き継いできたこの取り組みが、事業化されたことで、全ての自治体で共有、実施されることを望む。

我が家では、学力が高いにも関わらず、経済的に進学をあきらめました。本人にも気力、我慢強さがなく残念です。

京都府には、寄り添い支援チームが、退所後（解除後）の支援を行っている。今の所、支援コーディネーターの設置はされていないが、今後の設置や、活用のあり方について、検討されていると聞いている。

進学・就職の意思はあっても、不適切な養育により、基礎的な学力、対人関係スキルの不足している者は、それらを補い、能力を身に付けるための十分な準備期間、伴走が必要である。生活の場の確保と共に、そのような自立援助のシステムが社会的に構築されることを期待したい。

国が自立支援計画のマニュアルを作成し、提出したら、県として事業化がしやすいのではないか？

児童相談所は、目先の課題に目を向けるだけでなく、自立を見据えた中長期的な視点でも子どもを見ていく必要がある。自立支援計画の作成と、更新を行っていない児相もあることは、問題である。

里子は、自立と自分のアイデンティティーの不確立の中で、不安定な状況で解除を迎えます。里子の資質、里親の力量でもだいぶ異なってはきますが、戻れる「場所」があってこそ「自立」であると思っています。引き続き、関係性が保たれるような支援、施策が必要かと考えます。

5. 都道府県等票 集計結果

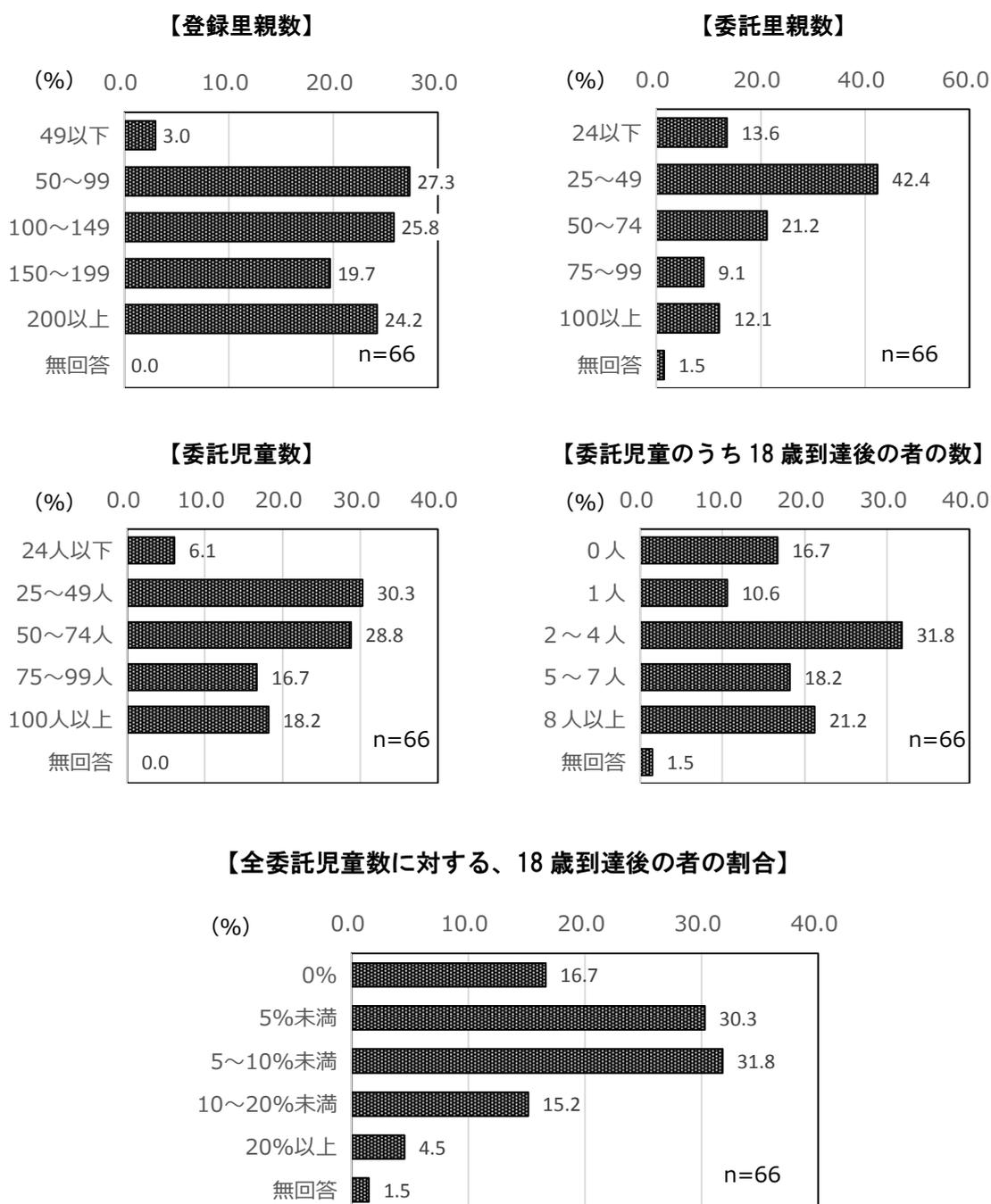
(1) 自治体の概況

■ 里親数等

各自治体に里親数と委託児童数について尋ねた。登録里親数は「50～99」という回答が27.3%と最も多く、委託里親数では「25～49」という回答が42.4%で最も多かった。

また、委託児童数は「25～49人」が30.3%で最も多く、18歳以上の委託児童に注目した場合には「2～4人」が31.8%で最も多く、「8人以上」という回答も少なくなかった(21.2%)。

自治体ごとに全委託児童数に対する18歳以上の委託青年の割合をみると、「5～10%未満」である自治体が31.8%と最も多かった。一方で、「10～20%未満」が15.2%、「20%以上」が4.5%であり、調査に回答した自治体の2割強において、18歳以上の委託児童数が全体の1割を超えていた。

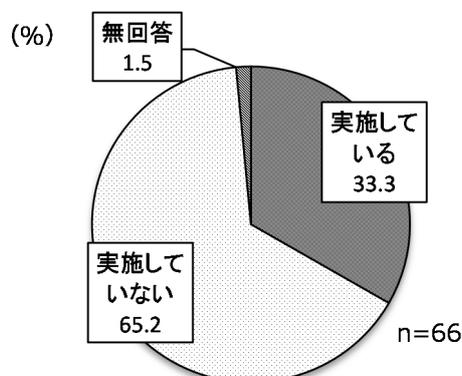


(2) 社会的養護自立支援事業の実施状況

■ 社会的養護自立支援事業の実施の有無

各自治体に尋ねたところ、社会的養護自立支援事業を「実施している」のは33.3%であった。

社会的養護自立支援事業の実施の有無



■ 社会的養護自立支援事業の事業別実施の有無・実施体制等

社会的養護自立支援事業を実施している自治体に、具体的な事業内容や実施形態を尋ねた、「支援コーディネーターによる継続支援計画の作成」については、「貴自治体の職員が直接実施（4.5%）」と「他の施設・団体等に委託して実施（18.2%）」という回答を合わせると22.7%となり、継続支援計画の作成を行っている自治体が2割程度であることがうかがえた。

その他の事業内容についても同様に集計したところ、「生活相談の実施」が77.3%で最も多く、「居住に関する支援」と「生活費の支給」が50.0%、「就労相談の実施」は27.3%であり、そのうち「生活相談」や「就労相談」は他の施設・団体等に委託して実施していた。

事業の委託先としては「NPO法人」が8件で最も多かった。

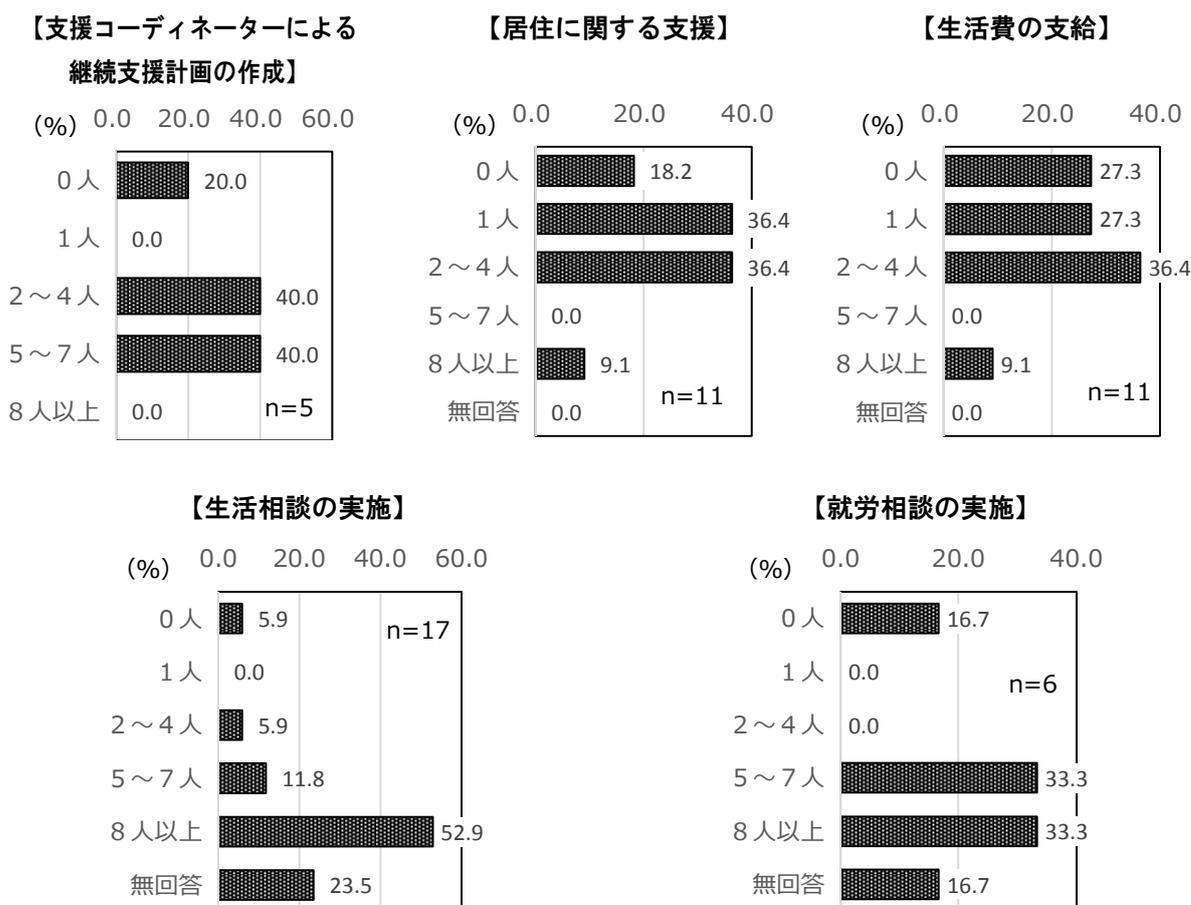
【事業別の実施状況】

	調査数	貴自治体の職員が直接実施	他の施設・団体等に委託して実施	当該事業は実施していない	無回答
支援コーディネーターによる継続支援計画の作成	22	4.5%	18.2%	68.2%	9.1%
居住に関する支援	22	31.8%	18.2%	45.5%	4.5%
生活費の支給	22	31.8%	18.2%	45.5%	4.5%
生活相談の実施	22	0.0%	77.3%	18.2%	4.5%
就労相談の実施	22	0.0%	27.3%	63.6%	9.1%

◆「他の施設・団体等に委託して実施」している場合の具体的な委託先

社会福祉法人（4件）	一般社団法人（2件）
NPO法人（8件）	児童養護施設（2件）
任意団体	株式会社（2件）
里親	児童家庭支援センター
各児童福祉施設等	

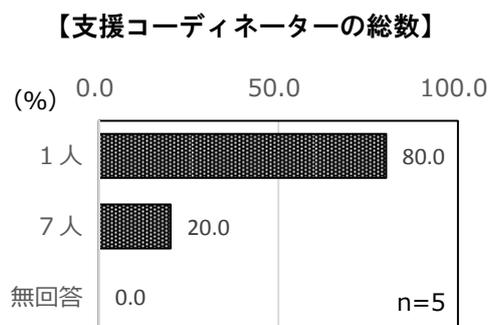
事業内容別 事業の対象者数



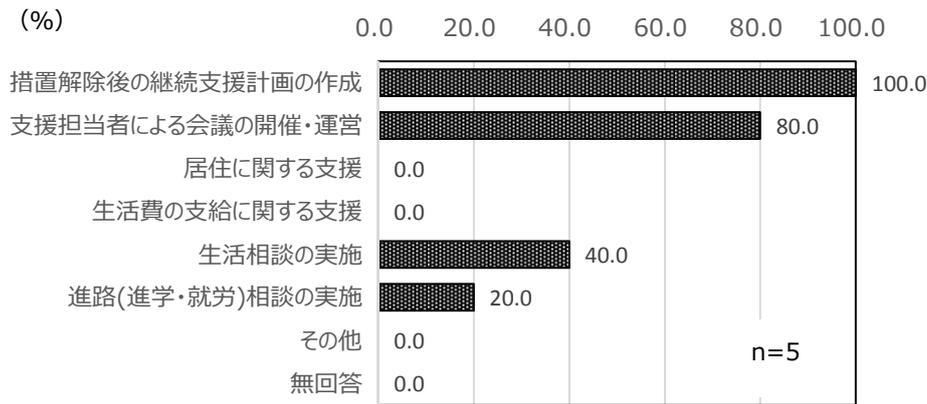
■ 支援コーディネーターの概況

支援コーディネーターによる継続支援計画が作成されている自治体（5団体）について、支援コーディネーターの業務内容等概況をまとめた。その結果、支援コーディネーター数は概ね「1人」であり（4団体）、主な業務内容として「措置解除後の継続支援計画の作成（5団体）」や「支援担当者による会議の開催・運営（4団体）」が挙げられた。

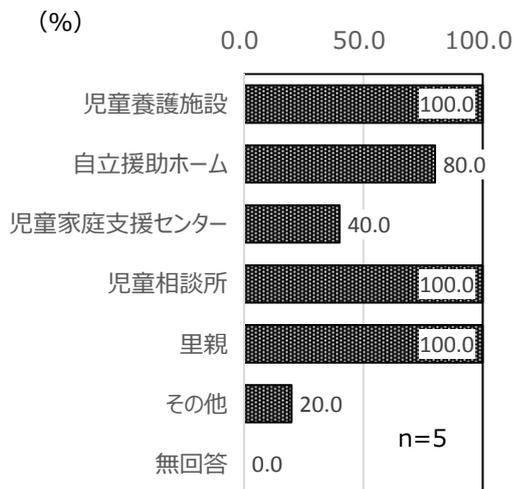
また、支援コーディネーターの活動によりみられる効果としては、「退所後に必要な支援内容・方法が明確になった（2団体）」「関係機関との連携が強化された（2団体）」「退所後に本人がどう生活するのが明確になった（1団体）」などが挙げられた。



【支援コーディネーターの業務内容】



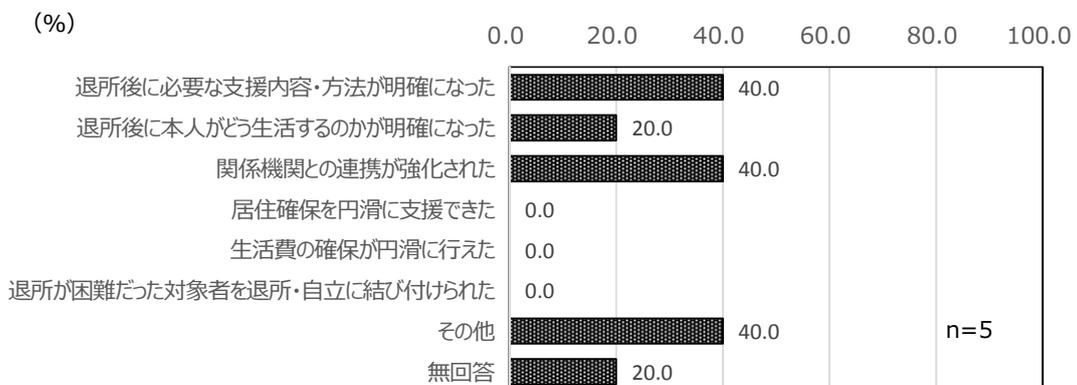
【コーディネーター業務における連携機関等】



【継続支援計画の主な内容】



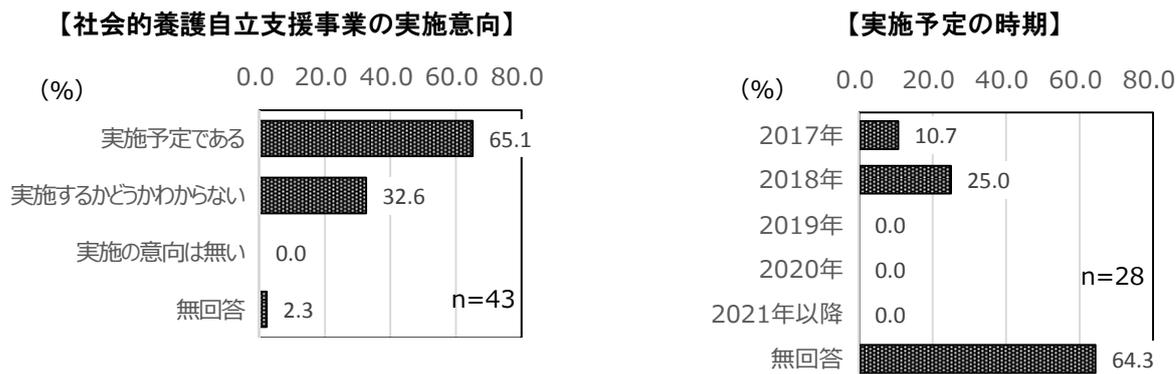
【支援コーディネーターの活動によりみられる効果】



■ 社会的養護自立支援事業の実施意向等（未実施自治体向けの設問）

社会的養護自立支援事業を実施していない自治体における、事業の今後の実施意向をみると、「実施予定である」65.1%が最も多く、次いで「実施するかどうか分からない」32.6%であった。また、具体的な実施予定の時期は、「2017年」10.7%、「2018年」25.0%であった。

現在事業が行われていない自治体においても、今後事業が開始・展開されていくところが複数あることがうかがえた。



■ 支援コーディネーターの活動にあたり、必要と思われる支援やツール等

支援コーディネーターの活動にあたり必要と思われる支援やツール等については、下記の回答が寄せられた。

当事業の法定化を望みます。

コーディネーターの役割を果たすことのできる機関や人材の発掘、育成。

全国レベルでの研修や、情報意見交換の場（事業の実施にあたっては、ケア・リーバーの実態把握と社会的養護自立支援事業の法定化が必要）。

自立支援においては、就労支援は必須になるので、就労に関する情報や、ハローワーク等との連携は重要と思われます。

県外転出者も多い中、他県と共通の計画票など、様式や援助方針など共通のツールにより、共有できる仕組みがあるとよいのではないかと。

支援計画の策定及び、モニタリングを行うにあたってのガイドラインが必要である。また、支援計画に特化した研修を用意してほしい。コーディネーターが行う金銭管理についての制度化をしていただき、制度上での運用をしていくことが必要である。

6. アンケート結果のまとめ

(1) 18歳到達後の者が有する自立支援の課題

○「**基本的生活の確立や社会生活スキルの不足**」が課題として最も多く挙げられ、その課題は多様に存在していた

- ・ 児童養護施設、自立援助ホームいずれからの回答においても、18歳到達後の者が有する課題として「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない」が最も多く挙げられた（45.4%：数値は児童養護施設入所者のもの。以下、本項において同じ）。また、「本人の自立に関する不安等が大きい（39.5%）」、「実親等との関係に悩みがある（26.9%）」などの心理面・人間関係面の課題や「退所後の生活費が確保できない（19.1%）」、「住居または家財道具等の確保が困難（17.0%）」といった生活上大きな支障となりうる課題、「障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要（25.6%）」といった課題も回答割合が高かった。
- ・ 以上から、スキル構築等の実践的支援とあわせ、本人の不安や人間関係等、心理的側面からの配慮や経済的支援が重要であると考えられる。

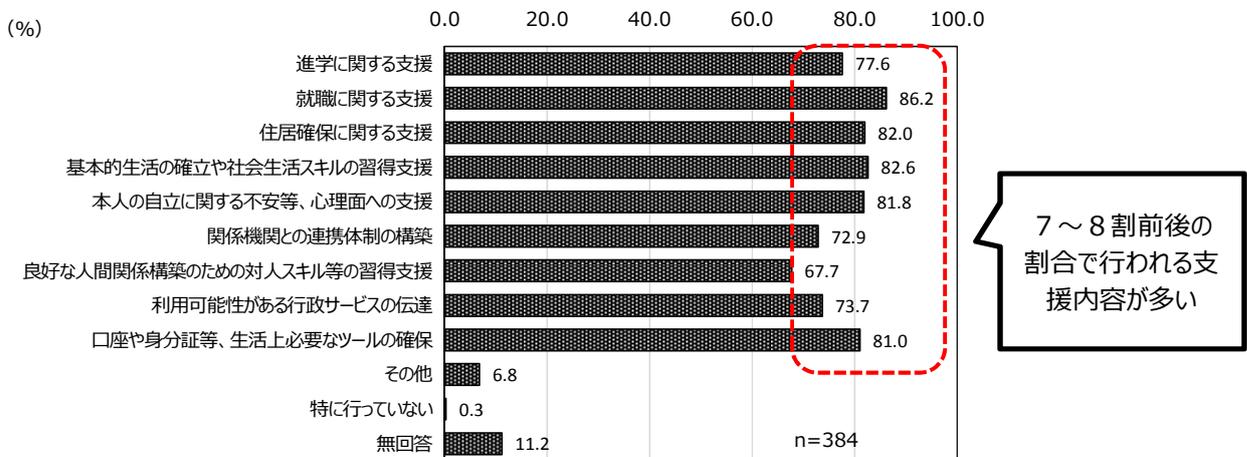
図表 18歳到達後の児童養護施設入所者の現在の課題（複数回答）、最も大きな課題

	現在の課題	うち、最も大きな課題
調査数	324	321
本人が希望しても進学するための条件が整わない	4.3%	2.5%
本人に合った就職先が確保できない	12.3%	5.0%
基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない	45.4%	16.2%
住居または家財道具等の確保が困難	17.0%	5.3%
本人の自立に関する不安等が大きい	39.5%	15.3%
本人の自立の意向が小さい	12.3%	5.0%
障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	25.6%	13.4%
退所後の生活費が確保できない	19.1%	9.0%
疾患・体調管理面の配慮が必要	9.0%	2.8%
充実した余暇が過ごせていない	1.5%	0.3%
職場や大学等で良好な人間関係を作れない	13.0%	4.7%
プライベートでの友人関係が希薄	6.5%	0.9%
友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	6.5%	1.6%
自分の生き立ちに関する悩みがある	8.6%	0.6%
恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	6.2%	0.6%
妊娠に関する課題がある	0.9%	0.0%
家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	5.6%	2.5%
実親等との関係に悩みがある	26.9%	9.0%
その他	8.3%	5.3%

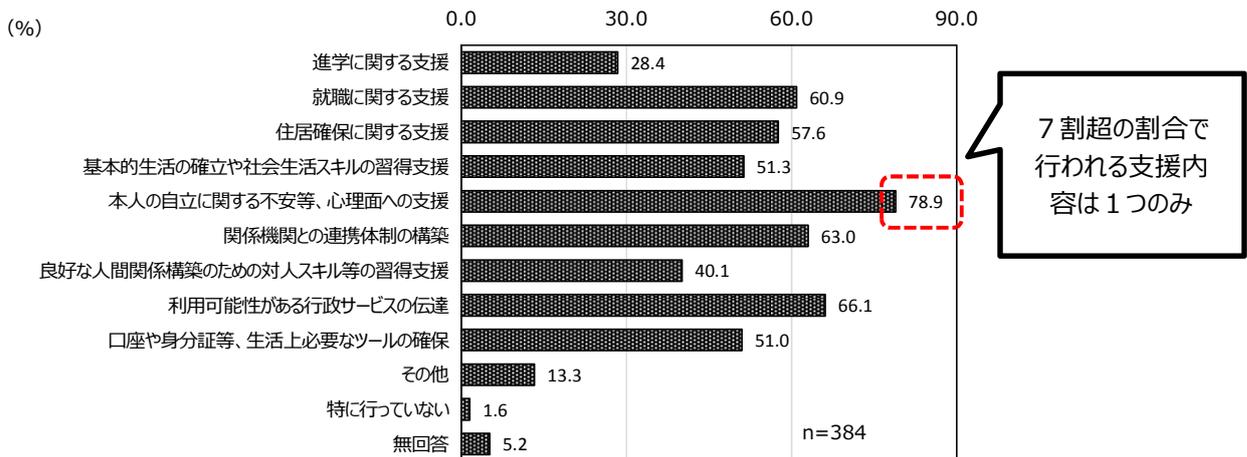
- ・ 施設等では18歳到達後の入所者や退所者に対し様々な自立支援（アフターケアなど）を行っている。特に18歳到達後の入所者に対しては、児童養護施設では7～8割の施設が「就職に関する支援（86.2%）」や「基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援（82.6%）」など多様な支援を行っている。一方、18歳到達後の施設退所者に対して行われる支援については、「本人の自立に関する不安等、心理面への支援（78.9%）」に次いで、「利用可能性がある行政サービスの伝達（66.1%）」などが続くが、入所者への支援に比べ多くの自立支援の項目で、実施割合が低い傾向がみられる。
- ・ このため、入所中のみならず退所後（措置解除後）も継続的な支援、フォローができる体制の構

築が必要と考えられる。

図表 施設が18歳到達後の児童養護施設入所者に実施している自立支援の内容



図表 施設が18歳到達後の児童養護施設退所者に実施している自立支援の内容



○障害の有無・種別により課題の傾向が異なる

- ・何らかの障害のある者の現在の課題についてみると、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない（障害有：51.6%、障害無：35.3%）」、「住居又は家財道具等の確保が困難（障害有：25.0%、障害無：9.5%）」などの項目で回答の割合が高い傾向がみられた（児童養護施設票）。
- ・また、障害の種別で見ると、「本人に合った就職先が確保できない（26.9%）」、「本人の自立に関する不安等が大きい（46.2%）」、「疾患・体調管理面の配慮が必要（30.8%）」、「自分の生き立ちに関する悩みがある（23.1%）」などの項目で、精神障害のある者の回答の割合が高い傾向がみられた。
- ・「障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要」の項目を見ると、いずれの障害の種別でも6割以上と回答割合が高く、支援の必要性が大きいことが伺える。自立支援にあたっては個別化を基本としながらも、障害があることで上記のような課題を抱えている可能性を考慮することで、ニーズのよりの確な把握が実現できると考えられた。

図表 施設に入所している18歳到達後の者の状況（障害の有無×現在の課題）

	調査数	本人が希望しても進学するための条件が整わない	本人に合った就職先が確保できない	基本的な生活の確立、社会生活スキルが十分でない	住居または家財道具等の確保が困難	本人の自立に関する不安等が大きい	本人の自立の意向が小さい	障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	退所後の生活費が確保できない	疾患・体調管理面の配慮が必要	充実した余暇が過ごせていない
身体障害	5	0.0%	0.0%	80.0%	20.0%	20.0%	0.0%	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%
知的障害	69	0.0%	20.3%	50.7%	26.1%	34.8%	5.8%	63.8%	8.7%	7.2%	2.9%
精神障害	26	7.7%	26.9%	50.0%	26.9%	46.2%	15.4%	69.2%	23.1%	30.8%	3.8%
発達障害	29	6.9%	17.2%	55.2%	24.1%	41.4%	6.9%	62.1%	17.2%	10.3%	3.4%
なし	232	4.3%	6.0%	35.3%	9.5%	35.3%	13.4%	2.2%	19.8%	5.6%	0.9%

	調査数	職場や大学等で良好な人間関係を作れない	プライベートでの友人関係が希薄	友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	自分の生い立ちに関する悩みがある	恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	妊娠に関する課題がある	家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	実親等との関係に悩みがある	その他
身体障害	5	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
知的障害	69	10.1%	7.2%	10.1%	2.9%	7.2%	1.4%	7.2%	17.4%	4.3%
精神障害	26	11.5%	7.7%	3.8%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	30.8%	7.7%
発達障害	29	13.8%	0.0%	10.3%	6.9%	10.3%	0.0%	3.4%	27.6%	17.2%
なし	232	11.2%	6.0%	4.3%	6.9%	4.7%	0.9%	4.7%	25.0%	7.8%

○被虐待経験の有無により課題の傾向が異なる

- ・被虐待経験のある者では「実親等との関係に悩みがある（29.8%）」、「職場や大学等で良好な人間関係を作れない（14.3%）」、「恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある（8.0%）」など、人間関係に関する課題について、被虐待経験の無い者と比べ割合が高い傾向がみられた。
- ・就職・就業先での人間関係の構築は、離職・退学とも関係する可能性があり、自立した生活を営むために必要なスキルとも考えられる。
- ・自立支援にあたっては個別化を基本としながらも、被虐待経験があることで実親等との関係など人間関係の構築に支障が出ていないか等の視点を意識することは、より適切な支援の実現につながるのではと考えられた。

図表 児童養護施設に入所中の18歳到達後の者の、被虐待経験の有無別にみた現在の課題

	調査数	本人が希望しても進学するための条件が整わない	本人に合った就職先が確保できない	基本的な生活の確立、社会生活スキルが十分でない	住居または家財道具等の確保が困難	本人の自立に関する不安等が大きい	本人の自立の意向が小さい	障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要	退所後の生活費が確保できない	疾患・体調管理面の配慮が必要	充実した余暇が過ごせていない
被虐待経験 有	238	5.5%	10.1%	38.7%	13.0%	36.6%	9.7%	24.8%	16.8%	8.8%	1.3%
被虐待経験 無	121	0.8%	13.2%	45.5%	19.0%	33.9%	14.0%	19.8%	18.2%	6.6%	1.7%

	調査数	職場や大学等で良好な人間関係を作れない	プライベートでの友人関係が希薄	友人・グループとの交流関係によるトラブルがある	自分の生い立ちに関する悩みがある	恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある	妊娠に関する課題がある	家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている	実親等との関係に悩みがある	その他
被虐待経験 有	238	14.3%	5.9%	7.1%	8.8%	8.0%	0.8%	5.9%	29.8%	7.1%
被虐待経験 無	121	6.6%	5.8%	3.3%	5.8%	0.8%	0.8%	3.3%	13.2%	8.3%

(2) 自立支援における支援者側の課題

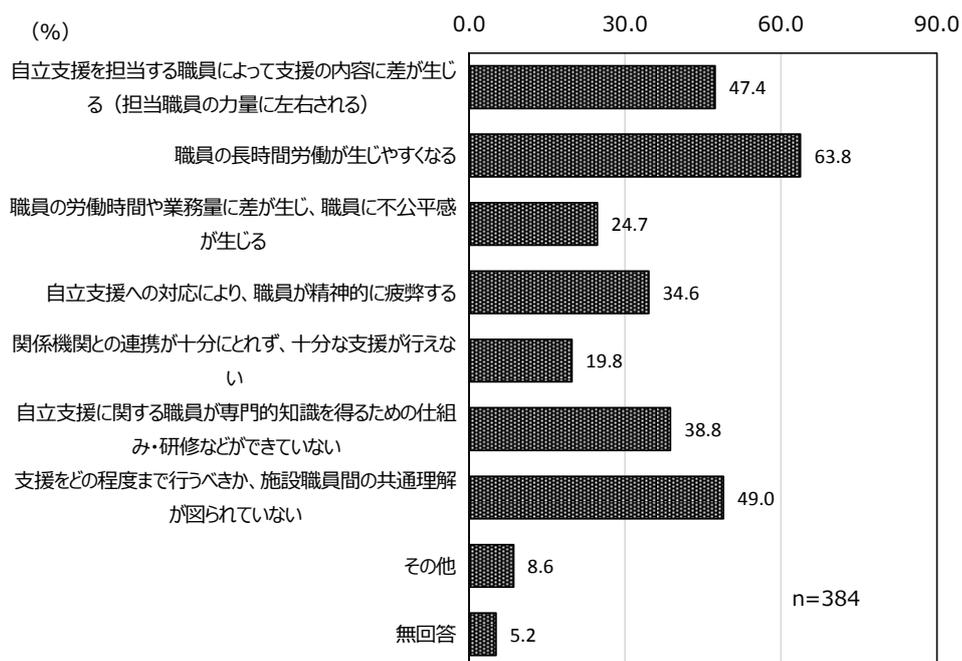
○自立支援が職員の負担につながる

- ・施設運営等における支援にあたっての問題点では、「職員の長時間労働が生じやすくなる」が児童養護施設・自立援助ホームともに最も回答割合が高かった（それぞれ 63.8%、59.0%）。
- ・自立支援において、施設、または里親が担うべき役割と、児相や市町村窓口等が担う役割を明らかにすることで、施設が自立支援を一手に担い、負担となることを軽減しようと考えられた。

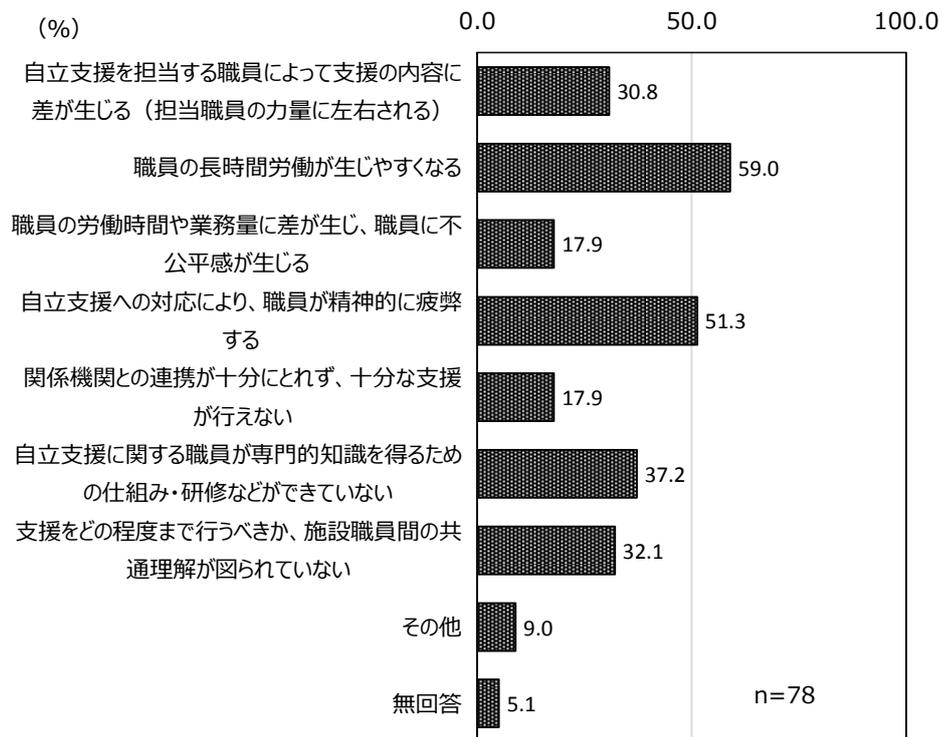
○自立支援の質に差が生じている

- ・児童養護施設では「支援をどの程度まで行うべきか、施設職員間の共通理解が図られていない（49.0%）」、「自立支援を担当する職員によって支援内容に差が生じる（47.4%）」など、職員間の支援の差を指摘する意見が多かった。また、「自立支援に関する職員が専門的知識を得るための仕組み・研修などができていない」も、両施設とも 4 割近い回答がみられた（それぞれ 38.8%、37.2%）。
- ・自立支援を実際に行っている職員は、児童養護施設では 92.6%、自立援助ホームでは 42.3%が「当該児童を受け持つ担当職員」と最も多く、すべての職員が自立支援における理解を深めること、または自立支援にあたりスーパーバイザーや施設内外の専門職から支援を受けられる体制構築が望ましい。
- ・また、自立支援にあたり関係機関が連携することで、関係機関が協議した上での明確な方針に基づいた質の高い支援を行うことも期待される。

図表 18 歳到達後の者の支援にあたり生じた、施設運営や職員等に関する課題・問題点（児童養護施設）



図表 18歳到達後の者の支援にあたり生じた、施設運営や職員等に関する課題・問題点（自立援助ホーム）

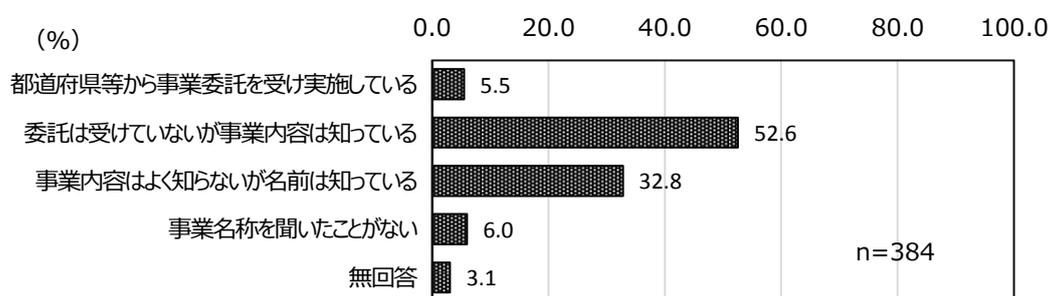


(3) 社会的養護自立支援事業の実施状況に関して

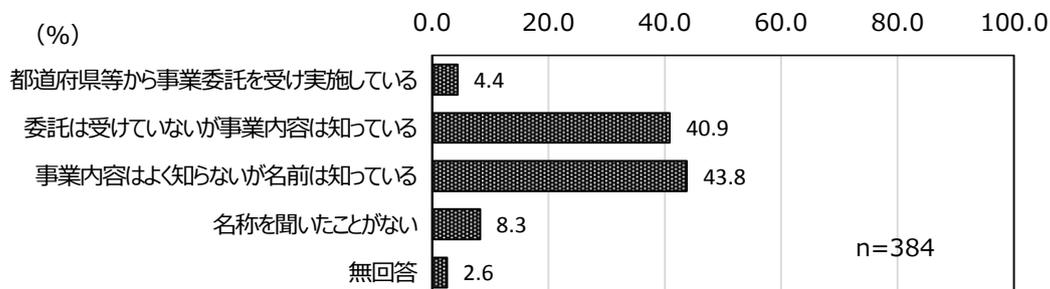
○事業の認知は進んでいるが、実践はこれから

- ・当事業の「事業内容は知っている」施設は5～6割程度、「名前は知っている」施設は2～3割程度で、計8割程度の施設が当事業を認知している。また、支援コーディネーターについても同様に、計8割程度の施設が当専門職の存在を認知している。
- ・一方、事業を「実施している」のは5～10%程度の施設であり、また実施主体の都道府県においても、当事業を実施している自治体が33.3%と、3分の1の自治体のみが事業を実施している状況である。

図表 社会的養護自立支援事業の内容を知っているか（児童養護施設）



図表 支援コーディネーターの活動内容を知っているか（児童養護施設）



○継続支援計画を作成している自治体は2割程度

- ・当事業を実施している都道府県のうち、「支援コーディネーターによる継続支援計画の作成」を行っている自治体は「貴自治体の職員が直接実施（4.5%）」、「他の施設・団体等に委託して実施（18.2%）」の計22.7%であった。
- ・また、計画を作成している人数も、「2～4人」「5～7人」の自治体が40.0%と、全ての自治体で7人以下であった。

7. 支援コーディネーターに求められる役割

【関係機関の効果的な連携・支援体制を構築し、各々の明確かつ適切な役割分担を設定すること】

- 基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援といった実践的な支援、および自立に関する不安、人間関係に関する葛藤への心理的支援を、入所中のみならず退所後においても行えるよう、関係機関の連携を構築し、明確な役割分担を設定すること。
→これにより、課題への的確かつ迅速な検討・対応が行えるほか、退所後の施設および措置解除後の里親が、自立支援のため過度な負担を担うことを避けられる。

【障害特性や被虐待経験等、支援を要する人の状況を考慮した課題・支援方策を検討すること】

- 「障害があるからこのようなことが困るはずだ」などの先入観を持つことなく、個別化を基本とした支援をすることは、自立支援に関わらずソーシャルワークの原則である。一方、障害に起因する自立支援上の課題がないか、これに対する適切な支援は必要かといった検討もアセスメント上欠かせない視点であり、丁寧にニーズを把握していくことが重要となる。
- 障害の種別・程度によっては、将来の自分の生活を具体的かつ現実的に考えることが難しいケースも想定される。この場合も、対象者からの信頼が厚い家族や専門職などが本人の意向をできるだけ正確に計画に反映させるなど、アドボケイトを伴った専門的支援を検討すべきである。
- 被虐待経験の有無によっても、職場や大学等の人間関係、恋愛関係の構築等に課題がある割合が高い傾向がみられたことから、同様の配慮を検討する。

【「支援コーディネーター」の存在・役割や有用性の周知啓発、コーディネート機能の研鑽に努めること】

- 支援コーディネーターは29年度から始められたばかりの事業であり、多くの児童養護施設、里親等においては、まだ名前が知られている程度の存在と思われる。
- 今後、18歳到達後も関係者が各々の役割分担の下、切れ目無い自立支援を行うためには、まずは支援コーディネーターが各都道府県等に配置されていることの周知から始まり、実際に支援に関わるケースを増やし、支援が円滑化したという成功体験を各職種が積み重ねることが必要。
- そのため、支援コーディネーター自身も、社会的養護および自立支援に関する支援技法、利用可能な社会資源に精通することはもとより、関係者と綿密な協議・検討を行えるような日頃からの顔の見える関係性の構築等、コーディネート機能を高める事が重要である。

Ⅲ. 18歳到達後の者を対象とするガイドラインの作成

1. ガイドライン作成の目的

平成 29 年度より事業化された「社会的養護自立支援事業」では、支援コーディネーターが 18 歳以上の対象の青年のアセスメントを原則措置解除前に行い、その結果を踏まえ本人、里親、施設等の意見を聞きながら「継続支援計画」を策定し、それに基づく支援を提供することとしている。

一方、継続支援計画の策定における手法等をまとめたガイドラインは現時点ではまだないが、「新しい社会的養育ビジョン」では、自立支援に関して「代替養育の場に子どもの措置をした自治体の責任の明確化と包括的な制度的枠組みの構築が必要である」こと、および「この制度的枠組には（中略）自立支援ガイドラインの作成と共有が含まれている必要がある」とされている。

このため、本調査研究では 18 歳到達後の者の自立支援における支援ニーズを明確にし、各支援者による質の高い支援が提供できるよう、18 歳到達後の者を対象とする継続支援計画ガイドライン「18 歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン」を作成した。

2. ガイドラインの構成

「18 歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン」は、下記の 3 部で構成される。

I 18 歳到達後の者への自立支援に関する基本的事項について	18 歳到達後の者への自立支援の現状として、自立支援をとりまく背景や政策動向、また 18 歳到達後の者に対する自立支援の現状を、本調査研究のアンケート結果等をもとに解説。 また、平成 29 年度に開始された「社会的養護自立支援事業」の事業概要および実施状況についてもあわせて説明。
II 18 歳到達後の者の自立支援のためのアセスメントについて	実際に自立支援に向けたアセスメントを行うにあたり、支援者が抑えておくべき「自立」の考え方・観点について解説。 また、特に 18 歳到達後の者を支援する際に重要なポイントとして「本人の意思を尊重した計画作成」「障害の有無・種別等や被虐待経験に配慮した課題・支援方策の検討」「支援関係者の役割分担」「対象の青年の地域移動」「妊娠、出産による生活の変動」「進路に関する支援」の 6 点を挙げ、それぞれの内容を説明。
III 継続支援計画の策定について	アセスメントの結果等を踏まえた継続支援計画（社会的養護自立支援事業に位置づけられるもの）の策定について、具体的なフロー図や作成の各段階における留意点等を解説。 また、第 3 部では適切かつ効率的な計画策定に資するツールとして、子ども家庭総合評価票や総括一覧シート、継続支援計画の様式例を提示。

3. ガイドラインの内容

別冊 1 のとおり。

IV. 子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドラインの作成

1. 子ども自立支援計画ガイドラインからの更新

前項「Ⅲ」で述べた「18歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン」の検討・作成経過の中で、概ね18歳未満の子どもおよび青年を対象とした自立支援計画策定のためのガイドラインである「子ども自立支援計画ガイドライン 更新版」（平成29年3月）についても、必要に応じ所要の見直しを行った。

上記の「18歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン」、および修正後の「子ども自立支援計画ガイドライン 更新版」をあわせた冊子を「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」としてとりまとめた。その内容は別冊2のとおりである。

18歳到達後の者への自立支援に関する情報をピンポイントで把握したい際は「18歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン」を参照し、18歳到達後の者を含む多様な年代の自立支援計画、継続支援計画の策定方法等を知りたい場合には「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」を活用することを想定している。

2. ガイドラインの構成（変更）

「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」は、下記の5部で構成される。

第1部 子どもの実態把握・評価（アセスメント）とケアプラン（自立支援計画）の基本	ケアプラン（自立支援計画）策定における考え方や現状等、アセスメントとケアプラン（自立支援計画）における基本的事項について解説。
第2部 子どもの養育・支援と家庭復帰支援（親子関再構築支援）のためのアセスメント	アセスメントにおける具体的な考え方や、子ども家庭総合評価票の構成・内容等について解説。
第3部 子どもの養育・支援および家庭復帰支援（親子関係再構築支援）のためのケアプラン（自立支援計画）	アセスメントからケアプラン（自立支援計画）策定に至るまでの各段階における留意点等について解説。
第4部 若者の自立支援のための継続支援計画	18歳到達後の者への自立支援に関する基本的事項や、社会的養護自立支援事業、継続支援計画の策定における留意点等を解説。
第5部 子ども家庭総合評価票によるアセスメント及びケアプラン（自立支援計画）・継続支援計画策定等の実際	計画作成時の記入上の注意など、具体的な計画策定の手法、留意点等について解説。

本ガイドラインの内容は、基本的に「子ども自立支援計画ガイドライン 更新版」を踏まえた構成としているが、主な変更点は下記のとおりである。

- ・「18歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン」の記載内容を盛り込み、18歳到達後の者への支援においても活用できるよう変更
- ・年齢版ごとに「養護・虐待・育成相談版」と「障害・保健相談版」の2つに分かれていた従来

- のガイドラインの構成を変更し、1つの版に統合
- ・法律や制度および政策の変遷、また社会的情勢の変化等を踏まえ、記載内容を全般的に更新

3. 電子版ツールの目的、活用方法

(1) 目的

「子ども・若者ケアプラン（自立支援計画）ガイドライン」に含まれる子ども家庭総合評価票は、紙面上で活用できるよう作成したものであるが、この総合評価票には多岐に渡る設問が含まれており、記入内容の記録・保存や総括一覧シートの作成には相応の事務作業が生じる。

本調査研究ではこうした総合評価票の入力、記入内容の保存・閲覧や総括一覧シートの作成をパソコン上で効率的に行えるようにすることを目的として、子ども家庭総合評価票および総括一覧シートの電子版ツールを作成した。

(2) 電子版ツールの構成

電子版ツールは、基本的に子ども家庭総合評価票および総括一覧シート等の内容を電子化したものであり、主に下記の内容で構成される。

・乳児期版～青年後期版の6つの版ごとの「基本情報」シート	対象の子ども・青年の氏名、性別や同居家族、養育者、主たる問題などの基本情報を記載し、印刷時に A4 で 2 枚程度の見やすいシートとなるようにする。
・乳児期版～青年後期版の6つの版ごとの「子ども家庭総合評価票」	6つの版ごとの子ども家庭総合評価票の内容を電子化し、項目ごとのラジオボタンをクリックしたり、直接文言等を記入することで、紙面の総合評価票と同様の情報を入力・記入できる。 電子版ツールの項目は、パソコン上での操作・閲覧を考慮して体裁等の一部変更しているが、設問内容は原則紙面ベースの総合評価票と同内容である。
・乳児期版～青年後期版の6つの版ごとの「総括一覧シート」	子ども家庭総合評価票の記入内容をもとに、対象の子ども・青年が有する可能性のある課題を把握するための「総括一覧シート」を作成する。 子ども家庭総合評価票の入力が済めば自動的に総括一覧シートも完成する仕組みとなっており、総括一覧シートへの転載等の作業を省き、効率的に課題の洗い出しや確認・検討を行うことが可能である。

(3) その他、当電子版ツールの特徴

【パソコンの種類等に影響されないツールの作成】

- 一般的に、パソコン上で動くソフトは、用いられるパソコンの種類、性能（OSの種類やバージョン、ビット数等）により大きく影響を受け、これまで使えていたソフトが OS のバージョンが変わったことで使えなくなった、ということも多々みられるが、上記の問題は支援者の日常業務に支障を及ぼし、対象の子ども・青年の支援にも影響しうる大きな問題となる。
- このような問題を避けるため、当電子版ツールはまずパソコン内に仮想環境を用意し、その環境内でツールを操作する方式をとることとした。具体的には、仮想環境を用意できる無償配布のソフト

を用いているが、これにより将来的にパソコンの種類や構成が変わったとしても、継続的に当ツールを使い続けられる可能性が高まるものと考えられる。

【インポート機能、エクスポート機能】

- 1つのパソコンに入力した子ども・青年の情報は、簡易な操作で他のパソコンでも見られるように情報を書き出すこと（エクスポート）や、他のパソコンから書き出された情報を取り込む（インポート）ことが可能である。

【電子版ツールの利用希望者への配付について】

- 電子版ツールは CD-R に格納し、希望者に郵送等の形で配付することとし、配付の依頼先は別途定め、みずほ情報総研ホームページ上等で公表する予定。

参考資料

0歳から18歳到達後の者に対する自立支援に関する調査研究 アンケート調査票

- ①児童養護施設票
- ②自立援助ホーム票
- ③里親会票
- ④都道府県等票

参考資料
(本調査で用いた各調査票)

平成 29 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

0歳から18歳到達後の者に対する自立支援に関する調査研究

アンケート調査票 (児童養護施設票)

調査ご協力をお願い

児童養護施設 施設長 各位

謹啓 時下、皆様方におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

弊社では、厚生労働省より補助金を受け、平成 29 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「社会的養護対象の 0 歳児～18 歳到達後で引き継ぎ支援を受けようとする者に対する効果的な自立支援を提供するための調査研究」(以下「本調査」)を実施しております。

本調査は、今般の改正児童福祉法により事業化された「社会的養護自立支援事業」における支援コーナーネーターなど、18 歳以上の対象者の支援にあたる専門職の確かつ円滑にアクセスメントを行えるよう、18 歳以上の者の課題を具体的に把握するとともに、これらの者に対する継続支援計画を策定するためのガイドラインを作成し、18 歳到達以降における継続的な支援を実現することを目的としています。

この度、本調査の一環として、社会的養護対象の 18 歳到達後の方が有する課題や支援内容、支援の現状等を把握するためのアンケート調査を実施することとなりました。本調査結果はデータとしてとりまとめの上、公表いたしますが、公表に際しては施設名を付しての公表はいたしません。

ご多用の折誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

【回答方法】

■本調査票における「18 歳到達後」(18 歳以上)の方は、**2017 年 4 月 1 日現在において 18 歳以上である方**としてご回答下さい。

■本調査票は、**貴施設の施設長、または施設長が指定された方**にご記入をお願いいたします。

■特に指定のない限り、**2017 年 4 月 1 日**現在の情報をご記入ください。

■調査票は、同封の返信用封筒にて、**2017 年 11 月 28 日(火)**までにご返信をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

「0 歳から 18 歳到達後の者に対する自立支援に関する調査研究」ヘルプデスク

TEL : 0120-133-181 [平日 10:00~12:00、13:00~17:00]

FAX : 03-5281-5443 (24 時間受付)

社会的養護自立支援事業、および支援コーナーの詳細につきましては、別添「社会的養護自立支援事業等の実施について」(平成 29 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 10 号)、および「社会的養護自立支援事業等」をご参照ください。

I 貴施設の概要について、お伺いします。

1. 貴施設の概要をご記入ください。

市区町村	施設名 (本体施設)		
	1. 都道府県	2. 市区町村	3. 社会福祉法人
設置主体 (番号 1 つに○)	4. 財団法人	5. その他 ()	
運営主体 (番号 1 つに○)	1. 都道府県	2. 市区町村	3. 社会福祉法人
	4. 財団法人	5. その他 ()	
開設年月	(西暦) 年 月		
併設施設の種類 (番号 1 つに○)*1	1. 乳児院	2. 児童家庭支援センター	3. 保育所
	4. 障害児入所施設 (福祉型)	5. 障害児入所施設 (医療型)	6. 学童保育
	7. 老人福祉施設	8. 自立援助ホーム	
	9. その他 ()		
	※1 同一敷地内にある施設のみご記入ください。		

2. 貴施設の定員数等をご記入ください。(2017 年 4 月 1 日現在)

施設の総定員数	定員数	人	暫定定員数	人
	3 歳未満	人	3 歳～就学前	人
施設の在籍児童数	小学生	人	中学生	人
	中学卒業～18 歳未満	人	18 歳以上	人

3. 貴施設の職員数*2をご記入ください。(2017 年 4 月 1 日現在)

全職員数*2	人		
(職種別)*3	常勤	非常勤	
	保育士	人	人
	児童指導員	人	人
	個別対応職員	人	人
	職業指導員	人	人
		人	人

*2 職員には、雇用契約のある嘱託職員・アルバイト職員等を含みます。(ボランティア等は含みません)

*3 1 人が 2 種以上の職種を兼ねる場合は、その全ての職種で人数をカウントしてください。

(例：管理職と保育士を 1 人が兼ねる場合、「施設長以外の管理職」と「保育士」のそれぞれで 1 人をカウント)

II 貴施設に入所している（入所していた）18歳到達後の方の状況について伺います。

1. 貴施設に入所している18歳到達後（18歳以上）の方から5人を選び、その方の状況を下記にご記入ください。（2017年4月1日現在）

※対象者が5人以上いる場合は、対象者から任意に5人をお選びください。お選びいただくにあたっての条件等はありません。

※18歳以上の入所者がいない場合は、下欄は記入せず、次のページにお進みください。

項目名	年齢	性別	入所期間	措置延長の理由	就学等の状況	障害の有無	被虐待経験の有無	退所予定の有無（退所年月が決まっているか）	退所後の進路（決定しているものを記入）	支援コーディネーターによる関与・支援の有無	対象者の現在の課題	対象者に実施した自立支援（アフターケア）	
												左記のうち最も大きな課題	対象者に実施した自立支援（アフターケア）
記入方法	年齢を記入	○を記入	通算の年月を記入	下記参照	1.高校 2.専門学校 3.大学 4.他の学校 5.就労中 6.求職中 7.無職 8.その他	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害 4.発達障害 5.なし	○を記入	○を記入	1.進学 2.就職 3.未定	○を記入	下記参照（複数回答可）	下記参照（1つだけ記入）	下記参照（複数回答可）
（記入例）	19歳	男・女	10年 6月	1	2	4	有（無）	有・無	3	有（無）	1, 2, 3	1	1, 3
Aさん	歳	男・女	年 月				有・無	有・無		有・無			
Bさん	歳	男・女	年 月				有・無	有・無		有・無			
Cさん	歳	男・女	年 月				有・無	有・無		有・無			
Dさん	歳	男・女	年 月				有・無	有・無		有・無			
Eさん	歳	男・女	年 月				有・無	有・無		有・無			

措置延長の理由としてあてはまる番号をご記入ください。（複数回答可）

1. 大学等や専門学校等に進学したが継続的な養育が必要
2. 就職又は福祉的就労をしたが継続的な養育が必要
3. 障害や疾病等のため進学や就職が決まらず、継続的な養育が必要
4. 家族との関係に課題があり家庭復帰が困難
5. その他

「対象者の課題」としてあてはまる番号をご記入ください。（課題が無い場合は空欄）

1. 本人が希望しても進学するための条件が整わない
2. 本人に合った就職先が確保できない
3. 基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない
4. 住居または家財道具等の確保が困難
5. 本人の自立に関する不安等が大きい
6. 本人の自立の意向が小さい
7. 障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要
8. 退所後の生活費が確保できない
9. 疾患・体調管理面の配慮が必要
10. 充実した余暇が過ごせていない
11. 職場や大学等で良好な人間関係を作れない
12. プライベートでの友人関係が希薄
13. 友人・グループとの交流関係によるトラブルがある
14. 自分の生い立ちに関する悩みがある
15. 恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある
16. 妊娠に関する課題がある
17. 家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている
18. 実親等との関係に悩みがある
19. その他

実施した自立支援（アフターケア）としてあてはまる番号をご記入ください。（複数回答可。課題が無い場合は空欄）

1. 進学に関する支援
2. 就職に関する支援
3. 住居確保に関する支援
4. 基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援
5. 本人の自立に関する不安等、心理面への支援
6. 関係機関との連携体制の構築
7. 良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援
8. 利用可能性のある行政サービスの広達
9. 口座や身分証等、生活上必要なツールの確保
10. その他
11. 特に行っていない

2. 貴施設を退所した、18歳以上30歳未満の方から、男女別に各3人を選び、その方の状況を下記にご記入ください。（2017年4月1日現在）

※対象となる6人は、任意にお選びください。お選びいただくにあたっての条件等はありません。

※退所時点で18歳未満であっても、現在18歳以上の方であれば対象とお考えください。

項目名	年齢	入所期間	退所時期	就学等の状況	障害の有無	被虐待経験の有無	退所後の進路（決定しているものを記入）	支援コーディネーターによる関与・支援の有無	対象者の退所後に生じた課題	対象者に実施した自立支援（アフターケア）	
										左記のうち最も大きな課題	対象者に実施した自立支援（アフターケア）
記入方法	年齢を記入	貴施設に入所していた通算の年月を記入	退所した年月を記入（和暦）	1.高校 2.専門学校 3.大学 4.他の学校 5.就労中 6.求職中 7.無職 8.その他	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害 4.発達障害 5.なし	○を記入	○を記入	○を記入	下記参照（複数回答可）	下記参照（1つだけ記入）	下記参照（複数回答可）
（記入例）	22歳	12年 6月	26年 3月	2	5	有（無）	有・無	有（無）	1, 2, 3	1	1, 3
男性	Aさん	歳	年 月	年 月		有・無	有・無	有・無			
	Bさん	歳	年 月	年 月		有・無	有・無	有・無			
	Cさん	歳	年 月	年 月		有・無	有・無	有・無			
女性	Dさん	歳	年 月	年 月		有・無	有・無	有・無			
	Eさん	歳	年 月	年 月		有・無	有・無	有・無			
	Fさん	歳	年 月	年 月		有・無	有・無	有・無			

「対象者の課題」としてあてはまる番号をご記入ください。（課題が無い場合は空欄）

1. 学校等を退学した
2. 離職により無職となった
3. 基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない
4. 定まった居住場所がなくなった
5. 生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった
6. 貴施設や役所等、関係機関が連絡をとれなくなった
7. 障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要
8. 経済的に困窮状態となった
9. 職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった
10. 友人等がおらず孤立してしまった
11. 友人・グループとの交流関係によるトラブルがある
12. 自分の生い立ちに関する悩みがある
13. 恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある
14. 妊娠に関する課題がある
15. 充実した余暇が過ごせていない
16. 実親等との関係に悩みがある
17. 家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている
18. その他
19. 把握していない

実施した自立支援（アフターケア）としてあてはまる番号をご記入ください。（複数回答可。課題が無い場合は空欄）

1. 進学に関する支援
2. 就職に関する支援
3. 住居確保に関する支援
4. 基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援
5. 本人の自立に関する不安等、心理面への支援
6. 関係機関との連携体制の構築
7. 良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援
8. 利用可能性のある行政サービスの広達
9. 口座や身分証等、生活上必要なツールの確保
10. その他
11. 特に行っていない

Ⅱ 18歳以上の方への支援について伺います。

(1) 貴施設では、入所中の18歳以上の方、および貴施設を退所した18歳以上の方に対して、施設全体としてどのような自立支援(プログラム等)を行っていますか。あてはまる欄に○をつけてください。(〇はいくつでも。I-1、I-2の表の対象者以外に行った支援も含め、ご回答ください)

	①入所中の方へ行っている支援	②退所した方へ行っている支援
1. 進学に関する支援		
2. 就職に関する支援		
3. 住居確保に関する支援		
4. 基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援		
5. 本人の自立に関する不安等、心理面への支援		
6. 関係機関との連携体制の構築		
7. 良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援		
8. 利用可能性がある行政サービスの広達		
9. 口座や身分証等、生活上必要なツールの確保		
10. その他()		
11. 特に行っていない		

(2) (1)で「1」～「10」のいずれかにも回答した場合は、お伺いします。(1)の支援はどのような職員等が行っていますか。(〇はいくつでも)

1. 当該児童を受け持つ担当職員	2. 自立支援等に関する専門的職員(職業指導員等)
3. 「1」「2」以外の施設職員	4. 施設外の専門職員
5. 特に定まっていない	6. その他()

(3) 貴施設で行っている18歳到達後の方の支援にあたり生じた、施設運営や職員等に関する課題・問題点についてお答えください。(〇はいくつでも)

1. 自立支援を担当する職員によって支援の内容に差が生じる(担当職員の力量に左右される)
2. 職員の長時間労働が生じやすくなる
3. 職員の労働時間や業務量に差が生じ、職員に不公平感が生じる
4. 自立支援への知能により、職員が精神的に疲弊する
5. 関係機関との連携が十分にできず、十分な支援が行えない
6. 自立支援に関する職員が専門的知識を得るための仕組み・研修などができていない
7. 支援をどの程度まで行うべきか、施設職員間の共通理解が図られていない
8. その他()

(4) 貴施設では、18歳到達後の方の退所にあたり、継続支援計画(社会的養護自立支援事業に位置付けられているものを指す)を作成していますか。(都道府県、指定都市、児童相談所設置市に設置される支援コーディネーターが作成する場合を含む)(〇は1つ)

1. 全退所者について計画を作成している
2. 一部の退所者について計画を作成している
3. 作成していない
4. わからない

(5) (4)で「1」「2」と回答した場合、伺います。継続支援計画の作成にあたり、関係者および関係機関との連携・相談はどのように行っていますか。(〇はいくつでも)

1. 関係者(児童相談所職員、支援コーディネーター等)の会議を開催し、計画内容を検討している
2. 対象者本人の意見を直接確認した上で、計画内容を検討している
3. 既存の対象者の自立支援計画との一貫性を考慮している
4. 既存のガイドライン、手引き等を活用して計画内容を検討している(具体的なガイドライン等の名称:)

(6) (4)で「1」「2」と回答した場合、伺います。継続支援計画に主に含まれる項目、および継続支援計画に含めるべきと考える項目について、あてはまる欄に○をつけてください。(〇はいくつでも)

	①主に含まれる項目	②含めるべき項目
1. 社会的自立に向けた支援上の課題		
2. 課題解決のための支援目標		
3. 居住に関する具体的な支援内容・方法		
4. 生活費の支給の必要性・方法		
5. 生活相談および進路(進学・就労)相談の実施の方法		
6. その他「2」の支援目標を達成するための方法		

Ⅳ 貴施設における、社会的養護自立支援事業への関与について伺います。

(1) 平成29年度から事業化された「社会的養護自立支援事業」(厚労発0331第10号(平成29年3月31日)参照)について伺います。

- ①社会的養護自立支援事業の内容をどの程度ご存じでしたか。(〇は1つ)
1. 都道府県等から事業委託を受け実施している
 2. 委託は受けていないが事業内容は知っている
 3. 事業内容はよく知らないが名前は知っている
 4. 事業名称を聞いたことがない
- ②社会的養護自立支援事業における「支援コーディネーター」について、活動内容をどの程度ご存じでしたか。(〇は1つ)
1. 都道府県等から事業委託を受け実施している
 2. 委託は受けていないが事業内容は知っている
 3. 事業内容はよく知らないが名前は知っている
 4. 名称を聞いたことがない

(2) (1)②で、「1」と回答した場合、お伺いします。支援コーディネーターを担っている貴施設職員の概況、業務内容等についてご記入ください。

①職種※1	②経験年数※2	年
②業務の有無	1. 他業務と業務で実施	2. 支援コーディネーター専従
③業務内容(〇はいくつでも)	1. 指圖解除後の継続支援計画の作成	2. 支援担当者による会議の開催・運営
	3. 居住に関する支援	4. 生活費の支給に関する支援
	5. 生活相談の実施	6. 進路(進学・就労)相談の実施
	7. その他()	
④継続支援計画に記載する主な内容(〇はいくつでも)	1. 自立支援上の課題	2. 課題解決のための支援目標
	3. 居住支援に関する具体的内容	4. 生活費支給に関する具体的内容
	5. 生活相談に関する具体的内容	6. 進路(進学・就労)相談に関する具体的内容
	7. その他()	8. 計画は作成していない

⑥ 支援コーディネーターの活動による効果 (○はいくつでも)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 退所後に必要な支援内容・方法が明確になった 2. 退所後に本人がどう生活するのかが明確になった 3. 関係機関との連携が強化された 4. 居住確保を円滑に支援できた 5. 生活費の確保が円滑に行えた 6. 退所が困難だった対象者を退所・自立に結び付けられた 7. その他 ()
--------------------------------	--

※1 児童指導員、家庭支援専門相談員等

※2 支援コーディネーター以外の社会的福祉経験年数を含む

(3) 貴施設では、18歳到達後の方の自立支援にあたり、都道府県等や他施設などに置かれている外部の支援コーディネーターと連携していますか。(○はいくつ)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 概ね8割以上のケースで、支援コーディネーターと連携している 2. 概ね半数以上のケースで、支援コーディネーターと連携している 3. 連携しているケースはあるが、概ね半数以下である 4. ほとんど連携していない 5. 都道府県等に支援コーディネーターが設置されていない
--	--

(4) (3) で「1」「2」と回答した場合、お伺いします。貴施設が連携している支援コーディネーターの業務内容等について、あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 措置解除後の継続支援計画の作成 2. 支援担当者による会議の開催・運営 3. 居住に関する支援 4. 生活費の支給に関する支援 5. 生活相談の実施 6. 進路(進学・就労)相談の実施 7. その他 () 8. 分からない
② 継続支援計画に記載する主な内容 (○はいくつでも)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自立支援上の課題 2. 課題解決のための支援目標 3. 居住支援に関する具体的内容 4. 生活費支給に関する具体的内容 5. 生活相談に関する具体的内容 6. 進路(進学・就労)相談に関する具体的内容 7. その他 () 8. 計画は作成していない
③ 支援コーディネーターとの連携による効果 (○はいくつでも)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 退所後に必要な支援内容・方法が明確になった 2. 退所後に本人がどう生活するのかが明確になった 3. 関係機関との連携が強化された 4. 居住確保を円滑に支援できた 5. 生活費の確保が円滑に行えた 6. 退所が困難だった対象者を退所・自立に結び付けられた 7. その他 ()

(5) 18歳以上の方の自立支援にあたり、支援コーディネーターに今後期待する役割があればご記入ください。	
--	--

(6) その他、18歳到達後の方の自立支援に関するご意見について、ご記入ください。	
---	--

設問は以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

→ 同封の返信用封筒にて、2017年11月28日(火)までに事務局までご返送をお願いいたします。

〇歳から 18 歳到達後の者に対する自立支援に関する調査研究

アンケート調査票（自立援助ホーム票）

調査ご協力をお願いします

自立援助ホーム 施設長 各位

謹啓 時下、皆様方におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

弊社では、厚生労働省より補助金を受け、平成 29 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「社会的養護対象の〇歳児～18 歳到達後で引き続き支援を受けようとする者に対する効果的な自立支援を提供するための調査研究」（以下「本調査」）を実施しております。

本調査は、今後の改正児童福祉法により事業化された「社会的養護自立支援事業」における支援センターなど、18 歳以上の対象者の支援にあたる専門職的役割の確かつ円滑にアセスメントを行えるよう、18 歳以上の者の課題を具体的に把握するとともに、これらの者に対する継続支援計画を策定するためのガイドラインを作成し、18 歳到達以降における継続的な支援を実現することを目的としていきます。

この度、本調査の一環として、社会的養護対象の 18 歳到達後の方が有する課題や支援内容、支援の現状等を把握するためのアンケート調査を実施することとなりました。本調査結果はデータとしてとりまとめの上、公表いたしますが、公表に際しては施設名を付しての公表はいたしません。

ご多用の折誠に恐縮ですが、本調査の趣意をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

【回答方法】

■本調査票における「18 歳到達後」（18 歳以上）の方は、**2017 年 4 月 1 日現在において 18 歳以上である方**としてご回答下さい。

■本調査票は、**貴施設の施設長、または施設長が指定された方**にご記入をお願いいたします。

■特に指定のない限り、**2017 年 4 月 1 日**現在の情報をご記入ください。

■調査票は、同封の返信用封筒にて、**2017 年 11 月 28 日（火）**までにご返信をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

「〇歳から 18 歳到達後の者に対する自立支援に関する調査研究」ヘルプデスク

TEL：0120-133-181 [平日 10:00～12:00、13:00～17:00]

FAX：03-5281-5443（24時間受付）

社会的養護自立支援事業、および支援センターの詳細につきましては、
別添「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 10 号）、
および「社会的養護自立支援事業等」をご参照ください。

I 貴施設の概要について、お問い合わせ。

1. 貴施設の概要をご記入ください。

市区町村	施設名（本体施設）	
設置主体 (番号 1 つに○)	1. 都道府県・市区町村 4. 一般社団法人	2. 社会福祉法人 5. 任意団体 6. その他（ ）
運営主体 (番号 1 つに○)	1. 都道府県・市区町村 4. 一般社団法人	2. 社会福祉法人 5. 任意団体 6. その他（ ）
開設年月		(西暦) 年 月
併設施設の種類 (番号 1 つに○)*1	1. 児童養護施設 4. 保育所 7. 学童保育 9. その他（ ）	2. 乳児院 5. 障害児入所施設（福祉型） 6. 障害児入所施設（医療型） 8. 老人福祉施設

*1 同一敷地内にある施設のみご記入ください。

2. 貴施設の定員数等をご記入ください。（2017 年 4 月 1 日現在）

施設の総定員数	定員数	人	暫定定員数	人
施設の在籍児童数	中学卒業～18 歳未満	人	18 歳以上	人

3. 貴施設の職員数*2をご記入ください。（2017 年 4 月 1 日現在）

全職員数*2	人
--------	---

職種別 職員数 (要人数) *3	職種	
	常勤	非常勤
指導員（児童指導員有資格者）	人	人
指導員（保育士有資格者）	人	人
児童指導員・保育士以外の指導員	人	人
心理療法担当職員	人	人
職業指導員	人	人

*2 職員には、雇用契約のある嘱任職員・アルバイト職員等を含みます。（ボランティア等は含みません）

*3 1 人が 2 種以上の職種を兼ねる場合は、その全ての職種で人数をカウントしてください。

（例：補助員と職業指導担当職員を 1 人が兼ねる場合、「補助員」と「職業指導担当職員」のそれぞれ 1 人をカウント）

II 貴施設に入所している（入所していた）18歳到達後の方の状況について伺います。

1. 貴施設に入所している18歳到達後（18歳以上）の方から5人を選び、その方の状況を下記にご記入ください。（2017年4月1日現在）

※対象者が5人以上いる場合は、対象者から任意に5人をお選びください。お選びいただくにあたっての条件等はありません。

項目名	年齢	性別	入所期間	措置延長の理由	就学等の状況	入所前の居住場所	障害の有無	被虐待経験の有無	退所予定の有無（退所年月が決まっているか）	退所後の進路（決定しているものを記入）	支援コーディネーターによる関与・支援の有無	現在の課題	対象者の課題		対象者に実施した自立支援（アフターケア）
													最も大きな課題	左記のうち	
記入方法	年齢を記入	○を記入	通算の年月を記入	下記参照	1.高校 2.専門学校 3.大学 4.他の学校 5.就労中 6.求職中 7.無職 8.その他	1.実親・親族家庭 2.里親家庭 3.一人暮らし 4.児童養護施設 5.児童心理治療施設 6.児童自立支援施設 7.その他	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害 4.発達障害 5.なし	○を記入	○を記入	1.進学 2.就職 3.未定	○を記入	下記参照（複数回答可）	下記参照（1つだけ記入）	下記参照（複数回答可）	
（記入例）	19歳	男・女	10年 6月	1	2	4	4	有・無	有・無	3	有・無	1,2,3	1	1,3	
Aさん	歳	男・女	年 月					有・無	有・無		有・無				
Bさん	歳	男・女	年 月					有・無	有・無		有・無				
Cさん	歳	男・女	年 月					有・無	有・無		有・無				
Dさん	歳	男・女	年 月					有・無	有・無		有・無				
Eさん	歳	男・女	年 月					有・無	有・無		有・無				

措置延長の理由としてあてはまる番号をご記入ください。（複数回答可）

1. 大学等や専門学校等に進学したが継続的な養育が必要
2. 就職又は福祉的就労をしたが継続的な養育が必要
3. 障害や疾病等のため進学や就職が決まらず、継続的な養育が必要
4. 家族との関係に課題があり家庭復帰が困難
5. その他

「対象者の課題」としてあてはまる番号をご記入ください。（課題が無い場合は空欄）

1. 本人が希望しても進学するための条件が整わない
2. 本人に合った就職先が確保できない
3. 基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない
4. 住居または家財道具等の確保が困難
5. 本人の自立に関する不安等が大きい
6. 本人の自立の意向が小さい
7. 障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要
8. 退所後の生活費が確保できない
9. 疾患・体調管理面の配慮が必要
10. 充実した余暇が過ごせていない
11. 職場や大学等で良好な人間関係を作れない
12. プライベートでの友人関係が希薄
13. 友人・グループとの交流関係によるトラブルがある
14. 自分の生き立ちに関する悩みがある
15. 恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある
16. 妊娠に関する課題がある
17. 家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている
18. 実親等との関係に悩みがある
19. その他

実施した自立支援（アフターケア）としてあてはまる番号をご記入ください。（複数回答可。課題が無い場合は空欄）

1. 進学に関する支援
2. 就職に関する支援
3. 住居確保に関する支援
4. 基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援
5. 本人の自立に関する不安等、心理面への支援
6. 関係機関との連携体制の構築
7. 良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援
8. 利用可能性のある行政サービスの伝達
9. 口座や身分証等、生活上必要なツールの確保
10. その他
11. 特に行っていない

2. 貴施設を退所した、18歳以上30歳未満の方から、男女別に各3人を選び、その方の状況を下記にご記入ください。（2017年4月1日現在）

※対象となる6人は、任意にお選びください。お選びいただくにあたっての条件等はありません。

項目名	年齢	入所期間	退所時期	就学等の状況	障害の有無	被虐待経験の有無	退所後の進路（支援コーディネーターによる関与・支援の有無）	退所後の課題	対象者の課題		対象者に実施した自立支援（アフターケア）
									最も大きな課題	左記のうち	
記入方法	年齢を記入	貴施設に入所していた通算の年月を記入	退所した年月を記入（和暦）	1.高校 2.専門学校 3.大学 4.他の学校 5.就労中 6.求職中 7.無職 8.その他	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害 4.発達障害 5.なし	○を記入	○を記入	下記参照（複数回答可）	下記参照（1つだけ記入）	下記参照（複数回答可）	
（記入例）	22歳	12年 6月	26年 3月	2	5	有・無	有・無	1,2,3	1	1,3	
男性	Aさん	歳	年 月	年 月							
	Bさん	歳	年 月	年 月							
	Cさん	歳	年 月	年 月							
女性	Dさん	歳	年 月	年 月							
	Eさん	歳	年 月	年 月							
	Fさん	歳	年 月	年 月							

「対象者の課題」としてあてはまる番号をご記入ください。（課題が無い場合は空欄）

1. 学校等を退学した
2. 離職により無職となった
3. 基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない
4. 定まった居住場所がなくなった
5. 生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった
6. 貴施設や役所等、関係機関が連絡をとれなくなった
7. 障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要
8. 経済的に困窮状態となった
9. 職場や大学等で良好な人間関係を作れなかった
10. 友人等がおらず孤立してしまった
11. 友人・グループとの交流関係によるトラブルがある
12. 自分の生き立ちに関する悩みがある
13. 恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある
14. 妊娠に関する課題がある
15. 充実した余暇が過ごせていない
16. 実親等との関係に悩みがある
17. 家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている
18. その他
19. 把握していない

実施した自立支援（アフターケア）としてあてはまる番号をご記入ください。（課題が無い場合は空欄）

1. 進学に関する支援
2. 就職に関する支援
3. 住居確保に関する支援
4. 基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援
5. 本人の自立に関する不安等、心理面への支援
6. 関係機関との連携体制の構築
7. 良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援
8. 利用可能性のある行政サービスの伝達
9. 口座や身分証等、生活上必要なツールの確保
10. その他
11. 特に行っていない

Ⅱ 18歳到達後の方への支援について伺います。

(1) 貴施設では、入所中の18歳以上の方、および貴施設を退所した18歳以上の方に対して、施設全体としてどのような自立支援(プログラム等)を行っていますか。あてはまる欄に○をつけてください。(〇はいくつでも。I-1、I-2の表の対象者以外に行った支援も含め、ご回答ください)

①入所中の方へ行っている支援	②退所した方へ行っている支援
1. 進学に関する支援	
2. 就職に関する支援	
3. 住居確保に関する支援	
4. 基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援	
5. 本人の自立に関する不安等、心理面への支援	
6. 関係機関との連携体制の構築	
7. 良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援	
8. 利用可能性がある行政サービスの広達	
9. 口座や身分証等、生活上必要なツールの確保	
10. その他()	
11. 特に行っていない	

(2) (1)で「1」～「10」のいずれかに回答した場合、お伺いします。(1)の支援はどのような職員等が行っていますか。(〇はいくつでも)

1. 当該児童を受け持つ担当職員	2. 自立支援等に関する専門の職員(職業指導員等)
3. 「1」「2」以外の施設職員	4. 施設外の専門職員
5. 特に定まっていない	6. その他()

(3) 貴施設で行っている18歳到達後の方の支援にあたり生じた、施設運営や職員等に関する課題・問題点についてお答えください。(〇はいくつでも)

- 自立支援を担当する職員によって支援の内容に差が生じる(担当職員の力量に左右される)
- 職員の長時間労働が生じやすくなる
- 職員の労働時間や業務量に差が生じ、職員に不公平感が生じる
- 自立支援への知見により、職員が精神的に疲弊する
- 関係機関との連携が十分にとれず、十分な支援が行えない
- 自立支援に関する職員が専門的知識を得るための仕組み・研修などができていない
- 支援をどの程度まで行うべきか、施設職員間の共通理解が図られていない
- その他()

(4) 貴施設では、18歳到達後の方の退所にあたり、継続支援計画(社会的養護自立支援事業に位置付けられているものを指す)を作成していますか。(都道府県、指定都市、児童相談所設置市に設置される支援コーナーインターが作成する場合を含む)(〇は1つ)

1. 全退所者について計画を作成している	2. 一部の退所者について計画を作成している
3. 作成していない	4. わからない

(5) (4)で「1」「2」と回答した場合、伺います。継続支援計画の作成にあたり、関係者および関係機関との連携・相談はどのように行っていますか。(〇はいくつでも)

- 関係者(児童相談所職員、支援コーナーインター等)の会議を開催し、計画内容を検討している
- 対象者本人の意見を直接確認した上で、計画内容を検討している
- 既存の対象者の自立支援計画との一貫性を考慮している
- 既存のガイドライン、手引き等を活用して計画内容を検討している(具体的なガイドライン等の名称:)

(6) (4)で「1」「2」と回答した場合、伺います。継続支援計画に主に含まれる項目、および継続支援計画に含めるべきと考える項目について、あてはまる欄に○をつけてください。(〇はいくつでも)

①主に含まれる項目	②含めるべき項目
1. 社会的自立に向けた支援上の課題	
2. 課題解決のための支援目標	
3. 居住に関する具体的な支援内容・方法	
4. 生活費の支給の必要性・方法	
5. 生活相談および進路(進学・就労)相談の実施の方法	
6. その他「2」の支援目標を達成するための方法	

Ⅳ 貴施設における、社会的養護自立支援事業への関与について伺います。

(1) 平成29年度から事業化された「社会的養護自立支援事業」(厚労発0331第10号(平成29年3月31日)参照)について伺います。

①社会的養護自立支援事業の内容をどの程度ご存じでしたか。(〇は1つ)

- 都道府県等から事業委託を受け実施している
- 委託は受けていないが事業内容は知っている
- 事業内容はよく知らないが名前は知っている
- 事業名称を聞いたことがない

②社会的養護自立支援事業における「支援コーナーインター」について、活動内容をどの程度ご存じでしたか。(〇は1つ)

- 都道府県等から事業委託を受け実施している
- 委託は受けていないが事業内容は知っている
- 事業内容はよく知らないが名前は知っている
- 名称を聞いたことがない

(2) (1)②で、「1」と回答した場合、お伺いします。支援コーナーインターを担っている貴施設職員の概況、業務内容等についてご記入ください。

①職種※1	②経歴年数※2	年
②業務の有無	1. 他業務と業務で実施	2. 支援コーナーインター専従
③業務内容(〇はいくつでも)	1. 指圖解除後の継続支援計画の作成	2. 支援担当者による会議の開催・運営
	3. 居住に関する支援	4. 生活費の支給に関する支援
	5. 生活相談の実施	6. 進路(進学・就労)相談の実施
	7. その他()	
④継続支援計画に記載する主な内容(〇はいくつでも)	1. 自立支援上の課題	2. 課題解決のための支援目標
	3. 居住支援に関する具体的内容	4. 生活費支給に関する具体的内容
	5. 生活相談に関する具体的内容	6. 進路(進学・就労)相談に関する具体的内容
	7. その他()	8. 計画は作成していない

⑥ 支援コーディネーターの活動による効果 (○はいくつでも)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 退所後に必要な支援内容・方法が明確になった 2. 退所後に本人がどう生活するのかが明確になった 3. 関係機関との連携が強化された 4. 居住確保を円滑に支援できた 5. 生活費の確保が円滑に行えた 6. 退所が困難だった対象者を退所・自立に結び付けられた 7. その他 ()
--------------------------------	--

※1 児童指導員、家庭支援専門相談員等

※2 支援コーディネーター以外の社会的福祉経験年数を含む

(3) 貴施設では、18歳到達後の方の自立支援にあたり、都道府県等や他施設などに置かれている外部の支援コーディネーターと連携していますか。(○はいくつ)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 概ね8割以上のケースで、支援コーディネーターと連携している 2. 概ね半数以上のケースで、支援コーディネーターと連携している 3. 連携しているケースはあるが、概ね半数以下である 4. ほとんど連携していない 5. 都道府県等に支援コーディネーターが設置されていない
--	--

(4) (3) で「1」「2」と回答した場合、お伺いします。貴施設が連携している支援コーディネーターの業務内容等について、あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 措置解除後の継続支援計画の作成 2. 支援担当者による会議の開催・運営 3. 居住に関する支援 4. 生活費の支給に関する支援 5. 生活相談の実施 6. 進路(進学・就労)相談の実施 7. その他 () 8. 分からない
② 継続支援計画に記載する主な内容 (○はいくつでも)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自立支援上の課題 2. 課題解決のための支援目標 3. 居住支援に関する具体的内容 4. 生活費支給に関する具体的内容 5. 生活相談に関する具体的内容 6. 進路(進学・就労)相談に関する具体的内容 7. その他 () 8. 計画は作成していない
③ 支援コーディネーターとの連携による効果 (○はいくつでも)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 退所後に必要な支援内容・方法が明確になった 2. 退所後に本人がどう生活するのかが明確になった 3. 関係機関との連携が強化された 4. 居住確保を円滑に支援できた 5. 生活費の確保が円滑に行えた 6. 退所が困難だった対象者を退所・自立に結び付けられた 7. その他 ()

(5) 18歳以上の方の自立支援にあたり、支援コーディネーターに今後期待する役割があればご記入ください。	
--	--

(6) その他、18歳到達後の方の自立支援に関するご意見について、ご記入ください。	
---	--

設問は以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

→ 同封の返信用封筒にて、2017年11月28日(火)までに事務局までご返送をお願いいたします。

0 歳から 18 歳到達後の者に対する自立支援に関する

調査研究

アンケート調査票（里親会票）

調査ご協力をお願い

都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市
里親会 会長 各位

謹啓 時下、皆様方におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

弊社では、厚生労働省より補助金を受け、平成 29 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「社会的養護対象の 0 歳児～18 歳到達後引き継ぎ支援を受けようとする者に対する効果的な自立支援を提供するための調査研究」（以下「本調査」）を実施しております。

本調査は、今後の改正児童福祉法により事業化された「社会的養護自立支援事業」における支援コーナー・ネーターなど、18 歳以上の対象者の支援にあたる専門職的役割かつ円滑にアクセスメントを行えるよう、18 歳以上の者の支援ニーズを具体的に把握するとともに、これらの者に対する継続支援計画を策定するためのガイドラインを作成し、18 歳到達以降における継続的な支援を実現することを目的としています。

この度、本調査の一環として、社会的養護対象の 18 歳到達後の方が有するニーズや支援内容、支援の現状等を把握するためのアンケート調査を実施することとなりました。本調査結果はデータとしてとりまとめの上、公表いたしますが、公表に際しては自治体等名を付したの公表はいたしません。ご多用の折誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

【回答方法】

■本調査票における「18 歳到達後」（18 歳以上）の方は、**2017 年 4 月 1 日現在において 18 歳以上である方**としてご回答下さい。

■特に指定のない限り、貴会の属する都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市（貴会が主な活動範囲としている自治体。本調査では「都道府県等」と称します）についてご回答ください。

■回答は、貴会が里親の方々と接する中で感じる課題、ニーズ、希望等を踏まえ、適切と思われる内容をご記入くださいますよう、お願い致します。

■特に指定のない限り、**2017 年 4 月 1 日**現在の情報をご記入ください。

■調査票は、同封の返信用封筒にて、**2017 年 11 月 28 日（火）**までにご返信をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

「0 歳から 18 歳到達後の者に対する自立支援に関する調査研究」ヘルプデスク

TEL：0120-133-181 [平日 10:00～12:00、13:00～17:00]

FAX：03-5281-5443 (24 時間受付)

社会的養護自立支援事業、および支援コーナーの詳細につきましては、
別添「社会的養護自立支援事業等の実施について」(平成 29 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 10 号)、
および「社会的養護自立支援事業等」をご参照ください。

◆最初に、貴会の属する都道府県等（政令指定都市、児童相談所設置市）の場合は当該市の名称。
それ以外の場合は都道府県の名称）をご記入ください。

都道府県等の名称

I 貴会の属する都道府県等にいる里親への委託児童のうち、18 歳以上の方（措置延長された方）の状況について伺います。

※これ以降の設問は、特に指定のない限り、貴会が主な活動範囲としている自治体についてご記入ください。

1. 里親への委託児童のうち、18 歳以上の方の有する課題等について伺います。

- (1) 里親委託を受けている 18 歳到達後の方が有する課題をお答えください。
(O)はい (X)でも、そのうち、最も大きなニーズと思われるもの 1 つには○をつけてください。
※18 歳到達後の方が複数いる場合は、いずれかの方に該当するものをお答えください。
- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 1. 本人が希望しても進学するための条件が整わない | 2. 本人に合った就職先が確保できない |
| 3. 基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない | 4. 住居または家財道具等の確保が困難 |
| 5. 本人の自立に関する不安等が大きい | 6. 本人の自立の意向が小さい |
| 7. 障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要 | 8. 退所後の生活費が確保できない |
| 9. 疾患・体調管理面の配慮が必要 | 10. 充実した余暇が過ごせていない |
| 11. 職場や大学等で良好な人間関係を作れない | 12. フライベートでの友人関係が希薄 |
| 13. 友人・グループとの交流関係によるトラブルがある | 14. 自分の生い立ちに関する悩みがある |
| 15. 恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある | 16. 妊娠に関する課題がある |
| 17. 家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている | 18. 実親等と良好な関係を築けていない |
| 19. その他 | |

(2) 里親が自立支援を行う際に生じている課題について、あてはまるものに○をつけてください。(O)はい (X)でも

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1. 対象者の課題が大きく、里親で対応しきれない | 2. 里親の自立支援の知識、経験が十分でない |
| 3. 里親に自立支援の理解・認識が十分でない | 4. 関係機関との適切な連携・調整がとれていない |
| 5. 関係機関・専門職からの支援が十分でない | 6. その他 () |
| 7. 特に課題は生じていない | |

(3) 18 歳到達後に里親委託が解除となった方について、解除後に生じたニーズ、課題について、特にあてはまると思われるものに○をつけてください(最大3つまで)。そのうち、最も大きなニーズと思われるものには◎をつけてください(1つ)。

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 1. 学校等を退学した | 2. 離職により無職となった |
| 3. 基本的生活の確立、社会生活スキルが十分でない | 4. 定まった居住場所がなくなつた |
| 5. 生活に支障が出るほど、心理面の不安が強まった | 6. 里親や役所等、関係機関の連絡をどれなくなつた |
| 7. 障害(精神・知的・発達障害等)に配慮が必要 | 8. 経済的に困窮状態となつた |
| 9. 職場や大学等で良好な人間関係を作れなかつた | 10. 友人等があらず孤立してしまつた |
| 11. 友人・グループとの交流関係によるトラブルがある | 12. 自分の生い立ちに関する悩みがある |
| 13. 恋愛関係・配偶者との関係構築に課題がある | 14. 妊娠に関する課題がある |
| 15. 充実した余暇が過ごせていない | 16. 実親等と良好な関係を築けていない |
| 17. 家族・親族の経済的トラブルに巻き込まれている | 18. その他 |
| 19. 把握していない | |

(4) 18 歳以上の方が措置延長された理由として、貴会の属する都道府県等において多くあてはまると思われるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------------------|---------------------------|
| 1. 大学や専門学校等に進学した継続的な養育が必要 | 2. 就職又は福祉的就労をしたが継続的な養育が必要 |
| 3. 障害や疾病等のため進学や就職が決まらず、継続的な養育が必要 | 4. 家族との関係に課題があり家庭復帰が困難 |
| 5. その他(主な理由:) | 6. 把握していない |

Ⅱ 18 歳以上の方に求められる支援等について伺います。

(1) 貴会の属する都道府県等の里親は、委託されている 18 歳以上の方に対し、どのような自立支援を行っているですか。あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 1. 進学に関する支援 | 2. 就職に関する支援 |
| 3. 住居確保に関する支援 | 4. 基本的生活の確立や社会生活スキルの習得支援 |
| 5. 本人の自立に関する不安等、心理面への支援 | 6. 関係機関との連携体制の構築 |
| 7. 良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援 | 8. 利用可能性がある行政サービスの伝達 |
| 9. 口座や身分証等、生活上必要なツールの確保 | 10. その他() |
| 11. 特にっていない | 12. 把握していない |

(2) 貴会の属する都道府県等において、18 歳到達後に里親委託が解除となった方に対し、里親であった方は措置解除後どのような自立支援(プログラム)を行っていますか。(措置解除前に実施したものは含みませんが)あてはまると思われるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 1. 進学に関する支援 | 2. 就職に関する支援 |
| 3. 住居確保に関する支援 | 4. 基本的生活習慣や社会生活スキルの習得支援 |
| 5. 自立に関する不安等、心理面への支援 | 6. 関係機関との連携体制の構築 |
| 7. 良好な人間関係構築のための対人スキル等の習得支援 | 8. 利用可能性がある行政サービスの伝達 |
| 9. 口座や身分証等、生活上必要なツールの確保 | 10. 経済的な支援 |
| 11. その他() | 13. 把握していない |
| 12. 特にっていない | |

(3) (1) (2) の支援にあたっての課題・問題点について、あてはまると思われるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | |
|---|
| 1. 里親によって支援の内容に差が生じる(里親の経験、力量に対象者の自立支援が左右される) |
| 2. 18 歳以上の方の有する課題が大きく、里親による対応が困難 |
| 3. 自立支援に関する里親への啓発・研修等の体制が十分でない |
| 4. 里親の精神的、身体的、経済的負担が大き |
| 5. 里親と関係機関との連携が十分にできず、十分な支援が行えない |
| 6. その他() |

(4) 貴会の属する自治体では、18 歳以上の方の里親委託の解除にあたり、継続支援計画(社会的養護自立支援事業に位置付けられているものを指す)を作成していますか。(都道府県、指定都市、児童相談所設置市に設置される支援コーディネーターが作成する場合を含む)(○は1つ)

- | |
|----------------------------------|
| 1. 措置解除されたすへの方について継続支援計画が作成されている |
| 2. 措置解除された一部の方について継続支援計画が作成されている |
| 3. 作成されていない |
| 4. 把握していない |

(5) (4) で「1」「2」と回答した場合、伺います。継続支援計画の作成にあたり、関係者および関係機関との連携・相談は主にどのように行われていますか。(○はいくつでも)

- | |
|---|
| 1. 関係者(児童相談所職員、支援コーディネーター等)の会議により、計画内容が検討されている |
| 2. 対象者本人の意見を直接確認した上で、計画内容が検討されている |
| 3. 里親の意見を直接確認した上で、計画内容が検討されている |
| 4. 既存の対象者の自立支援計画との一貫性を考慮している |
| 5. 既存のガイドライン、手引き等を活用して計画内容を検討している(具体的なガイドライン等の名称:) |
| 6. 把握していない |

(6) (4) で「1」「2」と回答した場合、伺います。作成した継続支援計画に主に含まれる項目、および継続支援計画に含めるべきと考える項目について、あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)		①主に含まれる項目	②含めるべき項目
1. 社会的自立に向けた支援上の課題			
2. 課題解決のための支援目標			
3. 居住に関する具体的な支援内容・方法			
4. 生活費の支給の必要性・方法			
5. 生活相談および進路(進学・就労)の実施の方法			
6. その他「2」に掲げる支援目標を達成するための方法			

IV 貴会の属する都道府県等における、社会的養護自立支援事業の状況について伺います。

(1) 平成 29 年度から事業化された「社会的養護自立支援事業」(雇児発 0331 第 10 号(平成 29 年 3 月 31 日) 参照) について伺います。	
①社会的養護自立支援事業の内容をどの程度ご存じですか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)	
1. 都道府県等から事業委託を受け実施している	2. 委託は受けていないが事業内容は知っている
3. 事業内容はよく知らないが名前は知っている	4. 事業名称を聞いたことがない
②社会的養護自立支援事業における「支援コーディネーター」について、活動内容をどの程度ご存じですか。あてはまるものに○をつけてください。(○は1つ)	
1. 都道府県等から事業委託を受け実施している	2. 委託は受けていないが事業内容は知っている
3. 事業内容はよく知らないが名前は知っている	4. 事業名称を聞いたことがない

(2) (1) ②で、「1」と回答した場合、お伺いします。支援コーディネーターを担っている方の概況、業務内容等についてご記入ください。		①職種※1	②経歴年数※2	年
②兼務の有無	1. 他業務と兼務で実施	2. 支援コーディネーター専従		
③業務内容(○はいくつでも)	1. 措置解除後の継続支援計画の作成	2. 支援担当者による会議の開催・運営		
	3. 居住に関する支援	4. 生活費の支給に関する支援		
	5. 生活相談の実施	6. 進路(進学・就労)相談の実施		
	7. その他()			
④継続支援計画に記載する主な内容(○はいくつでも)	1. 自立支援上の課題	2. 課題解決のための支援目標		
	3. 居住支援に関する具体的内容	4. 生活費支給に関する具体的内容		
	5. 生活相談に関する具体的内容	6. 進路(進学・就労)相談に関する具体的内容		
	7. その他()	8. 計画は作成していない		

※1 児童指導員、家庭支援専門相談員等

※2 支援コーディネーター以外の社会的養護経歴年数を答へ

⑥支援コーディネーターの活動による効果(○はいくつでも)	1. 退所後に必要な支援内容・方法が明確になった
	2. 退所後に本人がどう生活するのかが明確になった
	3. 関係機関との連携が強化された
	4. 居住確保を円滑に支援できた
	5. 生活費の確保が円滑に行えた
	6. 退所が困難だった対象者を退所・自立に結び付けられた
	7. その他()

(3) 貴会の属する都道府県等では、里親委託されている 18 歳以上の方の自立支援にあたり、里親と都道府県等に設置されている支援コーディネーターが連携していますか。(○は1つ)	
1. 概ね8割以上のケースで、里親と支援コーディネーターが連携している	
2. 概ね半数以上のケースで、里親と支援コーディネーターが連携している	
3. 連携しているケースはあるが、概ね半数以下である	
4. ほとんど連携していない	
5. 都道府県等に支援コーディネーターが設置されていない	
6. 把握していない	

(4) 支援コーディネーターに今後期待する役割について、ご記入ください。	

(5) その他、18 歳到達後の方の自立支援に関するご意見について、ご記入ください。	

設問は以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。
→ 同封の返信用封筒にて、2017 年 11 月 28 日 (火) までに事務局あてご返送をお願いいたします。

平成 29 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

0 歳から 18 歳到達後の者に対する自立支援に関する

調査研究

アンケート調査票（都道府県等票）

調査ご協力のお願い

都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市
児童福祉・社会的養護担当部署 ご担当者様 各位

謹啓 時下、皆様方におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

弊社では、厚生労働省より補助金を受け、平成 29 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「社会的養護対象の 0 歳児～18 歳到達後で引き継ぎ支援を受けようとする者に対する効果的な自立支援を提供するための調査研究」（以下「本調査」）を実施しております。

本調査は、今後の改正児童福祉法により事業化された「社会的養護自立支援事業」における支援コーナーネーターなど、18 歳以上の対象者の支援にあたる専門職の確かつ円滑にアクセスメントを行えるよう、18 歳以上の者の支援ニーズを具体的に把握するとともに、これらの者に対する継続支援計画を策定するためのガイドラインを作成し、18 歳到達以降における継続的な支援を実現することを目的としています。

この度、本調査の一環として、「社会的養護自立支援事業」の実施状況等に関するアンケート調査を実施することとなりました。本調査結果はデータとしてとりまとめの上、公表させていただきます。

ご多用の折誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

【回答方法】

■特に指定のない限り、**2017 年 9 月 1 日**現在の情報をご記入ください。

■調査票は、同封の返信用封筒にて、**2017 年 11 月 28 日（火）**までにご返信をお願いします。

【お問い合わせ先】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

「0 歳から 18 歳到達後の者に対する自立支援に関する調査研究」ヘルプデスク

TEL：0120-133-181 [平日 10:00～12:00、13:00～17:00]

FAX：03-5281-5443 (24 時間受付)

社会的養護自立支援事業、および支援コーナーネーターの詳細につきましては、

別添「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 10 号）、および「社会的養護自立支援事業等」を参考まで添付しておりますので、適宜ご参照ください。

I 貴自治体の概況について、お問い合わせします。

(1) 都道府県等の名称	A. 登録里親数		B. 委託里親数	
	都道府県等の里親数等	C. 委託児童数	D. 委託児童のうち、18 歳以上の方の数	

II 貴自治体の「社会的養護自立支援事業」の実施状況についてお問い合わせします。

※雇児発 0331 第 10 号「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成 29 年 3 月 31 日）において平成 29 年 4 月 1 日から実施されている「社会的養護自立支援事業」を指します。
他の制度と区別いただき、ご回答をお願い致します。

(1) 貴自治体では、社会的養護自立支援事業を実施していますか。(○は 1 つ)	2. 実施していない→ (4) ^
1. 実施している → (2) ^	

(2) は、(1) で「1 実施している」に回答した自治体にお問い合わせします。

① 社会的養護自立支援事業では、下記「1」から「5」が具体的な事業内容として要綱上定められています。貴自治体において、事業内容別の実施の有無や実施体制等として、あてはまるものにご記入ください。(下記「1」～「5」のそれぞれにおいて、A～C のいずれか 1 つに○)

※事業内容を実施している対象者が 1 人でもあれば、その事業内容は「実施している」とお考えください。

1. 支援コーナーネーターによる継続支援計画の作成	A. 貴自治体の職員が直接実施		B. 他の施設・団体等に委託して実施		C. 当該事業は実施していない
2. 居住に関する支援					
3. 生活費の支給					
4. 生活相談の実施					
5. 就労相談の実施					
〔B,他の施設・団体等に委託して実施〕に回答した場合、具体的な委託先をご記入ください〕					
② 事業内容別に、事業の対象となっている対象者の人数をご記入ください。					
1. 支援コーナーネーターによる継続支援計画の作成	人				
2. 居住に関する支援	人				
3. 生活費の支給	人				
4. 生活相談の実施	人				
5. 就労相談の実施	人				

(3) は、支援コーディネーターによる継続支援計画の作成を行っている自治体*にお伺いします。
 支援コーディネーターの方の概況についてご記入ください。

※(2) ①の「1. 支援コーディネーターによる継続支援計画の作成」で、「A」または「B」に回答した自治体

① 貴自治体の支援コーディネーターの総数	人
② 業務内容 (〇はいくつでも)	1. 措置解除後の継続支援計画の作成 2. 支援担当者による会議の開催・運営 3. 居住に関する支援 4. 生活費の支給に関する支援 5. 生活相談の実施 6. 進路(進学・就労)相談の実施 7. その他()
③ コーディネーター業務における連携機関等(〇はいくつでも)	1. 児童養護施設 2. 自立援助ホーム 3. 児童家庭支援センター 4. 児童相談所 5. 里親 6. その他()
④ 支援コーディネーターが作成する継続支援計画の主な内容 (〇はいくつでも)	1. 自立支援上の課題 2. 課題解決のための支援目標 3. 居住支援に関する具体的内容 4. 生活費支給に関する具体的内容 5. 生活相談に関する具体的内容 6. 進路(進学・就労)相談に関する具体的内容 7. その他()
⑤ 支援コーディネーターの活動によりみられる効果 (〇はいくつでも)	1. 退所後に必要な支援内容・方法が明確になった 2. 退所後に本人がどう生活するのかが明確になった 3. 関係機関との連携が強化された 4. 居住確保が円滑に支援できた 5. 生活費の確保が円滑に行えた 6. 退所が困難だった対象者を退所・自立に結び付けられた 7. その他()

(4) は、社会的養護自立支援事業を実施していない自治体にお伺いします。

① 貴自治体では今後、社会的養護自立支援事業を実施する意向はありますか。(〇は1つ)	
1. 実施予定である(時期決定済の場合：西暦) 年 月	2. 実施するかどうかわからない
3. 実施の意向は無い	
② ①で「3」または「4」と回答した自治体にお伺いします。 社会的養護自立支援事業を実施しない理由に〇をつけてください。(〇はいくつでも)	
1. 事業の詳細い内容が分からない	2. 事業開始から間もないので状況を注視している
3. 事業の存在自体を知らない	4. 事業を担当できる人員が不足している
5. 予算が確保できていない	6. 委託できる施設・団体等がない
7. 対象となる方が少ない	8. 既存の事業・活動等があれば十分である
9. その他()	

(5) すべての自治体にお伺いします。今後の支援コーディネーターの活動にあたり、必要と思われる支援やツール等がございましたら、下記にご記入ください。

設問は以上です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

→ 同封の返信用封筒にて、2017年11月28日(火)までに事務局あてご返送をお願いいたします。